

平成24年第5回（9月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	頁
1	11	宮下 敏夫	1. 学校給食調理業務の民間委託化に向けての懸案事項であるPTAとの折衝経過について 2. いじめ問題に対する教育委員会としての対応について 3. 町立辰野総合病院跡地・建物及び福寿苑閉苑後の事後処理について 4. 新病院西側土地開発公社所有地の開発状況について	2
2	4	堀内 武男	1. 地方分権改革における一括法への対応について 2. 松くい虫防御対応状況について 3. 世代間交流センター設置について	12
3	3	根橋 俊夫	1. 水田農業への取り組みについて 2. 畑作物の生産振興について 3. 遊休荒廃地対策について 4. 農業の担い手育成について 5. 農地の集約化に向けた取り組みについて 6. 辰野町農業ビジョンについて	26
4	9	成瀬恵津子	1. 通学路の安全対策について 2. 発達障がい者支援について	44
5	6	熊谷 久司	1. 羽北地区道路網整備計画の進捗状況について 2. 空き家の活性化計画について	57
6	12	三堀 善業	1. 財政を町民の目線で 2. 荒神山スポーツ公園、特にプールについて 3. 節電について	70
7	7	船木 善司	1. 学校設備の充実について 2. 児童生徒の減少対策について 3. いじめの早期発見早期対応について	85

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	頁
8	1番	永原 良子	1. 障害者総合支援法制定にともなう町の対応について	99
9	2番	岩田 清	1. 駅前土地区画整理事業の新たな動きについて 2. 新辰野病院に望まれる2つの近代化システムについて (ペーパーレスとキャッシュレス時代に対応して) 3. 介護保険料の値上げについて (資料あり)	113
10	10番	中村 守夫	1. 火災報知機の取付け状況について 2. 町内小中学校所蔵の美術品について	129

平成24年第5回辰野町議会定例会議録（8日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成24年9月10日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	永原良子	2番	岩田清
3番	根橋俊夫	4番	堀内武男
5番	中谷道文	6番	熊谷久司
7番	船木善司	8番	篠平良平
9番	成瀬恵津子	10番	中村守夫
11番	宮下敏夫	12番	三堀善業
13番	宇治徳庚	14番	矢ヶ崎紀男

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	林龍太郎
教育長	古村仁士	代表監査委員	小野眞一
総務課長	小沢辰一	まちづくり政策課長	一ノ瀬元広
住民税務課長	松井夕起子	保健福祉課長	野沢秀秋
産業振興課長	中村良治	建設水道課長	漆戸芳樹
水処理センター所長	一ノ瀬保弘	会計管理者	林康彦
教育次長	向山光	病院事務長	赤羽博
福寿苑事務長	宮原正尚	消防署長	林国久
両小野国保診療所 事務長	宮原修二	社会福祉協議会 事務局長	百瀬辰夫

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	飯澤誠
議会事務局庶務係長	赤羽裕治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第12番	三堀善業
議席 第13番	宇治徳庚

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さん早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので第5回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。4日正午までに通告がありました、一般質問通告者10人全員に対して質問を許可いたします。質問、答弁を含めて一人50分以内として、進行してまいります。また町長等に反問を許可いたしますのでご協力の程、お願いいたします。質問順位は抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席	11番	宮下	敏夫	議員
質問順位	2番	議席	4番	堀内	武男	議員
質問順位	3番	議席	3番	根橋	俊夫	議員
質問順位	4番	議席	9番	成瀬	恵津子	議員
質問順位	5番	議席	6番	熊谷	久司	議員
質問順位	6番	議席	12番	三堀	善業	議員
質問順位	7番	議席	7番	船木	善司	議員
質問順位	8番	議席	1番	永原	良子	議員
質問順位	9番	議席	2番	岩田	清	議員
質問順位	10番	議席	10番	中村	守夫	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席11番、宮下敏夫議員。

【質問順位1番 議席11番 宮下 敏夫 議員】

○宮下（11番）

それでは、あらかじめ通告してあります質問項目にしたがって質問していきます。今回は過去に一般質問、及び委員会からの要望事項に対する取り組み状況、また対策を急がなければならない今問題となっている、社会的な大きな問題になっている問題を主とし、要点を絞って質問しますので簡潔な答弁をお願いいたします。まずはじめに、学校給食調理業務の民間委託化に向けての懸案事項であるPTAとの折衝経過についてであります。昨年12月定例議会一般質問において、私は学校給食調

理業務の民間委託について町の対応を問い質しました。それに対し町長は「説明不足と認識し、説明会を開くよう担当に指示した」教育長は「強引な実施はしない、更に説明会を開き理解してもらおうよう努力したい」との答弁を受けております。そこで質問します。平成23年12月以降、現在に至るまでのPTAとの折衝、及び説明会開催の状況など、経過をお伺いいたします。

○教育長

おはようございます。只今の宮下議員さんの給食の民間委託について経過をお話をしたいと思っております。昨年12月以降であります。1月、2月、3月とPTAの役員代表者の方と懇談を進めましたけれども、なかなか理解がしていただけなく進展がございませんでした。4月になってPTAの各学校の役員が新たな人へ人選をされました。5月の26日でありまして、町のPTA連合会の総会がございまして、そこでP連の役員が新たに承認されました。その席でも話がありましたけれども、改めて6月の18日でありまして町のP連、各PTAの役員さん方が毎年ですけれどもPTAの要望書というのを持ってまいりました。この要望書の中には給食の民間委託のことについても触れてございました。そこでは慎重、かつ丁寧な進め方をお願いしたいというふうな要望になっておりましたので、慎重丁寧に進めていこうというふうな考えてきたところでありまして、その間、それから以後、町の教育委員会の内部でもどのように進めるか疑問点を解決していかなければいけない、というようなことで検討を進めてきたわけでありまして、つい先日、PTAの役員の代表さんと下打ち合わせをいたしまして、今後PTAの役員さん方に説明をするということで日にちの設定をしてくださるのを待っている状況であります。以上です。

○宮下（11番）

今、教育長の説明では説明会を既に何回か行ってきたということですが、今の説明ですと役員、主な役員には話し合いをしたと思うんですけども、PTAもまだ末端の役員がいると思います。PTAとの今の折衝回数を見ますと理解を得るための努力がまだ不足しているように受け取れます。前年度役員、前年度役員というのはもう子どもさんは卒業して、今考える会のメンバーだと思いますけれども、その人たちには前に何度か説明をしておるかと思いますが、24年度のPTAの役員に対しては答申までの経過等、丁寧に説明することは当然必要であります。また説明だけでなくその新しい役員には、原点に戻って既に採用されている先進地の学校給食民

間委託の成功している実態の見学等もした中で、理解を得る努力をすべきと考えます。そこで質問します。教育委員会の説明に対し、今教育長がありましたけれども当初の「考える会」で出されて、反対が出されておりましたが、今の役員ではどこがどのように反対をしているのかお聞きいたします。

○教育長

その問題につきまして、これから話を進めていくということでございますので「まずP連の役員さん方に説明をして欲しい」ということでありましたので、それをまず、いたします。それから以後、全PTAへ、など必要な人々に説明をし、なお疑問につきましては今おっしゃられましたように、先進地の視察でありますとか、先進地の栄養士さんのお話でありますとか、試食会ですとか、というようなことを含めてご理解を願っていくと、こういうふうにご考えているところであります。

○宮下（11番）

それでは次に行政改革の一環として取り組まれ、2008年には学校給食業務検討委員会が決定した答申は尊重すべきものであり、町はこの事案の答申をどのように捉えているかお伺いします。

○教育長

議員さんおっしゃられますとおりに、私も答申は尊重すべきものだというふうにご考えております。こちらから諮問をしていただいた答申でありますので、尊重をしていきたいと考えておりますが、何ぶんにも今までのところで年数が経っておりますので、多少事情が変わってきている部分もあります。そうしたことを勘案しながら、今後慎重かつ丁寧に進めていきたい、こんなように思っているわけでありまして、答申書の中にはですね、調理員の臨時化ということ、そして民間委託をするということが両論併記という形で書かれております。したがって調理員の臨時化につきましてはもう既にできる所をドンドンと進めてきているわけでありまして、ただし、民間委託についてはまだ1校も進んでいない状況でありますので、私の考え方としては答申書に全部やれとか1つやれとかそういうことは書いてないわけでありまして、できるだけは進めたいというふうにご考えております。臨時化も更に進められれば進めていきたいと思っております。民間委託も少なくとも1つはやらないと答申の趣旨に合わないかなと、こんなように私は考えております。以上です。

○宮下（11番）

今答申の中で2つ、臨時化とそれから民間委託とあるということですが、私は小さい学校は当然民間委託できないので、小さい学校はもう臨時化ということと、大きい所は委託ということでこの答申を出したものと理解しておりますけれども、そこらへんはまたPTAとじっくり話し合いをして進めていただければ良いかと思えます。そこで当事者である保護者の主張も理解できますが、行政改革の一環として取り組まれた答申の重要性も十分尊重しなければなりません。そこで、一般町民はどのように考えているか、この意見を聞くことも必要と考えます。PTA役員も1年毎代わっていきます。時間を引き延ばすことによりお互いに同じ主張を繰り返し替えずこととなり、結論を延ばすことにより年度毎に代わる新役員にまた最初から説明が必要となり、前向きな議論はできません。そこで質問します。PTAとの意見の食い違いを一つひとつ丁寧な説明を繰り返し行うことで、理解を得るための努力をすべきであり、結論は早期に出すべきと考えますが特に結論を出しても直ぐ、その制度を取り入れるということではありませんが、前回のように12月に結論がでなくて4月実施ということでも急なことだということ、反対が出たわけですので、また同じことの繰り返しにならないように、早めにしっかりPTAとの議論を詰めていただいて、ある程度のいつ頃かという目標を立てて進めた方がこの問題は良いかと思えますけれども、いつまでもずるずるずるずるやっていますと教育委員もまたこれからさき代わったり、それからPTAの役員もまた代わるとなると全て1から出直すということは、その結論がいつ出るかということになりますので目標をいつまでに結論を出す、というような目標を持ってこの話し合いを進めるべきと考えますが、その点どのように考えているかお聞きします。

○教育長

おっしゃられるとおりにかというふうに基本的には思います。要望書の中にさきほど申し上げましたように慎重かつ丁寧など、進め方を、というふうに要望されておりますので、一方的に拙速な結論は出せないだろうというふうに思っておりますので、なるべく早期に結論が出ますように努力を続けていきたいというふうに思っています。また毎年1から出直しではなくてですね、それまでの経過をまとめて説明することはしますけれども問題の所在をはっきりして、その所在につき次はどうするかというような進め方をしていきたいなということ、先日の下打ち合わせでも

申し合わせをしたところであります。以上です。

○宮下（11番）

今、PTAの役員で幹部ではないんですけれども、聞いてみますとまだ詳しくは聞いてないというような役員も何人かに聞いておりますので、説明を聞けば、またその時点で私たちは判断するという意見を聞いておりますので、まず一つひとつその、私が見てもPTAから出ている要望も納得できないような要望もあるかのように思っております。そこらへんは一つひとつ説明していけば理解される難しい要望でないような気がしますので、是非その点もしっかり、あくまでも説明してそれで理解されないということならやむを得ないけども、「聞いてなかった」とか、「なかなか町からの、教育委員会から説明がないで」という不満だけは出ないように、これからしっかりやっていただきたいと思えます。

次にいじめ問題に対する教育委員会としての対応についてであります。いじめについてはのちほど、同僚議員からも質問されますので要点を絞って質問します。大津市のいじめによる自殺など、いじめ問題は学校や教育委員会に対する保護者の不信は全国的に高まっており、外部による公平な調査を求める声が強まっております。当然、辰野町においても町民はいじめ問題に強く関心を持っております。先日の『信濃毎日新聞』の「あしたはぐくむ」覧でいじめが取りあげられておりました。その中で「学校で受けたいじめが被害者のその後の人生まで傷つけ縛ってしまう。不登校や引きこもりの相談を受けた支援者は背景にいじめの体験が多くある事例をいくつも見てきた。いじめが起きた時に家族や学校がその子どもをしっかり守っていれば、その後の人生は違っていた筈だ」と訴えておりました。いじめは決して許されない行為であるが、どの子どもにもどの学校においても、例えば冷やかす、からかい、悪口、仲間外れなど、些細と思われることから起こり得るものであると考えます。そこで質問します。町内各学校のいじめの実態、件数、いじめの内容等を把握されているかお伺いします。

○教育長

ご心配をいただいております、いじめの問題であります。常に今申されましたようにいじめはあるという認識の上に立っております。いじめはないという、ないと言う方がむしろキャッチできないのではないかなという恐れがありますので、いじめは数が多ければ良いとか少なければ良いとかいうことではなくて、現状を的確に把握

し早期発見し、早期対応し、そして早期に解決するというのが良いだろうというふうに私は考えております。ご質問の実態でありますけれども今年度に入って現在までの数ですけれども、考え方や調査の仕方によって多少数字は違ってくるかというふうに思いますけれども、現在各学校の4月からのいじめの数は町内、大きい学校、小さい学校ありますので学校によって数の違いはあります。極少人数の所ではゼロという所もちろんありますが、トータルをしてみても町内で小中学校21ございました。既に解決をしているものもありますし、今継続して指導中というものもあります。しかし、非常に重大であるとか困難であるというものは現在キャッチをしておりません。内容につきましてですけれども、今ご指摘がありましたように、だぶるかとも思いますけれども世話やき、世話のやり過ぎとかですね、みんながわっと世話をやくとかね、というような世話やき。それからドンと体をぶつけるような体当たり。それから無視をする。それから仲間外しをする。嫌がらせをする。物を取る。「鉛筆貸して、消しゴム貸して」って言って返さないような事例ですね。それから、からかい。悪口。物を隠す、物隠し。それから叩く。それから物を投げつける。それから物を汚したり、濡らしたりするような事例。こんなものが現在報告をされているところであります。いつでもどこでもあり得ることでもありますので、こういうことを解決する中でお互いに人間関係を学習しながら、成長していくことが大切であろうというふうに考えています。

○宮下（11番）

大津市のいじめ問題を機に全国各地で新たに悲惨な事件が発生しており、こうした事件の発生の都度、今、国や県は新たな対策が出されております。質問します。いじめに対する国、県から出された指導方針及び、教育委員会、学校としての取り組み、新たな防止策があればお伺いしたいと思います。

○教育長

県の方では以前から、いじめに対する発見とか指導のマニュアルを何回か出しておりますので、各学校ではそのマニュアルに沿った形で各学校の自分の学校としてのマニュアル等を作って対応をしているのが現状であります。そして、それにしたがってアンケート調査をしたり、この前の時も申し上げましたけれどもQ-Uという調査がございまして、これは学級全体の状況、そしてまた子ども個々の状況が分かりやすく出てくる調査であります。この調査を利用して町内各クラス、年間2回

くらいずつやっておりますして発覚を促しているところでもあります。それから各学校へ県の教育委員会と町の教育委員会が一緒に行って、各学校のいじめの状況を現在調査をしたりしている最中でもあります。各学校毎に来ますので日程が示されておるわけではありますが、既に2校、町内では調査が済みました。3校目を今日川島小学校でやる予定になっております。そういうふうに県とともに調査をし、状況を把握しながら対応をしていくというふうに考えているところでもあります。新たな防止策というようなことをございますけれども、つい先日の新聞によりますと国でも20数億円の予算をプラスして全部で73億円って言ったかな。を費やしていじめの問題について新たな組織を作っていくというふうに言っております。全国で200箇所そういう組織を作ると、こういうふうに言ってますので極単純に割り算してみると長野県へは4つか5つからは来るのかなというふうに考えてるところでもあります。更に県の方でもいじめ対策連携会議ですね、というのを作るとか。あるいはいじめ根絶を目指す県民会議を作るといようなことを最近新聞で知りましたので、これらと合わせて町内でも考えていきたいというふうに思っているところでもあります。前からやってはいるわけではありますが、更にですね教育委員会とそれから学校、それから家庭ですね。それからPTAの皆さんなど、いろいろな所へオープンにしながら報告をしたり、対応をしたりしていきたいというふうに思っておりますし、児童相談所でもありますとか、町でお願いをしているスクールカウンセラー、学校で対応をしているスクールカウンセラー、また教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカーなどとの連携も考えておりますし、重大な問題になってきたらこれは警察とか、ああいう所も当然、連携の仲間に入ってくるだろうと考えております。特にもう、これは恐らくいじめというところを通り越して、犯罪だというような問題も出てまいりますね。殴ったの、刺したのというような暴行の事件でありますとか、あるいは金銭の巻き上げというような、そんなことが出て来た場合にはこれはもう警察と連携してやる方が良いかなというふうに思っております。警察と連携する組織も町内で学警連で、学校警察連絡協議会というのがありまして定期的な会議も持っております。更に子どもが育つネットワーク会議という会議も持っておりますして、そこにも警察の方も出て来てくださっておりますので、そうしたところで、連携をしながら重大な問題については警察と連携していきたいというふうに考えておりますし、また教育委員会の取れる手段といたしましては、どうしても上

手くいかない場合は、いじめる子を出席停止にするという措置もございますので、そんなことも視野に含めながら、そしてまた町の皆さん各学校へ今、学校支援ボランティアとして入ってくださっている人がたくさんおりますので、そうした方々にも目を光らせていただいて早期発見、そして早期対応を考えていきたいというふうに思っているところであります。以上です。

○宮下（11番）

いじめを、さきほど教育長も言われましたけれども、いじめをゼロとする目標でなく、いじめは常にあるものとして、学校、先生がそれをどう解決するか、またどのようにして解決できたかを評価しなければ、ゼロを目標とすれば、いじめ隠しはなくならないと思います。ようやく、国も総合的ないじめ対策を発表されました。町も国、県と迅速な連携を取る中で、いじめ問題に取り組むべく、いじめ問題解決対応への強い決意を教育委員会に期待し、この質問は終わります。

つぎに町立辰野総合病院跡地・建物、及び福寿苑閉苑後の事後処理についてであります。9月末を持って現病院は新病院へ移転するわけですが、旧病院は平成25年までに解体し、跡地の借用地は現状復帰、即ち農地に戻して返還の契約とのことですが長い年月を経過した中、近隣地域の状況も大きく変化している実態において、地権者の要望も出されていると聞いております。質問します。地権者の要望をどう受け止めているかお伺いします。

○町 長

9月議会、一般質問第1日目、大変にご苦労さまでございます。質問順位1番の宮下敏夫議員の質問に答えさせていただきたいと思っております。この度、新築された病院の方へ10月1日から移転して、開院をしていくわけでありましたが、旧の残された今までの病院についてということでございます。これにつきまして契約者、ちょっと長い間お世話になってお借りしたわけでありましたが、一応契約書は原形復旧をしてお返しするという形に契約書はなっております。しかし地権者の6人の方々が全員の方が売却や、あるいはまた賃貸を含めて町の面倒をみて欲しい。考え方を一緒に考えてもらいたいという要望がありますので、これも無下にもできませんのでとにも、今は研究をしていきたいとこんなふうに思っております。敷地面積は病院だけで4,278坪ぐらいありますがその内、借地が2,269坪あります。そのほかに駐車場2人の方から、約、と言いますか378坪ほど借りて今現状でそのような状態で土

地を借用いたしております。辰野町では一応これ病院が移転されますと平成26年に一応今の方法でいきますと、解体撤去ということが一応流れとしては予定されております。現時点で考えられるっていうのは宅地造成とか、もし地主さんが良いとおっしゃれば、あるいは民間活力も導入して、視野に入れて検討していきたいと思っておりますが、またご指摘の福寿苑につきましても平成26年に平成会に移管することということになっていきますので、平成25年度中には売却を含め方向を出していきたいと、こんなふうなことであります。現在5月18日には病院跡地の利用検討会を立ち上げましたので、その中で地権者の意向が現在、確認されてきたという方向でありますので、これから更に話し合いを詰めて良い方向を模索していきたいとこのように考えております。

○宮下（11番）

今、町で検討委員会を立ち上げたということですが、既に何かどういようにしたら良いかとかいう構想はお持ちですか。

○町 長

まだ、新病院の建築に着工前にはあるスーパーマーケット等があそこをどうだろうと病院の移転新築に声を聞いて話し合い、問い合わせがあったようなこともありますし、その後も1、2店、正式ではないですけども、何か扱いたっていうようなことも言ってきている方もあります。それは全部町のものだというふうに土地も建物も、というふうな思いで来られてるようではありますが、その度に一応地主さんは別の部分もあるという話もいたしておりますが、まだ具体的には現在、またこういったリーマンショック以来、またヨーロッパの方の経済影響なども出てきておまして、ちょっと今賃貸向きかなと、というふうなことも考えられております。建物利用するに例えばしましても、耐震構造でないんで新築移転したわけでありまますので病院の場合には西病棟は耐震構造にはなっております。が、東病棟等が耐震でないというふうなことでございます。福寿苑等はこれは耐震、新耐震以降の建物だと思いますので、これにつきましては使おうと思えば耐震的には大丈夫であると、こんなことでありまして今後のまた検討委員会等も作っていききたいと思っておりますので、その中でいろんな模索を、地主さんも含めてしていきたい。こんなふうに思っております。以上であります。

○宮下（11番）

跡利用について町が第三者等を仲介して一括、宅地造成等も考えているというような今、お聞きしましたので地権者にしてみればそういう方向、町が間に入って、町が買うんでなくて間に入ってそういう手配をするというようなことを是非進めていただきたいと思います。それでこの内容を進める窓口ですけれども、今までどおり新しくいった辰野病院の事務局がやるのか、町の例えば、まちづくり政策課がやるのか、この窓口はどこになるわけですか。

○まちづくり政策課長

この検討委員会です。事務局をですね、まちづくり政策課が行っております。したがって今後こういった跡地利用につきましてのですね窓口は、まちづくり政策課で行ってまいります。

○宮下（11番）

我々議員の、同僚議員の中でも前に個人の企業経営者、医療機器の作っている会社等で医師確保というようなことでちょっと辰野町に何とか医師確保できる道はないかというような、その企業を訪ねて懇談した中でも中央病院が一旦計画したあの医師の教育センターと言いますか、そういうようなものも既存の空いた病院があれば何とか活用できないかというようなちょっと提案もありましたので、そういうようなこともまた含めて、もしできればそういう今あるものを上手く活用できることもあるかと思っておりますので、是非広い面から活用できるような、あそこも泉水団地がしっかりした団地がありますので、あまり個々の地主がバラバラ販売されちゃ、対応されちゃうと道路が奥の人たちは道がなくなるとかそういう心配もあると思っておりますので、是非町が仲介してあの地域がますます活性化できるような方向でこれからも検討していただきたいと思います。この質問は終わります。

次に、新病院西側の、隣接、線路の横の西側にある隣接地ですけれども、これは土地開発公社所有地でありますので、一般質問はあまり深くはしませんがこの開発状況について質問します。平成23年6月定例議会において同僚議員の質問に対し、新病院に隣接する土地開発公社所有地を商業施設及び住宅地として開発し、活性化を図りたいとの説明がありました。23年度内に土地を造成を行い、以後町内外から希望者を募るとの方針が示されました。町民は病院移転新築開院と同時に周辺の商業施設、及び住宅新設による活性化が図られるものと期待をしておりました。しかし、

現在その用地は造成もされておられません。なぜ遅れているのか、購入希望者はあるのか、疑問と心配している者、町民の一人であります。質問します。住宅及び商業用地としての開発とした町の構想の進捗状況についてお伺いします。

○町 長

それでは次の質問にお答え申し上げます。病院の西側、線路の西と言いますか、あそこにつきましたの辰野町の開発公社の所有の土地であります。どうするかとこういうご質問であります。これは開発行為が必要でありまして、今まで手間取りましたがようやく認可が下りました。ということで現在、先月の末に入札、に付したところでありまして業者が決定いたしまして、ここで今月から造成工事に入ります。そういう状況であります。以上です。

○まちづくり政策課長

若干、補足をさせていただきます。造成工事につきましては来年1月の完成予定でございます。それからその土地に関するですね購入希望等の業者さんと言いますか、申し込み状況でありますけれども、概ね、概ねって言うか昨年とほぼ変わっておりませんけれども8者から10者の方からですね、あその土地を利用したいというような相談等が来ております。以上です。

○宮下（11番）

既に希望者があるということで安心しましたけども、ちょっと辰野病院がここで完成して駐車場を見ると、ちょっと大丈夫かなというような心配もありますので、職員の駐車場に一部使ってもどうかと思ったり、医師住宅が今の現、病院の中にあるんですけどもあそこで良いのかなとも思っておりますので、そこらへんもまた可能であれば検討してもらって、あとで駐車場が不足になってもたもたするようでも困りますし、町の土地を有効活用できるように。希望者があって即、処分できれば良いですけども残るようなことであれば、そういうようなのも含めて検討していただければ良いかなと思います。以上で私の質問は終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位2番、議席4番、堀内武男議員。

【質問順位2番 議席4番 堀内 武男 議員】

○堀内（4番）

先に通告いたしました3件について質問をさせていただきます。まず1番目に地

方分権改革における一括法の対応について質問させていただきます。これは義務付け、枠付けの見直しによる条例制定進捗状況についてでございますが、地方分権改革推進計画に基づき地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るため、関係法律の整備に関する法律として、第1次一括法が42法律、また第2次一括法が188法律公布されています。各市町村は地方自治体の条例や体制整備が必要になりますし、平成25年3月31日までに該当項目について条例整備が委ねられているわけです。この改革の特徴は国の基準を条例化及び、基準化設定を行う裁量が自治体に委ねられたということでございます。これは非常に重要な作業であり、また地域の状況をよく調査する上で、した中で住民の声を聞き条例に反映する必要があるかと思えます。ただかなり、このボリュームが大きいということになりますので、その制定には日数もかかるんじゃないかっていうような気がいたしております。ここで町長にお尋ねいたします。義務付け、枠付けの見直しによる条例制定の進捗状況についてお尋ねいたします。

○町 長

それでは質問順位第2番の堀内武男議員の質問にお答え申し上げます。地方分権一括法ということをご指摘のとおりでございます。42法律が第1次、第2次が188という議員のおっしゃったとおりでございます。その中の条例の制定主体が町村にあるものということで、町において条例を制定、改正を行わなければならない法律の条項が25条項ございます。それを今、どのぐらい進捗して進んでいるかということだと思います。今までに社会教育法、図書館法、博物館法、地方公営企業法、水道法、公営住宅法に関する条例の改正を進めてきておりまして、7条項が現在済んでおります。したがって25条項の中で28%の整備率ということに現在、辰野町ではなっております。全国的に見ますと今年の6月の時点で平均取ってみますと大体、17.5%ぐらいの整備率という形になってこようかと思えます。こんな整備率であります。鋭意、更にまた整備を進めていきたいとこんなふうには思っているところであります。以上です。

○堀内（4番）

只今の回答によりますと、28%ぐらいということに全国平均からすると良い水準にきているということですが、かなりボリューム大きい状況になりますし、現状でいきますと3月末に向けて完全に整備できるという形の状況だということも確認い

たしました。各自治体の特色を出せる絶好のチャンス、機会であるという形の状況ありますので、そのためにも地域の実情をよく把握して傾注して推進していただきますよう希望いたします。続きまして制定に向けて地域特色、辰野らしさっていうのをどのように考慮するかっていう点につきましてお尋ねいたします。この一括法で委任された条例は「従うべき基準」であるとか、もう1つは「標準、即ち通常すべき基準」であるとか「参酌すべき基準、即ち十分参照しなければならない」という形の状況の3点があります。これは政省令を含め、自治体の条例を引き写せば他の物を引き写せば良いということではなくて、「その地域に適したものを」ということが非常に重要な内容になるかと思えます。即ち地域特色「辰野らしさ」っていうのをどのように捉えるかという形が非常に重要なことだと思えます。冒頭、平成24年3月に内閣府地域主権戦略から出されました「義務付け・枠付けの見直しに関する地方独自の基準事例」の質問要旨、事例をですね3点ほど項目に挙げて紹介させていただきましたんですけども、その中で、一番として公営住宅法に基づく入居基準、これ第1次一括法です。これは子育て支援であるとか、住宅促進、雇用対策っていう形に大きな影響要素があるという形で、特に入居の収入の基準であるとか同居の親族の基準であるとか、住民の安定を図るべき者の資格のっていう形の状況が載っかっていると思えます。2番目の項目につきましては道路法の構造に基づくものということで、これは第1次一括法です。これは交通渋滞の地域の課題の処置であるとか、住宅の交通事情に応じた道路整備の促進であるとかっていう形の状況になりますし、現在辰野町でも設定されています都市計画法道路においても、そういう点を含めて今後見直しっていう形も可能ではないかっていうことを期待するわけでございます。3番目はですね水道法ということで、これは資格認定の関係になりますが、さきほど町長の方から話がありました。これはもう制定されているという形の状況になります。特にさきほどの水道法につきましてもですね、公営住宅法につきましても3月の定例議会で提出されて、可決されておりますけれども私もその今回一括法という内容を基にその認識が非常に薄かったという形の状況がありまして、何となく審査してしまったっていう形の反省する点でございますけれども、ここでお尋ねしたいことは条例案を作る際に非常に重要な項目であるパブリックコメント、パブリックコメントっていう形です、町民の声を聞くという形のが非常に重要な項目になるんだと思えます。そのへんを含めて辰野町にあった基準にする

よう工夫するっていう形の状況がどうされたのか。また2番目の道路法についてはこれから出てくる状況になりますので、どのように地域特色を盛り込み制定するかということのを合わせて2点質問いたします。

○町 長

地方分権一括法で町の条例制定という形でもって進めていくわけですが、それに関しましてパブリックコメントを取ったかどうかというご質問であります。一応これパブリックコメントは取っていくことになっておりますけど、基準によりますとパブリックコメント制度実施要項の対象になる特別住民等に義務を課し、あるいはまた権利を制限するような内容の条例ではない、ということ判断されます。したがってましてそういったことに関わっている問題に関しましてはパブリックコメントが特別必要であると、こういうふうに考えております。必要の場合、一応それぞれが専門とか担当とかいろんなものを、皆さん方に集まっていただいて案も作るわけですが、直接住民の生活に大事な所に関しましては、もう当然パブリックコメントを進めていくということでもあります。公営住宅の入居法につきましては本来公営住宅は戦後、戦前にもありましたけども住宅を持たない方に対して行政が住宅を造り、お貸せすると、所得に応じてその家賃も決めるということが目的でした。今はそういう時代でございません。しかしやはり公営住宅は必要であります。それぞれの住宅を供給することによって利便性を図る。したがって転勤、あるいは転任、いろいろございます。転入、流出もありますがそういう方の中のために、また提供するという事で、少し価値観、あるいは考え方、方向も変わってる部分もあります。同時にまた今まで続いている住宅を持たない方、という形の中も若干残っておりますが、そういった意味で平出のアドニスに関しましては少しグレードの高い提供できるお部屋を用意して、特公賃とも言いますが、それも公営住宅の一つであると。したがって全部一括でこの入居の仕方を指定できませんので、それぞれの用途に応じてまた相談し、決めていきたいとこんなふうにも思っております。道路整備につきましては、道路構造令、一つ取ってみましても日本全土に対しまして一括で基準が決まっておりました。公道に関しましてはやはり通過交通を担当する道路等は歩道の幅が2.5メートル以上ということですから、これまたえらいことでもあります。辰野もそれで進めてきている所もあるわけでもあります。平出の竜東線の一部も2.5メートル幅を取らざるを得ないということでもあります。広い

ことは良いことではありますが、しかしご存知のとおりこういった中山間、そして狭隘なしかも急峻な地形である所に関しましては、全てそれやりますと道路ができなんじゃないという場合も面積取れないために出てきます。同時にまた辰野がやりほかの町村がまた違った方法取ってますとばらばらになってしまう。したがってこのへんは広域連合等でも相談をし、また近隣とのバランスも取りながら、同時にまた2.5メートルという一つの国全体の本当に20メートル道路ぐらいの歩道に合わせたような道路を歩道を付けなきゃならないかどうかということで非常に疑問点もありますので、そういったことに対しましてはやはりその地形、地形にあったような歩道の幅を、しかも近隣とあるいはまた広域的に連携しながら基準を決めていきたいと、こんなふうにも現在考えているところであります。水道につきましては議員の今おっしゃるとおりでございます。以上です。何かあれば課長の方からお答えいたします。

○堀内（4番）

只今、お話がありましたやっぱり辰野らしさっていう形のもの、構造令と道路の場合っていうのは構造上の問題がありますんで一概にそれを辰野らしさっていうのを出すっていうの難しいと思いますが、たださきほど町長が話あったように、やっぱり山間地が非常に多い辰野町ですんで、それに合ったものっていうのが非常に重要な要素だと思いますし、事例なんか見てもやっぱり右折レーンを取るための幅をもう少し少なくするとかですね、山間地だと2車線なくても1車線でも良いよっていうような形の状況もあったりしますので、やっぱり辰野らしさ、その辰野にあった内容っていうのをやっぱりその中に取り入れていただくという形のものっていうのは必要だと思いますんで、そんな点を今後も捉えていただきたいと思いますし、いずれにせよ地域特性に応じた特色のある基準っていう形のものを設定するという形のもの最終的には町の課題を解決することであり、きめ細かいサービスを提供するということだと思います。住民の目に見える身近な改革の効果として、なりますんで是非町民の声を聴く中で十分検討して「辰野らしさ」を取り入れていただくという形で今後、制定あるいは改定に向けていただくことを要望して次の質問に移ります。

2番目の質問ですが、松くい虫の予防、制御対応についての項目でございます。松くい虫の被害の実態と防御体制についての質問でございます。松くい虫の被害が

上伊那地区で北上して来てるという形で脅威にさらされてるわけです。これは皆さんご承知のとおり松にマダラカミキリが介在してですねマツノザイセンチュウが寄生するということで松枯れが起きるといふ形の状況です。現在、箕輪の福与まで拡大して来ておりますが、上伊那の被害状況を見ますと伊那市が非常に拡大してきていると、南箕輪に至っても拡散して来てるっていう状況で、現在 800 メートル以下の所で拡大が進んでいるという形の現状ですが、やっぱり地球温暖化っていう現象が出てきているために、今後辰野町においても拡大が非常に懸念されるという形の状況だと思います。松枯れによる辰野町の影響ということもマツタケのキノコの山、その産業に対する影響も大きくありますし、また松が枯れることによって土砂災害に繋がる要素も非常にあります。そのほか家庭の中で先祖代々引き継がれてきてる屋敷内の松、それについてもですね被害に遭うという恐怖にさらされているっていうのも現状でございます。そんな点で松くい虫の町内の拡散を是が非でもやっぱり阻止するという形の状況をですね、行っていかなければならないというように思っております。現在辰野町は、未被害地域に指定されて区分されておまして、被害先端 2 キロメートル以外の予防地域ということで指定されていると確認しております。そんな点で今後予防に万全を期すということが必要だと思います。ここでお尋ねいたします。現在辰野町における松くい虫被害防止体制とその活動実績についての質問をいたします。

○町 長

それでは次の質問であります。松くい虫の問題でありましてこれはマダラカミキリが媒体して運んでくるマツノザイセンチュウが松の中に入り込むと、その線虫が非常に幾何級数的に増えまして松を中から芯から枯らしてしまう、食べてしまうという形になってまいりまして恐ろしい問題であります。なかなか直ぐに発見ができなかったり、気が付いた時にはもう遅いという形にもなってきます。これは昭和56年から下伊那に発見されたということですが、平成、既に平成7年には中川村で発見され、その後、北上を繰り返しておまして、24年、平成24年には今ご指摘のとおり箕輪町の福与、あるいは卯ノ木、判ノ木、等々で3本ぐらい発見されております。南箕輪村でも中込で2本が発見されているということでありまして、800メートル、海拔800メートル以下とされていたわけですが、しかし今議員も言っておりましたけど、地球の温暖化ということがありまして、海拔の

その限界海拔が上がってきているということになると辰野町も射程距離内に、その松枯れ、松くい虫の松枯れ病からいくと入ってきちゃってるということでもあります。現在辰野町では9地区に分けて監視員9名、ということで7月から11月まで月1回目視で山を歩いていただいて、直ぐに異状があれば申し出ていただくように手配をいたしております。是非また、住民の皆さん方でも怪しいと思われるものがありましたら報告をいただき、辰野町におきましてはそれを検体を取ってDNA鑑定をするようにしてその病気のある、なしをはっきりさせていくとこういう方法を今現在取っているところであります。こういったものが来ないことを町としては望んでおりますし、大事なマツタケ、アカマツもやられてしまうと町の特産、また地域的な名物も減ってしまうと大変なことになりますので、早く防除していきたいとこんなふうに思っております。以上であります。

○堀内（4番）

辰野町では当然、現状では発見が発生してないという、発見されてないという状況ですんで、ただ被害のない今の状態からやっぱり防御態勢とあるいは啓発活動をきちんとやっていくということが非常に重要なことではないか、っていうような気がいたします。只今の答弁によりますとですね、9名の方が巡廻調査で5回実施しているという形の状況ですが、辰野町非常に山が多い、松も多いという中で、非常に広大な面積でチェックしなければならないという形の状況だと思います。また持ち出し材によって、あるいは車の移動によって拡大が考えられるということも言われておりますんで、当面はその車が入る範囲、道路、その辺巡廻重視っていうことが重要であろうと思いますし、流入防止と同時に枯れた松をいかにして早期に発見するかという形の状況が大切なものであり、その情報をいかにして多く取り入れるかと、早く掴むかっていうことが必要でないかと思います。そんな形で現状では辰野町に被害がないという形ですんで、その被害地域っていう形でないためのその感覚的に薄れているっていう現象はあるかと思います。でも、これは今後やっぱりきちんとした予防策を取っていかなければならないという形の状況がありますんで、ここでちょっとお尋ねしますが「松枯れ110番」という名を打ってですね、やっぱり情報をいかにして多く入れていただくかという活動がやっぱり必要ではないかと思います。それと同時にやっぱり活動状況をですね、その結果を含めて常に公表をする、それで住民一体となってこれを防ぐっていうそういう活動をですね展開する

必要が非常にあるかと思えます。もっとやっぱりPR活動が必要であるかと思えますし、もう1点、カミキリ虫の松、枯損木であるとか衰弱木っていうのもいけないみたいですね。ほかに伐採した木の状況に、それに卵を産むという形の状況があるようですんで、やっぱり林内に放置するっていうこと自体もやっぱり生息密度を増加させるっていう意味で、非常に大きい要素があるということも聞いております。今、上伊那独自の基準ということで「アカマツ林施策」っていう方針が決められていますけれどもやっぱり健全なアカマツの育成、とか樹種転換、樹種の転換をする。林内残処理の方法の徹底を図るという形の状況も決められております。さきほどの「松枯れ110番」と合わせて上伊那基準に基づいて今後どの様な具体的な活動を取り組んでいくのかお伺いをしたいと思います。

○町長

町へ来たら対応でなくて、既に隣の町も入り始めたような状況でありますので、それに対していろいろ監視の目を張ってっていくこと、注意をすること、町自体が勉強していくこと、辰野町自体が。そしてまた広域だとか、長野県の方でもこういった問題を取りあげておりますので、現在駆除しなければならない状況に陥っている町村に対しての協力ですね、もしていきたい。協力ってお金とかそればかりでなくて、もう少し予算を付けてあげるべきだとかいろんな発言をして、守っていかないと入ってから手を出したんじゃ遅いということもあります。しかし防ぎきれかどうかって非常に難しいところでありますが、今議員がご指摘のように松自体がピンピンしている時に入り込むということも中にはあるようですが、多くは弱っている枯損木ですとかですね、あるいは少し衰弱しているような木を見つけてはマダラカミキリが掴まる、そういう傾向もあるようですので是非一つ住民の皆さん方もこのことをよく勉強していただいてそして、今110番、非常に良いことだと思いますが、そういった態勢を取って早く情報を入れていただく。早く燻蒸処理をしてしまうこと、とても大事なことだと思います。ただ空中散布っていうことがありまして、空中散布は農業の方もありましたが、この松枯れにも非常に有効だったんです。山でありますので。特に中川村辺りに入り込んでいる時には無人ヘリですね、小型ヘリで薬剤を積んでラジコンで操作しながら、その場所へ行って空中散布すると非常に有効でしたが、これが飛散するので人間の身体に良くないということで、特に住宅の近い所、近くなくても舞っていくからだめだとかいろんなことが出てきちゃい

まして、今農業の方も、同時にまた山の方も、ラジコンによる非常に有効な消毒ができなくなってきました。あるいはできない所が多くなってきました。したがって山の上までの消毒になってきましてとても大変でありますので、是非一つ早めに発見をお互いにしてかなきゃならないとこんなことであります。私どもも、もう既に6、7年前ですか。樹幹注入ということで大芝高原、もう松枯れとかそういった虫が来ない前に、注射をしてました。1本の木に3箇所ぐらい。これ5年間ぐらいもつようですが1本の木であの当時に3,000円かかるんですね。1本なら3,000円で良いだろうって言うんだけど、あれだけの木が松がありますと、掛ける何百本、何千本ですから大変なことになります。南箕輪村の方も計画的に毎年毎年若干の補助は県の方からも付きますので、それを貰いながら予防もしてたということでもあります。しかし予防については補助がないとか、いろんなことにまたなってきたりまして、実際に侵されている木に対する薬品しか付かないとかいろんなことがまた難しいこともありますけれども、そういったこと防御も大事な駆除手段であるというようなことの中で進めていかなきゃならないと、こんなふうに思っております。積極的に監視し、またほかの町へも協力し、同時に町へ来ないように、来たら真っ先に早めに駆除してしまうと、こんな態勢を取っていきたくないと、こんなふうに思っております。以上であります。

○堀内（4番）

もうちょっと具体的に、こういうことをするんだ、っていう内容があれば一番ありがたいですが。今、樹種転換という形の状況もちょっとお話させていただきました。そういう考え方はあるのか、ないのか。あるいはもっとPR的にですね、やっぱり不足しているっていう点がちょっと考えられます。やっぱりもっともっと住民がこの松枯れ病に対して、やっぱり関心を持つ、あるいはやっぱり非常に大切なことなんだよって、なったら大変なんだっていうことがですね、もうちょっと分かるようなことが必要だと思いますが、そこらへんはいかがでしょうか。

○町 長

まずPRにつきましては、やはりホームページを使ってどんどん出していくとかですね、あるいはまた広報等でも積極的にこのことに対しては住民の皆さん方に早めにお知らせする必要があると、こんなふうに思っておりますので実行させていただきます。また、さっきも樹幹注入ということで木へ注射するという、少しピーっと

掘ってその中へ入れてまた栓をしておくという方法で、防衛ができるわけであり
ますけれども、予防ができるわけでありますが、そのほかに今のさきほど、今議
員がおっしゃられました樹種の変換ですね、もう木を替えててっちゃう。それも
ちょっと時間もかかるんでしょうけども、そういう方法もなきにしもあらずであり
ます。もう一つはやっぱり薬剤散布しかない。こんなようなことの中でよく更に進
めていきたいと思います。課長の方から何かこれに加えることあればお答えをいた
します。

(課長 なし)

○堀内 (4番)

それでは具体的なちょっと話もございました。それにつきましてやっぱり防御補
助制度っていう形のものがあると思いますんで、その内容についてちょっとお話
をさせていただきます。平成24年度の松林健全化推進事業っていうことでこれは防
災である、あるいは信州の原風景保全上の役割を果たしているアカマツ林を保全し
ようという形です、これはそれをすることによってマツタケ等の林産物の確保を
図る目的であるという形の状況で補助事業が長野県、あるいは県、国の中において
も計画されています。さきほどちょっと話が出てきました予防事業としての薬剤
散布、これは非常に住民に対するとか自然体系が非常に影響を受けますんで、かな
りの課題、問題があると思いますけれども、そのほか樹種転換であるとか、町長か
ら話しが出ました樹幹へのですね薬剤の注入等っていう形でかなり国の補助がある
と思います。ここでちょっとお尋ねしますけれども、現在辰野町にもですね公園整
備っていうのも含めて公園があったり、荒神山も松の木があったりっていう形の状
況がありますんで、やっぱり先手的にやっぱりこう薬剤注入という形の状況の計
画っていうのも必要ではないかと思います。それと同時に各個人、非常に難しい問
題だと思いますけれども、祖先から引き継がれて散布している松に対する予防措置
という形の状況で、補助を出すっていうそういう考え方はないかどうか。その2点
についてお伺いいたします。

○町 長

良いご指摘だと思いますので検討はさせていただきたいと思いますが、まず樹幹
注入に関しましては大体、1本、1本と言いますか1本の薬の瓶が2,500円。それ
から注入は個人でもできますけれども、やっぱり業者をお願いいたしますから1本

あたり 1,000 円ぐらいの作業料がかかるということでもあります。しかしそれだけ使いますと 7、8 本の木には注入できると。しかし 4、5 年でもう一回やらなくちゃしょうがないということで永遠に良いわけではない。抗原抗体反応がこうしっかり覚えてしまうってということじゃありませんので、薬がある内は防止できて薬がこう段々段々こうあれですね、蒸発されちゃったり、外へ、木だって異物ですから外へ出しちゃうでしょうから、出してしまえば無効という形になりますので、そういうことも一応念頭に置いていただきたいと思います。それからこれ松は荒神山もありますし、辰野町は約 90%、85% ぐらいが山ですので、いっぱい辰野は松もあるし、それからまたマツタケの問題もさきほど言ったようにあるし、それから個人の住宅にも松というものも既存木として大事な松として育てている所もあります。そういうことでございますけれども、これは今のところ何かおかしいということに對しまして、直ぐ行ってさきほど言ったように、検体取って、それからまた DNA 鑑定する。これはマツノザイセンチュウかどうかということ鑑定する。そういうことはいたしますが、どこでも今までの 56 年、下伊那で発見されて今までずっとこう北へ段々段々温暖化とともに上がって来ているんですが、その中でも個人のものに対する補助はないんですね。辰野町だけやれって言えばまた考えなきゃいかんでしょうけども。それでご自分で本数がですね、どうですか住宅の中で個人で、山は別としまして宅地であって 10 本も 100 本もなんていう人はないと思いますので、是非一つ自分で予防していただくということで斡旋したり説明はいたしますが、そんなことをお考えいただきたいと思います。

○堀内（4 番）

思ったよりその費用がかからないっていう、樹幹注入がですね、お金がかかんないってことですかね、そんな形ですんで、これはどっちかっていうとやっぱりそういう個人のものについては個人。ただやっぱり公共の場所にあるものについてやっぱり皆さんが、楽しんだり、いろいろその木陰を活用したりっていろいろありますんで、原風景も含めてですねやっぱり確保するっていうことではある程度計画的にそういうことも踏まえた防御体制っていうのは、今後とも行っていただきたいと思いますというように思います。薬剤注入も今、大体 5 年くらいはもつっていう話も聞いておりますんで、いずれにせよ松くい虫の被害を防止するという形の状況で住民一体となりながら行政と連携を取りながら進めてくということが必要だと思

ますんで、今後とも見守りをしていきたいと思えます。

最後の質問に移らさせていただきます世代間交流のセンター設置についての項目になります。世代間交流を主とした今後の事業計画の提言について質問させていただきます。9月の3日、本議会で議案21号、平成24年度辰野町一般会計補正予算において、ほたるの里世代交流センター整備計画が議決されました。近年地域の介護予防施設として各地区に20数箇所、これは新築であったり、改築であったりですけれども目的を達成するために活用に使っているというのが現状でございます。地元の身近な所で介護予防活動が行われ、そのための用具も導入されておりますが、ちょっと十分にそのへんが活用されているかどうかという点がですね、ちょっと心配な点が見受けられます。今回世代間という形の状況で、子どもから親、成人者、熟年者に至るまで幅広い年齢の方々が集い、活用できるというそういう点では非常に今回私は多いに期待するものでございます。特に今回市街地で人々が自然に集まりやすい場所ですし、イベントも計画できます。また商店街も近い所にありますんで地元の活性化とともに、従来と違った運用ができるんじゃないかっていうことで非常に期待しているわけです。今回の様に世代間の交流ができてですね、生き甲斐を見い出して郷土特有の伝統であるとか技術を教える側、教わる側に立ってお互いに楽しみながら、郷土の歴史を継承するということの足掛かりに成り得ると思えますので、非常に期待するわけです。私も私なりに、どういう活用したら良かったかっていうのを住民ともいろいろ話をしてみました。ちょっとここに8項目くらい挙げましたんですけども、いろいろダブってる点もあるかと思えます。特に一番言われていたのは「常に開いてて、いつ行っても手軽に立ち寄れる場所が欲しいよね」それとやっぱり「気軽に行ってお茶が飲める、団らんができるスペースが欲しいですよね」とかですね、あるいは「お年寄りの方、あるいは経験者の方々がその実体験とか伝統行事、工芸、遊び等含め子どもを含めたですね実体験がそこできるようなのが欲しいですね」とかですね。あと「各種団体によるいろいろ活動なさってますんでそのへんの披露していく、という形の状況でともに学ぶっていうそういう教室の開催が欲しいですね」等々いろいろここに掲げました。8項目ぐら挙げましたんですけども、そのへんの提言がございました。ただその中でやっぱり皆さん心配してたとこ何かっていうと、運用をどこに任せるのかっていうそういう大きな課題があるんじゃないのっていうこともちょうとと言われております。ここでお尋ねし

ますが、従来は介護予防活動が主体ということでありましたが、お年寄りを含めてっていう形の状況、主体がお年寄りっていう形の状況だったんですが、今後は子ども、親、お年寄り等々含め、全世代の方々が気楽に集える場所づくりっていうことを目指す、ということが必要で今回こういう計画されたと思いますが、今後、世代間交流の設備導入、今までとは介護予防事業っていう形の状況が多かったんですが、今後世代間交流っていう設備を導入にどのような方針で進めるか、今後介護予防施設と絡めながらですね、今後の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○町 長

これほたるの里の世代間交流センターに特化してお話して良いわけですか。お答えは。

○堀内（４番）

いや、全体的に。

○町 長

全体ですか、はい。

それではお答えを申し上げます。辰野町は世代間交流施設、あるいは介護予防センターということで、各地、もう既に30何箇所を国の尊い、町にとっては非常に有利な100%事業を導入させていただいて改築、あるいは新築しながら、お年寄りがいつまでも健康でいれる、健康寿命を延ばせるようなということで目的に進めておりましたところではございますが、その利用につきましてはもちろん介護予防そのものをやっていく。リハビリやるとか、健康講話をするとか、健康体操をするとか、お年寄りの皆さん方がそこへ来ること自体も既に足を使う、運動にもなりますし、足の悪い方、車椅子で来られてもバリアフリーでそこでお迎えできるような方向を取っておりますが、更にかたて加えまして、その介護予防の一環ではありますが、世代間で交流できる、特に子どもさんとか、あるいは若い年輩な人とか、あるいは熟年ちょっと前の皆さん方とか、いろんな人たちの交流することによって一つの間界というものは成り立っているわけでありますから、その中でお互いに得るものを、あるいはまた会話する中で、文化の伝承、今議員のおっしゃられたとおりでございますし、文化、芸能、あるいは経験、体験、なども語り継いでいくことがとても大事であるということであります。「気軽に立ち寄れる」とか「常に開いてる」ということですが、なかなか難し面もありますし「いったい誰があそこを運

営するんだ」と、こんなことももう今ご指摘のとおりであります。とりあえずその活用方法を募集いたしました。結構、いろんな提案がなされております。また新たなもの、今までなかったようなものができるのかなと思ったり、あるいは今までと同じようなことをもう少し幅を広げていくのかな。あるいは一つをもう少し深めていくのか、まだまだ決定段階でございませぬが、有効利用、活用できるように考えていきたいとこんなふうに同感でございませぬので、また皆さん方のお知恵もお出しただきたいとこんなふうに思います。担当課長の方から、もう少しお答えを申し上げます。

○保健福祉課長

いろんな提案をいただき、また今議員からも提案をいただいてありがとうございます。現在、大変多くの提案をいただいておりますので、そのへんをまとめる中で多くの人が集えるような世代間交流施設ができれば良いかなというふうに思います。また、それが地域の活性化に寄与できるんではないか、っていうふうに私ども考えております。今後ですね、この施設の活用状況、来年の4月からオープンになりますけれども、このへんをちょっと見る中で今後の施設等については、それから検討していくかな、していかなければいけないかなっていうようなことで進めていきたいというふうに思います。ちょっと補助金等も今後の心配がありますので、そのへんのところ慎重に対応していくようになると思いますので、よろしく願います。

○堀内（4番）

今までと違った内容で介護予防という形からちょっと違った方向で今、世代間交流という形の状況ありますんで、今後ともやっぱりこういう内容での運用、常、図っていただきたいと思うことが一つですが、その中でちょっとやっぱり気になっていることっていうのは、やっぱり今、課長からも話がありましたように、皆さんの意見を聞きながら方向付けをしてくという形の状況が話がありました。ただ、一つ物事を進める段階において、やっぱり目的は何か、それによってどういうことをする必要があるか、それに基づいて補助事業はたくさんいただくっていうのは非常に良いことなんですけれども、やっぱり今後やっぱり目的がきちんとあって、それに基づいてこの事業をするっていう形っていうのが、やっぱり物事の筋じゃないかっていうような気がいたします。そんな形をしてですね、やっぱり今後介護予

防での活用されている道具、器具等なんかもやっぱり自分の地域を見ても、せっかく入れたのになかなか活用できてないっていう実態も非常にありますんで、そこらへんも踏まえてですね、やっぱり今後その活動、使用できる頻度を上げるっていうこと、それによって介護予防も含めたり、そういう世代間交流の中で活用できる素地っていう形のものが必要じゃないかって思いますんで、そんな点を踏まえて今後運用していただくということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時30分といたします。

休憩開始 11時 21分

再開時間 11時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席3番、根橋俊夫議員。

【質問順位3番 議席3番 根橋 俊夫 議員】

○根橋（3番）

それでは通告にしがいまして、質問をしてまいりたいと思います。世界的な今年の異常気象によりまして、小麦やトウモロコシの国際価格は高騰し、国連は食糧危機の恐れを警戒をしております。穀物相場高騰の背景には供給面での不安定さとともに、21世紀に入ってから生産の伸びを上回って推移している世界の食糧需要の増大が指摘をされております。世界人口は70億を超えて増え続け、中国などの新興国での経済発展による一人当たりの食糧消費の拡大などがそんな大きな要因と指摘されております。こうした状況下にあって、食糧受給率が40%を下回るという先進諸国で最も低い日本のこの食糧の確保は、これまでも増して重要な課題となってきました。日本は瑞穂の国として古くから米の生産に最も適した国であり、米が日本人の命を支え、国民経済を支えてきたと言っても過言ではありません。ところが歴代政府は1970年から米の生産調整を始め、今では水田面積の約40%は米を作っておりません。私はこうしたことを改めて、国土をフル活用して米を始めとした食糧を増産し、受給率の向上に踏み出すことが国民の安心だけではなくて、国際的にも非常に重要なことだと核心をしているものであります。こうした方向に国政が一日も早く転換することを願いつつも来年度の、もう既に営農を考える時期を迎

え、当面町政としてやるべきことを確実に実施していくことも重要であると、こういう立場から以下、6項目の質問を行ってまいりたいと思います。

まず最初に、この水田農業への取り組みについて伺います。水田農業については米のさきほどの述べましたように米の生産調整、これと今後の米生産ということでもありますけれども、この資料によりますと平成23年度の当町への米作付けの目標配分面積というのは約279ヘクタールですけれども、実際の作付けというのは約284ヘクタールでありまして、約5ヘクタール超過をしております。この面積配分というのは県から上伊那地区に割当られたものを、地方事務所が各市町村に再配分をしているわけですが、地区内では辰野町だけが目標を超過しているとの指摘があります。また、町内について見ますと、今度は町は区、あるいは個人毎に目標面積を示しておりますけれども、これ配分面積と実際の作付け面積というのは区毎、あるいは個人毎にはかなりの格差があります。そこで伺いますけれどもこの生産目標面積というのは町、あるいは区にとってどのような意味を持っているのか、この上伊那地区で辰野町での超過しているというのは事実なのかどうか、もし事実だとしますと当町が超過した分は上伊那地区ではどのように調整をされているのか。また町内の区、あるいは農家間の調整は実際にはどのように行っているのかをまず、お伺いしたいと思います。

○町長

それでは質問順位3番の根橋俊夫議員の質問に答えてまいります。米の生産目標の面積が国の方から示されてまいりますが、これに対して町がどんなふうな対応かかっていうことですが、今まで減反とかいうことでやってる時は、辰野町は指定を受けたものより余分にやりました、殆ど。減反協力者が多くてですね。ここへ来て、この戸別所得補償が制度が、しょちゅう国が変わってますのであれなんです、戸別補償制度、協力しますと一反歩当たり1万5,000円貰えるわけですが、1万5,000円なら貰わなくて作っちゃった方が良くとかですね、そういうふうな人が出て来て、減反調整、今この調整じゃないですけど再生協議会というやつで、再生てね、減らすの再生も変ですけども、そういう名前で再生協議会、国の方で決めてきた名前です。これをちょっとオーバーしている現象が今出てきているわけでありまして、22年がプラス1.48ヘクタール、23年もプラス5、24年はプラス3ですね。ヘクタール多くなって確かにそのようでございます。結局この制度に振り回されてま

すからそれで作る方自体がその「そればっかならこうだ」と、あるいは「こっちに貰えるならこうだ」、あるいは「とも補償でしっかり貰えるならこうだ」っているんなことが、揺れ動いている中でどうもちょっと今回はオーバーしているんだろうなというふうに思っております。課長の方からこれにつきまして少しお話を申し上げたいと思います。

○産業振興課長

はい、町に割り当てられた面積について、今町長の方からお答えのようにここ数年、オーバーをしてきております。郡内での調整等も進められておりまして、上伊那管内においては多少オーバーしている所もありますけれど、その後の当初の割当から結果等見ましてですね、郡内で調整等を行ってる所もあります。県内につきましてはやはり米の評価が高い所につきましては、非常に多くオーバーもしている所もありましてですね、県としても今、ペナルティを科すようなそんな状況でないというようなことの中でですね、言い方はおかしいですけど作りたい方は作っているっていうようなそんな状況に現在なっております。町としては割り当てられた面積を守るべく今後取り組みをしていかなければならないと、こういうふうに思っております。以上です。

○根橋（3番）

このことにつきましては、非常に農家、実際に米を作っておられる農家サイドでも気持ちが揺れ動いているんじゃないかと思うわけなんです。非常に制度もここへ来て複雑で、またあとでも出てきますけれども24年度から戸別所得補償制度も始まったりする中で、どういうふうにその考えていったら良いか分からないっていうか、混乱がありまして今も答弁あったように、じゃあ辰野は作りたい人どんどん作りゃいいのかっていう、むしろ私も個人的はそれはありがたいっていう言い方、良いことだなと思ったりするけど、かといってそんなことを野放しにするのも政策っていうか、役場としてはそんなことはできないと思うし、そういう中ではどうやって調整していくのかっていうことが、今後非常に大きな問題になってくるんじゃないかっていうことを考えているわけです。それでまず町としては今もずるずるとこの間、増えているわけなんですけれども、こういったことが、まあじゃあ他地区も及んでですね、じゃあみんながえらいペナルティもないから良いじゃないかみたいな格好になりますと、これ示しがつかなくなってくるっていうこともある。そう

いった点では調整ですね、もう1回確認なんですけど、その郡の、郡て言いますか上伊那地区での調整もやっているやない、ちょっと今お話がありましたけれども、実際にはこの春に面積が示されて具体的にはここで田植えをされてですね、くるともう確定してくると思うんですけども、そういったものの調整っていうのは実際にやっているのか、あるいは今後もそういうことができるのかっていうことと、それから各今度は区、あるいは実際には個人までこう今、目標面積が配布されてますけれども、実際には区あたりで取りまとめないと収拾は付かないだろうとみてるんですけど、そのへんの区を見てもですね、かなりきちっと達成している所もあればかなりオーバーしている所もあって、かなりのアンバランスなんですけれども、そういったものは実際にはどういうふうに調整をしていく、特にもう来年のことを考える時期に来ておりますので、そのへんちょっと明確な答弁をお願いしたいと思います。

○産業振興課長

はい、郡内調整はですね作付け状況を見ながら最終的には調整を行ってきております。辰野でオーバーされた部分については、よその市町村でカバーをしていただいているっていうようなそんな状況もありますので、辰野の足りない部分をよその所へ持って行ってもらったっていうようなそんな事例もありますので、上伊那管内での調整は行ってきております。それから町内の調整の関係でありますけれども、区単位っていうことになりますと、なかなか再生協での委員さんをお願いをしながらこの数字につままして、割当をしてるっていうようなそんな状況でありますので、再生協の委員長さんを中心にですね、取り組みをしていただくことになるわけありますけれども、なかなか委員長さんにつまましてそんな権限がないっていうようなそんな状況下でありますので、これから始まるいろんなJAとの協力の下にですね懇談会等ございますので、そちらの説明会等におきまして徹底をしていただくようなそんな方向で進めていきたいと、こんなふうに思っております。辰野の特長といたしまして飯米農家、自分の家で消費するものは自分の所で作るというようなそんな農家が非常に多いもんですから、なかなかさきほど町長申し上げたように、交付金を貰うよりは多少オーバーしても自分の所で米を作って家族、あるいは親戚等に配った方が特だという考えの元にですね、町の方から割当られた面積に対して守られないっていうのが実態だと思っております。以上です。

○根橋（3番）

いずれにしても、行政として守らなきゃいけないルールっていうのもあるのかと思いますので、そういった中ではこれから出てきます転作等の絡みで一応配分目標もやっぱり重要視して考えてくっていう中で考えていただければ、っていうことで次の項目に移っていきたいと思います。今も触れましたけれども、その個別所得補償制度というのが24年度から開始をされたわけですけれども、実はこれは非常に複雑な制度でなかなか理解がこう十分ではないという実態があることは行政の方、っていうか町の方も承知しているのではないかと思います。新たに辰野営農組合というのがこの春、設立をされたわけですけれども、この参加状況等見ますと、やっぱりこれ理解していただいた、きちっと理解された地区と必ずしもそうでない地区のような感じで、参加状況にアンバランスがあるようなふうに見受けられるわけです。営農センターの前の議会で議論しましたが、営農センターの責任者町長でありまして過日の営農センターの総会、資料ここにございますけれども、これ見てもかなり立派な方針を持っておられるわけなんです、その中の方針見ますとね、やっぱり未加入農家対策っていうような項目も出てきたり、いよいよ辰野営農組合の本格的なその内容を、実のあるもの作らなきゃいけないっていうような方針もあるわけですけれども、この今です、一方では確かに自飯米農家が非常に多いという中では、かといって販売農家も結構最近は多くなっているわけなんです、面積がですね。そういう中でこの所得補償制度っていうものを今後、町としてはですね、どのように捉えて進めていくのか、特に未加入農家です、まだ理解が十分にされたのか、あるいは自飯米農家についてはどのように考えているか、そのへんについてご答弁いただきたいと思います。

○産業振興課長

未加入農家につきましてはですね、今後説明会等もってですね、加入をしていただくように進めていきたいと思っておりますけれども、一本化にするについてですね5営農、当初5営農で、その戸別所得補償に加入をしていたところですね地域によって面積がクリアできないっていうようなそういう事態が発生いたしまして、営農センターとしても5営農を一本化して10アール控除の部分で有利なその交付金をいただくような対策を取るためにですね、ちょっと急いだ部分がありました。これは6月末の加入というようなそんな状況下の中で一本化を急いで来たためにその説

明不足というようなことがありましたので、今後につきましては、さきほど申し上げたように、いろんな説明会等ございますので、このへんも含めてですね、所得補償制度につきましては、加入した方が特だよ、というようなそんな部分について説明をさせていただきたいと思います。今後、国政の方がですねどんなふうに変わってくるか分かりませんが、今の状況が続けばこの所得補償につきましても当面、継続されるということを思いながらですね、説明をさせていただきたいとこんなふうに思います。よろしくお願いします。

○根橋（3番）

それにつきましては今の答弁のとおり是非、取り組んでいただいで十分な理解を得ながら進めていただきたいと思いますが、その次の項目でさきほどの目標面積と裏返しで、転作というのが実はあるわけです。これを転作をやっていないと逆に言えば目標面積を達成するということは困難という中で、辰野町では今までは転作は主力はソバということで取り組んできた経過がございます。圧倒的にソバが多いわけですがけれども、一番ここでやっぱり来年のことを考える中では一番心配なのがいくつかありまして、一つはソバが流通部門では過剰になってきているんじゃないかっていうことで、価格今年も、って言うか23年産ソバも前年対比で落ち込んでおりますし、今年もまず更に落ち込むんじゃないかっていう心配がされておましてソバが一番いろんな点で有利なんだけれども、これを更にドンドン進めて良いのかどうかということが1点。それからもう1点はですね、そういった中ではいろんな収益性では麦、大豆の方が有利という面もあるということで、今、上伊那の他の地区では麦、大豆も一つの大きな品目としては転作物としては推進をし、あるいは有利と言われている、なたねなんかもですね検討が始まっているわけですがけれども、当町としてはこの転作を達成していく上での具体的な作物の目標ですね、こういったものはどういうふうに捉えているのかお伺いしたいと思います。

○町 長

水田活用の所得という補償の交付金対象っていうことで、畑作物がなっておりますが、今ご指摘のとおりそば、そば、そばという時期がございました。しかし対象作物は麦、大豆、あるいは飼料作物、もちろん、そばも入っていますが、なたね、加工用米っていうように、加工米ではっきりさせたものですね。お米でも良いわけですが、こういったものをこの今課長が言いました今度は集落営農を辰野の営農組

合一本化という形でいたしましたので、その中で取り組みをしてっていききたいと、その中で選びながら、これもJAやら皆さんやいろんな営農の相談を踏まえて戦略作物を早く選定してできれば、そういったことで皆さん方に奨励した一本化したものをこの交付金対象作物として選定し進めていきたいとこういうふうにも思っているところであります。はい、以上であります。

○根橋（3番）

いずれにしても、当町はその麦、大豆については極めてちょっとこの間、取り組み遅れましているわけですので、ソバがこのままですねこれから増産しても良いっていうならそれは一番有利かなと考えてるんですが、もしどんどん価格が下落していくようですね、ソバを作るメリットというのがなくなってくるわけで、そういう点では今後、この転作作物の特に麦、大豆、あるいは、なたね等についてもですね真剣な検討を早急に出していただいて、もう営農を考えなきゃいけない、くどいようですけど時期に差し迫って来ておりますので、そのへんに要望して次の畑作について伺いたいと思います。

今、畑作についても実は国は今のさきほど、またあとで出てきますけど遊休荒廃地との関係でも振興を図るといってきいているわけですが、一番目玉がやはり所得補償作物の生産振興ということを出して来ているわけです。これも中身的には転作と同じような状況で麦、大豆、そば、なたねというようなことになっているわけですが、これをどうに捉えていくかということが1点。それから2点目はこの畑作物と言いますとその今の所得補償作物以外では従来から辰野町としてもやっております大きくは果樹、それから耕種部門では野菜等があるわけです。これも決して小さい数ではないわけですが、こういった点で営農センターも考え、大きな事業計画で取り組んでおりますけれども地産地消の取り組みのものもあるわけであります。ここでちょっと質問をしたい2点、2番目ですけども地産地消のその推進という点では今学校給食はじめ、保育園、病院等の給食への食材の提供っていうのはこの間、小野地区や南部地区の農業者の皆さんや、2年前にできました学校給食に食材を供給する会などの活動によりましてですね、この2年間飛躍的に増えまして24年度はですね23年度の2倍、品目、量とも2倍に伸びる状況にまで発展をしてきておりますけれども、例えば例を申し上げますと玉ネギなどはもう前半で約1トンぐらいの供給が終わってもう物が無いというような状況も、だった

ようなことをお聞きしておりますけれども、今後こういったですね、さきほど申し上げました国の所得補償作物以外のそういった従来の畑作物の生産振興、これを具体的にはその特に大きな量であります給食部門への供給計画についてはどのように考えているかっていうのが2点目です。3点目はですね、これをやっていく上でいろいろ意見を聞いてみますと、いろいろ課題はあるんですけども一番この間の問題としては特に冬期のその貯蔵施設、特に三大品目って言われております玉ネギ、ジャガイモ、ダイコン等ですねこの凍らない形で3月4月まで保存していくっていうことができれば、早く言えば、もう倍近い供給が望めるというようなことで、こういった要望もあるわけですけども、こういった長期保存施設を町として整備していく考えはないか、以上3点について畑作についてお伺いしたいと思います。

○町 長

ちょっとあの、たくさん質問ありますので今ちょっと整理しておかないと落としちゃいけないと思ひまして。順序不同でちょっとお答えを申し上げてまいりますけれども、ご指摘の果樹農家につきましてもこの樹種の変換期、転換期に今来ているということと高齢化ということで面積が減少してて憂いてるところであります。後継者の育成等が必要でありますので、補正予算をお願いしている今新規就農インターン事業ということでまたお認めいただきたいと思ひますが、後継者の育成をまず図らなきゃならないというふうなことも進めてまいります。また、さきほどと関連いたしますけれど、畑作の面積は少ないんですけども、辰野町も一所懸命やっている人もあるわけですが農業者の戸別所得補償制度の対象となるものを、さきほどの繰り返しって議員も言っておりましたが、やっぱり麦、大豆、そばも入ってますからそばも含め、あまり多いようでしたら切り替えていただいて、なたね、これに販売量が結構多いブロッコリーとかです、アスパラあたりもありますので、そのへんも加えて検討していただいて、またできるだけたくさんそういったものを有利に作れるように考えていかなきゃならないというふうに思ひます。特にアスパラ、ブロッコリーあたりは連作が、アスパラは連作ができるし、ブロッコリーは少し連作を注意しなきゃいけないので、1つ指定してずーっと良いっていうものでもないところがありますから、ご存知のとおり変えてかなきゃいけない、あるいはずーっと良いものを、そのへんのまた品種を決めても変換しなきゃならんことも出てきますが、そのへんも集落営農の皆さんと一緒に中心にみんなベテランの皆さんですか

ら、検討しながら決めてかなきゃならないとこんなふうに思います。貯蔵につきましては今のところ町として、今後に対しましては検討いたしますけれども一応農協さんの空いている部分等も貸していただけるような方法を今、交渉してかなきゃならないだろうなというふうに思っております。課長の方から追加でお答えいたします。

○産業振興課長

畑作の作物につきましては町長申し上げたように、現在でも交付金の対象作物がありますので、そちらを中心に進めていくということになろうかと思っておりますけれども、出荷先でありますJAとですね販売量もありますので、そちらの方の相談をしながら品目等定めながら農家の方に下ろしていくということになろうかと、こんなふうに思っております。それから学校給食の関係につきましては、栄養士と生産者の皆さんとの話し合いの場が持たれているようでありますので、そちらの方で希望される作物、あるいは面積等の把握もできればですね出荷量とも大体予測できますので、そちらの方でまたお願いをしていかねばと、こんなふうに思っております。貯蔵施設につきましては、宮所ですね施設が冬期って言うか秋場になりますとマツタケが済むと大体空いてくるようなそんな状況のようでありますので、そちらの施設、お借りできるようなそんな向きもありますので検討させていただければとこんなふうに思っております。以上です。

○根橋（3番）

貯蔵施設につきましては是非、それが今学校給食に供給されている皆さんのもう具体的な一番の悩みになっておりますし、量もかなりの量になってきておりますので、是非JAさんとも検討していただいてですね実現できるようにご尽力していただきたいと、町としてのやっぱりそういう点での力を発揮していただければと思います。

次に3番目でその遊休荒廃地対策、畑作とも関係がありますので移りたいと思っておりますけれども。さきに町の農業委員会ではですね、この遊休荒廃地の実態調査っていうのを行いまして、その時の数字は確か120ヘクタールを超えた面積が遊休荒廃地だというような現状が公表されたかと思っております。問題はその後、どのようにこれを解消していくのかという対策なんですが一向にこの見えてこないっていうのも、またこれ現実じゃないかと思っているわけなんです。ただしその中ではかなりの

部分がいわゆる木を植えたりしましてですね、山林になっているような部分も捉えられているのではないかというようには考えているんですけども、実はちょっと調べてみますと2010年のこのセンサス、農林業センサスによりますと辰野町内ではですね20ヘクタールが耕作放棄地ということになっておりまして、内、田んぼが6.55ヘクタール、畑が12.14ヘクタールということで畑が田んぼの2倍、いわゆる荒廃していると。この面積っていうのはやっぱり農家の段階で可能っていうふうに捉えられた数字だと思うんですね。意識としては、本当は作りたいんだけど荒れちゃってるっていう認識でこういう数字が出ているんじゃないかと思うんですが、さきほどの農業委員会の数字、それから今のセンサスの数字等でどのように今、現状っていうものですね、遊休荒廃地対策っていうのは把握しているのか。それから町としてはこれどのような考え方で今、取り組もうとしているのかお答えをいただきたいと思います。

○町 長

特に里山に近い山との境みたいな所の農地等についてのご指摘でございますけれども、農業委員会の一筆調査で連続して荒廃地の今赤色になっている所につきましては、これは農地に復元はできないということでありますので、非農地証明によって地目変換も可能であります。これ個人の判断によるものでありますから、そのへんも住民の皆さんにそういうところがあれば言っていただければそのようになります。また、農地復元化の跡地につきましては国の補助制度を活用しながら再生して、そしてまた農事組合法人のさきほど言いました、ほたるの里辰野などに依頼しながら、自分でできなければそちらの方へ依頼して一緒に解消するように努めて遊休荒廃地をできるだけ少なくしていただくように協力いただきたいということでございます。何かもう少し掘り下げてっていうことになれば課長の方からお答えを申し上げます。

○産業振興課長

農業委員会で一筆調査を始めたのは平成20年からでありまして20年の時には124ヘクタール、それから21年は108ヘクタールと減少をいたしまして22年は110というようなことで23年度109ヘクタールですか、という面積が変わっているわけでありまして、こちらの方の調査につきましては緑色っていう、3色に分けましてですね緑と黄色と赤というようなそんな色分けをいたしまして、緑については若干

耕せばこう直ぐ農地に戻るような状況、それから黄色については大きめの機械を入れれば農地に戻るような状況、赤につきましてはもう農地に戻らないような山林化しているような状況ということで、判断をさせてきていただいております。さきほど議員のおっしゃられた20ヘクタールにつきましてはですね、農家の皆さんがどういふ判断で耕作放棄地というふうに判断されたのかあれですけど、赤色部分っていうような部分で、もう農地に戻らないような状況の中での数字ではないかところらの方では判断をしているわけでありまして。国の方の補助制度がありまして若干なりとも農地に戻すお手伝いができる補助金の制度がありますので、こちらの方も活用しながらですね、農地に戻していきたいっていうことでもあります。それから中山間の地域の農地に戻らない所につきましては、さきほど町長申されたように非農地証明等の扱いをしながら山林、原野化に地目を変えていただくようなそんな方向を取っていきたいということでもあります。以上です。

○根橋（3番）

そうしますとですね、今の今の答弁をお聞きしてますとちょっと数字的にちょっと曖昧になっちゃうんですが、その今現実に調査の中で手を入れれば農地へ復元可能というものは田と畑それぞれどのぐらいだというふうに把握されているのか、まず伺いたいと思います。それから、今の復元作業について国の補助事業があるというようなことでありましたけれども、数年前には大規模な補助事業がありましたけれども、現在具体的に例えば田んぼなり畑をですね、この復元していくっていう作業をやってみますと、一番まず入口で非常に困難なのは大体そういうふうに荒れている田んぼの多くが所有者が実はね、分からないとか連絡が取れないっていう、いわゆる不在地主の方も相当ありまして、地区でもどうにもならんということがまず出てきてしまうっていうことが1点です。それからその次に今度は実際に取り掛かってみてもですね、もう荒れてるもんですから非常に例えば木を、田んぼでも木が生えてる所はいっぱいありますので、しかも圃場整備した所に木が生えているっていうような現状がかなりあるんですね。そういう所、じゃ木を抜いて、抜く、それからいろんな耕す、草も刈ったとかいろいろやってきますと相当の費用がかかってしまって、それで若干いろいろお聞きしたその国の制度っていうのは低額ないしは2分の1っていうような内容をお聞きしているんですけども、とてもこのそれだけではですね農業生産でそれを賄うような形でペイできないっていう点があたっ

りして、これはどうやってその解決したら良いかっていうのは地区のやっぱりみんなの共通の悩みなんですね。で何で悩むかっていうと「人だもんでどうでも良い」じゃなくて、その草ぼうぼうになりますとですね、そこは病虫害のもう巣になっちゃうんですね。あるいはイノシシが来て運動場みたいになったり非常にそこにもイノシシが滞在しているっていうような現状も出てきますので、いろんな意味でこの農地っていうのはこういう公共性を持っておりますのでそういった点で、この荒廃地に対して具体的な取り組んでいくって、特にこれは営農組合以外には無理だと思いますけれども営農組合が取り組んでいく場合、相当やっぱり財政的な支援していかないと現実には無理だろうって試しているんですね。特に最初の入口の問題のこの所有者の意思確認なりをどうやってやっていくのかという点も非常に困難性を高めているわけですがけれども、そのへんの一連の取り組みについて具体的には、さきほどの面積と合わせてですね、どんなふうにか答弁いただきたいと思えます。

○産業振興課長

色分けの面積につきましてはちょっと手持ちがございませんのでまたのちほど説明をさせていただきたいと思えます。所有者の確認につきましては、個人情報っていうような部分がありまして非常に扱いにくい部分もありますけれど、町の台帳の中で把握できる所につきましては把握をいたしまして、こちらの方、耕作の意思の確認だとか、あるいは賃貸等しても良いかどうかっていうようなそんな部分につきましては確認をですね、所有者宛に通知を出しまして確認をしてるところもありますので、殆ど確認できておりますので、そちらの方利用しながら今後の対策を取っていきたくってこんなふうを考えております。それから費用につきましては、どうしても国の補助制度を使いますと低額部分の分が多いわけでありまして、こちらの方は半分ボランティアのような形の中で取り組みをしていただくような、そんな方向になってしまいそうな感じでありまして、何とか良い知恵を絞りながらですね耕作放棄地の解消に向けて取り組めればとこんなふうにも思っております。また企業さんがですね農業の方に参入できるような形にもなっておりますので、企業の力を借りながらですね、少しでも解消しながらほかの作物、有害鳥獣に合いにくい作物の導入ができればとこんなふうにも思っているところであります。以上です。

○根橋（3番）

まずその今の荒廃地のね、今の答弁の最後のところですけども、どうしても国の補助事業低額でボランティアっていうこともありましたけれども、実際にはですねその部分がかかなりやっぱり負担になってくるということで、何らかの形で町単独でもその国の制度の上乗せのような形で、この復元のですね事業について取り組んでく考えはないかどうか町長に伺いたいとおもいます。

○町 長

今の荒れきった所、しかしそれが邪魔になってる、あるいはまた有害鳥獣の格好のそこへ出場所になってきている。したがって周りにも迷惑かける、しかし個人は単価が合わないのでできないというようなことでありますが、今までちょっとそういったことに対しましての補助考えというものはありませんでしたので、今日現在ではその考えは持っておりません。なお、今課長が言いましたように有害鳥獣に近いに関してだけ言えば、強いものということで薬草等をですね作っていただき、薬草、薬品会社に買っていただくというようなことも、一つのですね遊休荒廃地を減らす一つの一手かなとこんなふうにも考えております。さきほどの質問に対しては以上であります。

○根橋（3番）

それでは次に農業の担い手育成の問題について質問をしてまいりたいと思います。いずれにしても水田農業、畑作農業、荒廃地対策等にいろいろにこの事業取り組んでいくにはやはり実際にそれを営農する人がいなければいくら理屈を言ってみても、何一つ実現できないという状況で方針としては、今までも若者の新規就農が一つの柱で2つ目にはこの営農組合の機能強化ということが謳われているわけがあります。それで現状の中ではですね、この若者の就農っていうのは非常に厳しい状況があるわけですけども、これもセンサス等にちょっと調べてみますとこのいわゆる辰野は約、販売の、実際にこう販売をされてる農家っていうのは約400戸395戸ぐらいあるっていうセンサスになってるんですが、その内、64歳未満のですね専従者があるっていう農家は180戸なんですね。これ45%。ああ、専従者があるっていうのがね、専従者があるってのが45%、その内ですね64歳の未満の方がいるっていうのは38戸しかなくて、2割しかないっていうこの現状なんですね。一言で言えば65歳以上の高齢者の皆さんが非常に頑張ってる今の辰野町の農業を支えているという現状がデータからも出てきているわけですけども、それで担い手育成で、じゃあどう

するんだっていう点ではもう、営農組合の機能強化以外にはないっていうふうには考えているんです。それでそういう中でじゃあどうするかっていう点ではですね、いわゆる営農組合って言っても、いわゆる二階建てって言われておりますけれども、辰野町内いくつか営農組合ありますけれども私がいろいろちょっとお聞きしてる範囲では、やっぱり一番そういった点でさきほどの遊休荒廃地対策だとか、あるいはこのいろんな集団営農の面です、あるいはこの担い手を作ってくっていう点でもやっぱり渡戸の営農組合っていうのは非常に先駆的な私は活動をしているっていうふうには理解しております。これは完全ないわゆる二階建て方式でありまして、全耕作農家の方が参加し、その上に実際に営農活動ができる人を集めて集団で営農を行い生産も行うという形で進めているっていうふうには理解しているんですけども、こういう形を町内にやっぱりそれなりに進めて地区毎にですね進めていかないと、実際には担い手っていうのは確保できてこないのではないかと思うんですが、そういった点で、じゃあ何をすりゃあ良いのかっていう点なんですけれども、そういった点では営農組合のそういった方向性を明確に示して、それやっぱりリードしていきけるリーダーを育成していく。それからそういうノウハウもやっぱり伝授していく。それで更にそういった点で具体的なそれに相応しい各地区の営農組合の農業技術も賄えるような形で、いずれにしても一言で言えばリーダーを育成する中で渡戸で行われるような形をやっぱり全町的に広げていくっていうことが極めて大事で、そういうことを一気に全町的には無理にしても、できる所からやっていくことが大事だと思うわけなんですけれども、今後の辰野町ですね農業のこの担い手育成っていうのはどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○町 長

次の質問であります。担い手、なくてまあ困っているわけでありましてけれども、いずれにしましても現在、退職農業者というような会ということで今40人ぐらいがおりますので、その組織もできてきておりますからPRを含めて会員増強を図って、またまだ会議も持たれていない状況でありますので、会議を持っていただくことも大事のように進めていきたいと思っております。またJAのOBを営農センターの職員として採用して対応してるということもありますので、それらの指導も受けていただければとこんなふう願ってるところであります。また、営農センター今ご指摘であります、中心となって組織整備を含めて体制整備を図っていくことがこれもう必

要でありますので、更にまた町と連携をし町もお願いをしていきたいと、こんなふうであります。また6月の設立になりました辰野営農組合の組織強化を図っていかないとやはり担い手の方も付いてこないという形になってくるので、もう少し本体の強化を図ってまいります。そしてまた、人・農地プラン作成懇談会ということで農業問題についての集約をそこで行って行って、更にまた農業問題全体を捉えて、また担い手等もお願いができる人があるかどうかのチェックアップをしていきたいとこういうことでもあります。課長の方からお答えをいたします。

○産業振興課長

渡戸の営農組合の例が出されまして非常に進んでいるってというような状況でありますけど、渡戸につきましても高齢化が進んでいるってというようなそんな状況下の中です、やはり退職された方がですね引張ってるってというようなそんな状況下ではないかとこんなふうに思っております。各15の集落営農があるわけでありまして、そちらの方もやはりリーダーになる方がですね、いかにその地域を引っ張って行くかっていうことですので、その地域がまとまっていてという状況だと思いますので、地域のリーダーの育成っていうのもこれも大切になってこようかと思っておりますので、リーダーの育成についてもですね、JAあるいは普及センターとも相談しながらですねリーダーの育成について考えていきたいと、こんなふうにも思っているところであります。渡戸の方式が全ての地区において良いかどうかという部分に含めてですね、また検討させていただければと思っておりますのでよろしく願いします。

○根橋（3番）

今の担い手育成のそのリーダー育成については、今の答弁ありましたのでそのように取り組んでいただきたいわけですけれども、あとでも出て来ますけれどもいずれにしてもこの地区ですかね、この退職者会は大いに結構だと思うんです。そういうことで営農技術を学んでいただいたり、そういうことは結構なんですけど最終的には地区へやっぱり帰っていただいて各地区毎にやはりこの地区の営農というものをやっぱり考えていただく方向に町としてはですね、やっぱり指導、指導とか方向性を持って今後リーダー育成を進めていただけないかということ要望して、次にはその農地の集約化に向けた取り組みについて質問したいと思います。これを見ますと、関係があるわけですけれども、これも農業者の高齢化によりましてです

ねこの農作業の全部、あるいは一部をもう委託したいとか、あるいは一部の農地をもう貸したいというような希望も相当数寄せられてきておりまして、これは今後数年間で飛躍的に増加してくるのではないかと。さきほど申し上げましたように辰野町の農業というのは高齢者の皆さんが支えておりますので、そういう意味では退職された方をどんどん入れて来るっていうことを一方でやりながらも、なおやっぱりどうしてももう無理という方も出てくるわけで、そうした現状をですねどのように把握しているかっていう点なんですけど、これは農業委員会の仕事なのかもしれませんが、そういったことについての現状の把握と、今後どのように対応する考えなのか。特に国はこの24年度にですね、人・農地プラン、今町長若干答弁ありましたけれども、その人・農地プランというものを策定するということが方針掲げておりまして、具体的には今まで議論されたとおりですね、人とこの農地について地域、地域であくまで議論をして積み上げていくと、最終的にはいろんな制度も活用していくっていうことになっているわけですけども、これはもう当然やっていくっていう方向なんですけど、そういう中で分からないのは農地集積協力金っていう、これは出す、出し手の方ですね。出す側に対して農地集積協力金というのが交付することになっておりまして、これは町が金額を決定するっていうようになっておりますけれども、これはいくらになっているのかお聞きいたします。それから今度、受け手の方では規模拡大加算という考え方があるようですけれども、これはどのような制度でいくら、いくらっていうことなのかお伺いしたいと思います。

○産業振興課長

人・農地プランの作成につきましては、今までありました5つの組織をですね中心に懇談会等を進めながらプランを作っていくたいって、こんなふうに現在考えております。国の方の示しております人・農地プランのその農地の集積の関係でありますけれども、平地では20から30ヘクタールっていうようなそんな面積を国の方は集積しろっていう、一組織ですね、あるいは個人が集積しろっていうふうに言っております。中山間におきましては、10から20ヘクタールっていうようなそんな面積をですね、集積をしろという状況でありますので、到底町におきましては2つくらい現在の取り組みをされている農家につきましては、このへんは可能かと思っておりますけれども、ほかの農家につきましては到底無理な面積でありますので、町に合った実状にあった面積をですね計画として持っていくたいということでもあります。金額につ

きましては集積の協力金の関係につきましては国の方で示されてる額がありますので、そちらの方を参考にですね決定をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

○根橋（3番）

その国の考えてることはいつもね大規模を考えてるんですけれども、やっぱり今もう再三この間、流れの中で言って申し上げてる辰野町として独自でね、やっぱり考えていかない部分が相当出てきてしまっていると。規模がそんな、辰野町のこのいろいろ調べてみてもそんな大規模にやってる20ヘクタールを超えてる農家、僅か数件でありますので、そういったレベルの話ではなく、やはり地域地域で現実に農業をやっておられる皆さんがこの、もうできなくなったのはやってる皆さんの所に集積してく。あるいは営農組合がそれをカバーしていくという、やっぱり町が支援していくって言うやはり考え方が必要になっているんじゃないかと思うんですが、そういう点で町独自、今のお話聞いているとちょっとできないようなね、答弁なんですけれども町独自でもその集積、出しての方へのやっぱり支援、それから借りる方の支援を両方考えていかないと上手くいかない点があるわけで、そのへんについてはもう1回どういう考えているかと。最後に辰野町農業ビジョンということなんですけれども、今までの全部一連の流れの中でこういったこと全て含めた形のものでその辰野町農業ビジョンということなんです、実はその営農センターの事業計画を見ると、辰野町農業ビジョンに沿った事業を推進するというようになっているんですが、この辰野町農業ビジョンというの私、いつできたのかよく分からないんですね、これね。でどんな内容なのかも分からないんですが、これやっぱりその目玉は何なのか、でどういう、何年を目標にどういうことになっているのか極簡単に、今まで答弁されたことは結構ですので、答弁いただければと。あと、町の体制強化ということでききほどもありましたが、OBだとか、技術を持っている方をやはりね、これも再三申し上げて来てることなんですけれども、営農技術とか販売方法についても親身にこの応じてもらえるのはそういったセンターを作っていく時期に来ているのではないかっていう点で、そういった点での具体的な取り組み状況についてどうかって、以上3点ほど伺いたいと思います。

○議長

根橋議員、あと質問時間が2分を切りましたので、質問を簡単をお願いします。

○町 長

それでは辰野町の農業ビジョンということで、さきほど来の話と重なることもあろうかと思いますが、一様の考えをお答えを申し上げます。まず地域水田農業ビジョンということではありますが、水田農業はもちろん推進していくわけではありますが、畑作物に関しましてはまず、ビジョンを町は現在持っておりません。後押しはしてまいります。これは県でビジョンがありますので、それに沿うようにしていきたいというこのことの意味で畑作はそうであります。水田の方は推進であります。また人・農地プラン、さきほどの話のとおりであります。作成の中でビジョンを更に具体的にまた方向付けもしながら作成していきたい。作成していくと国は変わっちゃうもんですから、また変えなきゃいけないと非常に大変な憂き目を持っておりますけれども、非常に難しい中ではありますが作成していきたいと思っております。なおまた取り巻く環境でT P Pの問題等もありまして農業農村の環境は苦しいところでもありますけれども、県が策定する長野県、食と農業農村の振興計画、5箇年計画がございますのでそれに沿い、基本方法としてこれは謳われておりますが、夢に挑戦する農業と。そしてまた皆が暮らしたい農村と。こんなことを謳い文句にしながら町も大きなビジョンとしていきたいなとこんなふうに思っているところであります。

○根橋（3番）

時間がまいりましたので、以上で終わりたいと思っておりますけれども、畑作のビジョンがないということは非常に残念なことです。例えばここに佐久市の農業ビジョンのこれは概略でこれだけあります。それで佐久は全然規模が違いますのであれですけれども、当町においてもですね一刻も早くその畑作のビジョンを作るなり、まずトータルとして今も言われたことが具体化できるような農業ビジョンの策定を急ぐよう要望して質問を終わりたいと思っております。

○議 長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は1時20分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 21分

再開時間 13時 20分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。産業振興課長より根橋議員の質問について発

言をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○産業振興課長

さきほどの荒廃地の面積の関係でありますけれど、よろしくお願ひいたします。緑色の部分でありますけれど、全体の面積ですとね 109.9 ヘクタールという中での全体の面積から緑色の部分でありますけれど 2.1 ヘクタールで19%になります。その内、畑が21ヘクタールでございます、で19%であります。で2の黄色の部分で18.8ヘクタールで17%であります。赤色の部分ですとね70ヘクタールで64%となっております。それから、緑の内、田んぼが7.8ヘクタール、畑が13.2ヘクタールになります。それから黄色の部分、田んぼが5.8ヘクタール、畑が13ヘクタールで18.8ヘクタール。それから赤色の部分でありますけれど、田んぼが13.9ヘクタール、畑が56.2ヘクタールであります。以上です。

○議 長

進行いたします。質問順位4番、議席9番、成瀬恵津子議員。

【質問順位4番 議席9番 成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（9番）

それでは通告にしたがいまして2項目について質問いたします。まず1項目目です。通学路の安全対策について質問いたします。本年4月、京都府亀岡市で児童と保護者の列に車が突っ込み、10人が死傷するという悲惨な事故が起きました。それ以降も登下校中の児童、生徒の列に車が突っ込む事故が相次いで起きています。ルール違反はもちろん、運転者のモラルが低下傾向にあるのです。この実態を重視し、国土交通省、文部科学省、警視庁が全国に安全対策の通知を発し、全ての公立小学校で通学路の緊急総点検を行い、8月までには取りまとめ報告をするように通達が出ております。そこで質問いたします。まず、町内全体で危険な箇所の数について質問いたします。学校から毎年、通学路の危険箇所の整備に対する要望が出ておりますが、まず各区と連携を取り、進めていかなければならないことでもあります。今回全国に安全対策の通知が出されたことにより、7月に教育委員会と伊那建設事務所、伊那警察署、学校関係者などで町内小学校の通学路の緊急総点検を実施いたしました。町内全体で危険な箇所は何箇所ぐらいあったかお聞きいたします。

○町 長

今年の総点検というんでなくて6月の恒例のPTA連合、町P連がありまして、

そこで各学校がPTAの皆さんが危険箇所という要望ですね、危険箇所と言ってもいろいろ様々ありますが、本当に危険と言いますか、危険の度合いに対しては様々ですけれども、西小から12箇所、南小が8箇所、両小野小が2箇所、東小が29箇所、川島小4箇所、合計55箇所、以上であります。

○成瀬（9番）

この55箇所っていうのは、今まで保護者の方から要望出たのも含めて、更に新たに点検した中で見つかった箇所でありますか。

○町長

只今言いましたように、6月18日に町P連の皆さん方が各学校で危険箇所をまとめて町の方へ危険箇所があるので早く、少しでも解消して欲しいという要望があった箇所、が55箇所とこういうことであります。

○成瀬（9番）

教育長に質問いたします。この危険の箇所を点検した時に教育長も一緒にご参加されたと思うんですけど、この危険の箇所を点検した中での感想をお聞きいたします。

○教育長

はい。只今町長が答えてくださいました55箇所につきましては、点検の時に全部回らせていただきました。私も一緒に回らせていただいたわけでありましてけれども、学校関係者、それから教育委員会関係、それから警察、建設水道課、交通安全協会、それから建設事務所、等々、建設事務所は県道、国道の関係の時には一緒に見てもらいました。など皆さん関係する皆さんがみんな一緒に、あっ、それから区長さんもいらっしゃいました。関係する皆さんがみんな一緒に回ってくださったので、非常にありがたかったなというふうに思っておりますし、危険箇所は全てが教育委員会で解決する問題では、解決できない問題でありますので、それぞれの関係の所が皆さん回ってくださったということが大変ありがたかったなと、こんなふうに思っています。危険箇所の中にはですね、交通安全上の危険箇所もありますし、それから転落とかですね、川に流れそうだとかいうような危険な箇所。それから更に不審者対応として危険の箇所というふうに3つに分かれた感じがしっかりと把握できましたので、これも大変良かったなとこんなふうに思っているところであります。教育委員会が全て、今申し上げましたように解決できる場所ではありませんので、

それぞれの所へ割り振りをして、それぞれの努力によってできる所からやっていきたいとこんなふうに考えているところであります。教育委員会ができることは主に看板の設置などでありますので、この議会にそのための補正予算を上げてありますので、お認めいただければ早速にやっていきたいとこんなように考えているところであります。以上です。

○成瀬（9番）

補正予算で要望が出ているっていうことですので、是非、よろしく願いいたします。3番目の質問ですけど、この対策設備の今回55箇所ありましたって、さきほど町長の方から言われましたけど、この対策、今後この55箇所についてどのように進めていったら良いかっていう対策もこれから進めていくと思うんですけども、この対策の設備の優先順位とその基準について質問させていただきます。今までも保護者の方から危険な箇所の対策については要望が出ておりますし、私の方へも要望が出た時があります。これは国の関係、また県の関係の場所もあり、町だけでは対応できない場所もあると思います。町としてこの危険箇所に対する対策については多分危険度の高い場所から今後優先順位を付けて対策を練っていく、整備をしていくと思いますが、この場所によっては大規模道路改良が必要な場合もあると思います。そこで、この55箇所、今出たっていうことなんですけど町として今後いつまでにどのような対策で優先順位を基準を付けて、この整備に進めていくか、お聞きいたします。

○町長

では次の質問にお答えいたします。この55箇所はじめ、ほかの所も、また私ども考える所ありますので、これに関しましては緊急度の高い所、危険度の高い所、等から逐次やっていくつもりであります。議員ご指摘のとおり、これは国がやるもの、県もやるもの、それから公安委員会がやるもの、信号その他についたり、それからまた横断歩道を付けて欲しい。その許可に対しましては許認可は公安委員会ですのでそちらへ頼むもの。同時に町独自でできるもの。更には区が主体になって分担金を持っていただいて、そして町と一緒にやるもの、それぞれでありますので、それから各区長さんや関係機関の皆さん方のご理解をいただいてできる所から手を付けていきたいとこんなふうに思っております。この危険度っていうものも、完全に危険がないという所はないんですね、交通安全的な問題に取りましても。しかし誰が見

でも危ないっていう所がありますので、それは緊急度、あるいは危険度の高いところという具合に含まれてくるわけでありまして。また交通事故でなくても崖ぶちで下へ落ちてしまう可能性がある所とかいう、構造的な危険度の所もあります。更には今教育長言いましたように不審者が出やすい所、あるいはまた中学生の部活か何かで暗くなることもありますから、街灯の問題。これは区の方で持ち上げていただいで、町が付けて電気料は区で持っていていただくという方式を取るわけですが、それらを全部総ぐるみで逐次優先順位を付けてやっていきたい。こういうことでございます。

○成瀬（9番）

逐次っていうことではありますが、大体、いつ頃までに徐々にやっていきたいっていうような考えでいますでしょうか。

○町長

町が全部やるなら全部、逐次というのは数字に直しますけれども今言ったような事情で、国県もあり、区の都合もあり、公安委員会の都合もある。あるいは許認可で検討される時もある。したがっていつまでということは言い切れませんので逐次と、できるだけ早い機会にとこういうことでもあります。以上です。

○成瀬（9番）

じゃ、そういう危険な箇所につきましては、町から国とか県とか公安委員会の方へ今後要望を出していくっていうことで捉えてよろしいでしょうか。

○教育長

警察の方へお願いすることにつきましてはもう既に、お願いを出しました。それから教育委員会にできることにつきましては、看板、さきほど申しあげましたように看板立てることなどは順番もございませんので、予算いっぱい早速にやりたいと思っております。以上です。

○建設水道課長

道路関係でございますが、国県道、町道、においても要望等につきましては区を通じまして上がってきたもの。やはり地域の総意という形の中において採択をするかどうかということありますので、そのような形の中で区から上がってきたものについては伊那建設事務所、そして公安委員会、警察署の方に町から要望書を上げております。以上です。

○成瀬（9番）

じゃあ、とにかく必ず、まず何かその危険な箇所があったらまず、区に言って、区から上げてくっていうことでよろしいですかね。まず区から、まず区からって感じで。

○建設水道課長

通常の場合につきましてはそのような形をお願いをしたいを思います。やはりさきほど町長の申しあげましたように、事業によっては地元の負担金等もごさいます。また地域の中において横断歩道の設置場所についていろんな考えもごさいますので、そのへんをまとめなければいけないと思います。やはり、しかしながら、緊急性のものとかそういうものについては、一度出していただければ町の方で逆に区の方とも相談をしながらも進めてまいりたいと思っております。以上です。

○成瀬（9番）

今の質問とちょっと関連いたしますが、以前にこういうことがありました。「一時停止の字が薄くなっているとか、標識がさび付いてよく分からないので点検し、直して欲しい」という要望が私の方へ来まして区に相談しましたら、区が「町に言ってください」と言われまして、私の方から町に相談しましたら「それは警察に言ってください」と言われまして、今度警察に言ったら「それは安協に言ってください」と言われまして、それで安協に言ったらまた、「それは警察です」と言っていて、もう本当にたらい回しにされたことがありまして、で最終的に私も安協の方へちょっと「本当にたらい回しにされて、どこへ言ったら良いか分かんないんですけど、安協さんの方で対応していただけますか」ということがありました。また「児童が県道とか車の通りが激しい道路を登下校する際に、特に雨降りの時など傘が車に接触しそうになる」といった保護者の心配の声も届いております。今後こういった要望が町民や保護者の方から直接、例えば議員とか、そういう方の所に要望が来た場合、こういった危険箇所についての要望は「あそこへ言ってください」「ここへ言ってください」というたらい回しにされないで、一応町で受け止めて町で対処していただきたい、そのようにしてもらいたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○町 長

行政にはルールがありますので、ルールどおりやってください。町議さんがたら

い回しされているようでは困ります。どこへ頼んだら良いのかぐらいのことはもう何期もやっている方だったらお分かりのことと思います。今言いましたように警察に頼むもの、地元から頼むもの、町から頼むもの、安協へ町から頼むもの、安協から町に頼むもの、それぞれ分かれております。行政っていうのはやっぱり公平公正を決定し、それぞれの団体にそれだけの職務権限がありますので、それらを通しながらやっていくと。こういうルールであります。以上です。

○成瀬（9番）

今、町長がルールがありますって言いましたけど、ルールがあるのでしたら「あそこ言ってください」「ここ言ってください」って言わないで、例えば区に言ったなら区の関係の方が町に言うとか、そういうような決まりを、またきちんと「そこへ言ってください」「ここ言ってください」って、私としては「言ってください」って言われるから「ああ、じゃあ言うしかないのかな」と思ってしまったので、そのような形で今後、とってってもらえたらと思います。次の質問ですけど、5番目のカラー塗装について質問いたします。ルールを守って歩いている歩行者が守られるといった世の中でなければいけない筈です。しかし歩行者優先を強く考えていくべきだと思いますが、その安全対策として歩道整備ができない場合の有効な対策がカラー塗装であります。このカラー塗装を進めている市町村が徐々に増えているようであります。歩行者の通行帯を拡幅し、その通行帯にカラー塗装をし歩行者と車を識別する、こうした対策も有効だと考えております。車で近隣市町村を最近回っておりますと、カラー塗装を目にいたします。カラー塗装を始めた近隣の市町村が結構増えてきているようであります。辰野町も是非こういった研究をして、このカラー塗装を本当に車の激しい所とかそういう所に導入すべきと考えますが、町長の考えをお聞きいたします。

○町長

辰野はカラー塗装が、舗装してある所がないということですか。そうじゃなくてあるけど、もっとやれっていうことですか。

○成瀬（9番）

ええ、そうです。

○町長

はい。辰野町は大幹線の所の自転車通行帯をカラー塗装に3年前にいたしました。

LEDの信号に変えると同時に。同時にまた横断歩道の手前等でもカラー舗装になってる所もあります。この用途は運転者に対して色で識別させる方法も有効であると、いうことでもありますので各地でいろんなカラー塗装が有効ということで、取り入れられている所もあります。この目的はさきほど言いましたように視覚に訴える、色の差で。もう一つは滑り止めにもなる部分もあります。逆に滑り止めの塗装をしてないと余計滑っちゃう場合もありますので、それはやたらペンキ塗ると余計ダメなんですけど、それ専用の滑り止めという方法もあります。大石平に中央道越えて行く所、あれは協働のまちづくり事業で住民の皆さん方が一体となって、そして町から予算を取って、グリーンベルト等を作ったり、ほかにもそういう所が数箇所辰野にあります。更にまたこういったものは有効ですので、一応統一しないとあつちは紫塗った。こっちはピンクに塗った。これでは運転手がたまつたもんじゃありませんので、危険回避には何色。安全には何色。あるいはまた路側帯等へ色を付けて、このやっぱり識別でもそれはよく見れば段差で分かるんですけども、識別でも分かるようなふうにするというふうなことで、取り入れていきたいと思えます。しかしたくさん塗っちゃいますとこの白線をですね、今現在ありますね、白線とか黄線が。この道路交通法上で決まってるいろんな、ようするにそれもカラーで塗ってあるわけです。この補修でももの凄いいお金ですね。消えるんですよ、あれが。あれを塗り替えるっていうことは、まあ「あればっか塗るって簡単じゃないか」っていうんですが、とても大変、結構ありますからね、幅もあつてずーっと距離ですから。相当のお金がかかかりますので、予算とも相談しながら特に交通事故、危険箇所等々、塗ってかなきゃならないとこんなふうにも私ども考えてるところであります。以上であります。

○成瀬（9番）

今、町長から前向きな答弁をいただきまして、よろしくお願ひいたします。大石平の所もカラー塗装、大石平から下ってくる所もカラー塗装になってまして、そこも見させてもらったんですけど、ちょっと個人的な感想であれなんですけど、もうちょっとあそこをカラー塗装の場所が、幅がもうちょっと広ければ良いかなっていうふうな、感じました。どこの学校の通学路においても学校や保護者、また見守り隊の方々が地域と一緒にあって検討し、連携し、安全には十分注意しながら子どもたちを見守り通学、朝晩、朝夕、通学させております。それには本当に通学路の安

全の本当に見守り隊の方たちに感謝申し上げます。しかし、そのどの学校区も危険な箇所がたくさんありますし、保護者の方々が非常に心配しているようであります。一日も早い通学路の安全対策を要望いたしまして1項目めの質問は終わります。

次に2項目めの発達障がい支援について質問いたします。発達障がいという言葉が近年よく耳にいたします。昔はいたずらっ子、落ち着きのない子、困った子と片付けられていたのです。発達障がいはまだまだ無理解が多いため誤解をされています。発達障がいについては私自身、3回一般質問させていただいておりますが今回は別の角度から質問いたします。発達障がいとは自閉症、注意欠陥、多動性障がい、学習障がい、アスペルガー症候群、などの障がいの総称であります。低年齢から症状が現れるため多くの場合3歳児検診などで気づくようであります。発達障がいがある人は乳幼児期から成人まで幅広い年齢層にみられ、生活や社会活動の場面でも多岐にわたるため、医療、保健、保育、福祉、教育、労働など多くの分野が連携を深め地域の方たちも支援に関わることが必要であります。全国の自治体でも発達障がい者に対して、支援体制の整備、相談窓口の開設などが増えてきております。長野県としても発達障がいを有する方への支援体制構築として、発達障害対策総合推進事業を行っております。7月に諏訪市で発達障がい者支援についての講演があり、聞きに行ってきましたが支援方法、支援される方の思い、また障がい者の方が一所懸命頑張っている話を例に挙げて話してくださり、本当に感動し、勉強になりました。そこで質問いたします。まず障がい者の方は自分の意思、思いを上手に伝えることができない場合があり、そこに一人ひとりのベストを引き伸ばす、また一人ひとりに合った支援をしていくために手を差し伸べる必要があると思います。辰野町として発達障がい者、またその家族に対して現在どのような支援をされているのか、内容をお聞きいたします。

○町 長

次は発達障がいということですが、発達障がいということに対しましては一応規程では自閉症、アスペルガー症候群、そのほか、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他、これに類する脳機能の障がいがあってその症状が通常、低年齢において発現するものというふうに規定されております。大体これにあたるわけですが、ただいろんな種類がありまして、また複合化されている場合があります。A B C DとあればAとDと組み合わせになっちゃってる人。Cと

Aが組み合わせになったりとかいろいろなことがあります。それから非常に軽度な人、中度の人、重度の人、このようにも分かれています。したがって例えばアスペルガー症候群であれば、その方に対して同じような指導、相談、あるいはまた受け入れしてもあたらないという形にもなってまいります。軽度の人の場合なんかは、普通の健常者から見るとよりもずっとある面においては優れた能力を持っている場合があります。ただし、人と合い和して共同的作業をすることが苦手だとか。そのへんが大変問題なんです、自分の得意とする分野は本当に素晴らしい能力を発揮し、でまた物を発明したり、発見したりという人も出てくることもあります。そういったことでありまして、簡単に言いますと種類がたくさんあって組み合わせもいろいろあって軽、中度、重度ですね、いろいろあって全部やっていきますと何百種類になるんです。それを一概に包含してこういう方法ということはありません。その場合、その場合、その人、その人に合わせたやっぱり指導、あるいはまた協力、あるいは支援をしてかなきゃならないとこういうことでありますので、できるだけその点の適合したような指導ができるように、また学校にも、そしてまた保育園、あるいは幼稚園の先生方にも、また保健福祉課も、また親御さんたちも分かっただき、そしてまた近所の人、あるいはまた町の全体の中でこういったことを理解する人を増やして、そして幸せな人生がその人たちも送れるように見守っていかなくちゃならないと、こんなふうにも思うところであります。保健福祉課長の方からお答えいたします。

○保健福祉課長

それでは私の方から町からの支援というような内容でお答えをしたいと思います。発達障がいにつきましては、最近非常にこういう子どもさん増えているということで教育委員会の子ども係の方と連携をしながら発見、支援というような形で進めておるところでございます。まず保健福祉関係では乳幼児の、乳幼児期における子ども病気の早期発見及び、心身の発育や発達を観察することを目的としての健診の実施。これ1歳半あたりから健診があるわけですけれども、こちらの健診の中での発見という部分でございます。次に、発達障がいの疑いのある子、について相談を実施しております。町の方では「すくすく相談」というのを実施しております。これには児童心理士、それから保健師があたりまして23年度で大体171件くらいの数をこなしております。それから言葉の相談っていうようなことで、こちら言語聴

覚士、保健師があたっておりまして延べで41人、23年度相談を受けております。こうした相談の中で医療機関への診療だとか医学的訓練の実施ってというような方向に行った方が良い子どもさんにつきましては、そちらの方を受けるような指導をしております。こども病院だとか信濃医療センターの方へというようなことで指導を行っております。それから各子どもさんの障がいの程度によっては療育手帳とか、精神福祉手帳等を取った方が良いのではないかとというような形の指導をする中で、児童相談所で認定をしていただくと。それから特別児童扶養手当等の申請ができる方は申請をしていただいて、経済的な補助にもなりますのでそんな方向で申請をさせております。現在特別児童扶養手当につきましては受給者が44名ということでございます。それから障がい児の通園施設の利用ということで、これまた程度とか家族の希望、それから医療機関等の指導によりまして利用をするようにということで指導をしております。清水学園だとか、小鳩園等に通園をしていらっしゃる方もいらっしゃいます。それから障がい児っていうことになればですね、タイムケア、それから障がい児の通所支援、移動支援等を行っております。それから保育園、幼稚園へですね、地域療育相談ということでこちらの児童心理士、また言語聴覚士等が伺って相談を受けております。また保健師も町内の6つの保育園等、1つの幼稚園に訪問相談をする中で発達障がいと思われる方が出てきているというようなことでございます。現在の状況についてはそんな保健福祉課としてはそんなようなことをする中で、発達障がいを早めに発見するというようなことで進めております。以上でございます。

○成瀬（9番）

さきほど町内でこの発達障がいのお子さんが増えているということを課長の方から言われましたが、今、大体町内ではこの発達障がいのこのグレーゾーンの方も入れて何人ぐらいいますでしょうか。

○保健福祉課長

発達障がいについては非常に判断が難しい部分があります。さきほど町長が申しましたとおり。それで、診断のついている、または疑いのある園児の人数っていうことで保育園と幼稚園、含めた中で23年度は16名。園児数に占める割合が大体2.9%、100人の内3人くらいが発達障がいに該当するのではないかとというような数字でございます。

○成瀬（9番）

園児だけで16名っていうことだと、小学校以上の方たちも入れるとグレーゾーンの方も入れますと相当の人数になると思います。辰野町で今回発達障がいの子どもを持つ親の会「さくらんぼの会」っていうのが今年発足いたしました。「親自身がこの発達障がいのお子さんを持つ親自身、また家族がなかなかこの発達障がいについて理解ができないことがある、また親として子どもにどのように接したらいいのか分からない、なかなか自分の子どもに限ってという思いの中、なかなか受け入れることができない、こういった悩みを持つ親の方々のためにこの『さくらんぼの会』の中で情報交換をし合い、また皆で話し合い、助け合い、そして発達障がいに対して知識のある方の講演もやっていただきたい」と、この会の責任者の方は話しておりました。「この知識のある方の講演によって親の方も前向きになったりいろいろ今まで理解できなかったことも理解して、子どもの接し方も分かっていくのではないかということで講演もやっていきたい」という話をしておりました。このように会を親の会を辰野町で発足するということは、本当に悩んでいる保護者がおられるということだと思います。是非、町としてもこのような会を今後支えていただきたいと思います。次に、発達障がい者への理解がまだまだ、さきほども言いましたが浅いということも問題になっているようであります。今、全国でいじめが大きな問題になっておりますが、この発達障がいに対しての無理解はいじめの誘発や、不登校などにも繋がる重大な問題であります。生徒や保護者、また教師が基本的な知識と対応力を学習するための対策が非常に重要であると思います。いろいろな所で発達障がいへの理解を深めていくためには、講演や研修の実施がとても大切だと思いますが、このようなことは町として今まで行っているのか、また関係の方たちが講演や研修などに年に数回とか参加するといったことも町として行っているのか、お聞きいたします。

○町 長

子どもの人数が日本の場合は減ってきて、当然比率でこういった症候群にあわれるお子さんが減ってると思いましたが、逆に、近代医学の中で発見されるという部分ももちろん加味されますけれども、事実上実数が増えているということで、これ重大問題だろうとこんなように思います。先日、両小野小中学校組合議会の中で塩尻の女性の議員さんの方から呼び掛けがありまして、「町の方も協力してくれ」と。

そのシンポジウムを行うし、それに対する映画もレザンホールで、塩尻で行うという事で教育委員会の方でそれを配らせていただきました。私もまた担当次長も担当課の副次長も、ともにそちらに参加して学んで来たところでもあります。さきほど「さくらんぼの会が」ということですが、こういった会がたくさんできてくれれば、たくさんって言い方変ですがしっかりと根を下ろしていただければ、また正式に発足してないような、また町役場の調査ではですけれども、きっとやってくれると思いますのでそういった皆さん方にも呼び掛けて支援をし、また他町村とも手を繋ぎ合って、そしてそれぞれの町村の輪を広げていくと。そして基本は理解することです。病気でもありますので、理解してあげることです。同時に早めに発見するということでありまして、アセスメントツールという方式があります。これを保健福祉課の方でまた疑わしきとお母さん方思われたら、それいつでもできるようなふうに方向取りますので、それでその設問等に答える中で早くお子さんの方を発見し、それなりの処置をお医者さんと向かい合って、そしてやっていくと。そうするとあんまりこう大きくならずに済む場合もあるようですし、中には治ることもあるでしょうし、またそこ気を付けることによって普通のノーマライゼーションの生活がお子さんも親もできるということもあり得るわけですから、是非一つそのように複合的に考えていきたいと思っておりますし、町も積極的にそういった会ができればまた支援をしていくというつもりであります。以上であります。

○成瀬（9番）

是非、支援をお願いいたします。この何で講演や研修、この大事かと言いますと諏訪市のその講演に私が聞きに行った中で、話がありましたことがこの発達障がいの方のことを例に挙げて話された中に、小学校の時にこの発達障がい者が無理解のためにクラスの方とか、また担任の先生にも理解してもらえなかったってということで、クラスの方に非常にいじめにあったってという話がありました。でその発達障がいの方はそのいじめられ、小学校の時にいじめられた、また担任の先生に理解してもらえなかったってということに対して大人になってまで、それがうんと心の傷になっていたそうです。大人になって、その先生があるこの、このことに対して知識のある方がその方とお話する中で、どうしても小学校の時にいじめられた人が憎くて憎くて、それが心の中に消えないってということがその発達障がいの方が話されていたそうであります。こういう話も聞きますと本当に是非、この発達障がいの理解

を深めるためにも今後やはり多くの方々、特に教育関係の方々に理解を深めるために研修や講演等の実施はとても大切なことと思います。今後も是非、研修や講演などを町としても行っていただきたいと思います。次に3番目の発達障がい早期発見のための問診票について質問いたします。私は以前から発達障がい児の早期発見が大事であるとの一般質問を何度かさせていただきましたが、乳幼児期は発達とともに発達障がい特有の行動が徐々に明らかになる時期であります。早期発見、早期支援が大切と言われております。早期発見は本人の発達支援と保護者の子育て支援のためにあります。本人や保護者を継続的に支援していく態勢が整うことで早期発見がより有効となります。就学後、さまざまな症状がよりはっきりとしてくることもあります。本人の苦手さに気づかず対応すると二次的な問題も生じてきて、学校不適應を起こしやすくなります。こうしたことを未然に予防するためにも、就学前からその特徴を周りが理解して、対応することが大切であります。発達障がいの早期発見、療育のための効果の一つといたしまして、乳幼児健診の際、発達障がいの兆候をみれなく発見できるよう工夫を凝らした問診票を作成すべきだと考えます。諏訪市で行われた講演の際、この問診票をいただくことができましたが、これは早期発見に効果があるようであります。町としても1歳、2歳、3歳児健診でお尋ね問診票を行っておりますが、これとは別に発達障がいの早期発見のための問診票を保護者に配布し、健診時に話を聞くなど、是非普及に取り組むべきと考えますが、町の考えをお聞きいたします。

○町 長

さきほどの答弁の中でこの早期発見ということは私どもの答えの中から出てまいりまして、アセスメントツールで申し上げました。そのとおりであります。課長の方から何かあればお答えいたします。

○保健福祉課長

早期発見にアセスメントツールっていうものですね、存在があるっていうことは私ども承知しておりますし、実際に発達障がい児への支援の中でやはり、不十分な所はどこかっていうと、どうしても問診項目の不十分さっていう部分も、これはちょっと見直しをした方が良いんじゃないかっていう考えを持っております。今後ですね、このアセスメントツールを含めた中でですね発達障がい児が発見を視野に入れた問診票の見直しっていうのを、ちょっとしようということで話を現在進めて

おります。現在、そんなふうで直ぐ導入っていうことはちょっと難しいかと思えますけれども、これに近い形の非常に効果があるものに見直しをしていくということでお願いをしたいと思います。

○成瀬（9番）

是非、お願いいたします。発達障害支援法がありますけど、この発達障害支援法では早期発見、早期の発達支援、就学前の支援、学校での支援、就労支援、地域での生活支援、発達障がい者の家族に対する支援等の必要性が謳われております。今後、更に乳幼児から大人まで年代問わず、障がい者一人ひとりにあつた支援の強化を要望いたしまして、この質問を終わります。以上で質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位5番、議席6番、熊谷久司議員。

【質問順位5番 議席6番 熊谷 久司 議員】

○熊谷（6番）

今回、大きく2つの質問をさせていただきます。その中をそれぞれ3つに区切って、1つずつ質問をさせていただきます。最初の質問ですが、羽場交差点拡幅工事の今後の予定についてお伺いいたします。羽北道路網整備計画が公表されてから3年半が経ちました。その一番目の計画であるところの、羽場交差点拡幅工事が現在進行中でありまして、交差点南東の角の蔵の移動に工事着手しましたのが1年半前でありまして、その周辺の道路工事が完了しましたのが今年の4月であります。その後、工事自体は小休止のようでした見たいには変化がないのですが、用地交渉などはほぼ順調に進んでいると耳にしました。一般に「道路工事はなかなか進まないものだ」と言われますが、待ち望んでいる者にとっては「どうして連続してできないのだろうか」と感じてしまいます。そこでお尋ねします。羽場交差点拡幅工事の今後の計画はどのようになっておりますのでしょうか。

○町長

それでは質問順位第6番の熊谷久司議員の質問にお答えを申し上げます。羽場交差点、お陰様で着工して今進んでいるわけでありまして、工事はちょこちょこつとやって、大所、交差点の片側はできあがったようにできてきたわけでありまして、「その後進まんじゃないか」ということでもあります。実はこれ工事がドンドンドンドン絵に描いて見えるように進むというには地権者がありますので、地権者の用地

買収という問題があります。それは順調に行ってますけれどもまだ、完璧に終わったわけじゃないんです。したがってその、だからといって「どこだ、どこだ」と詮索してその人たちを「早くしろ、何とか」ってやっちゃいますと、ことを壊して永遠にできなくなる。黙って見ていただければ、この件は用地買収の件に関しては見ていただくことが一番賢明だろうと。しかし可能性がないわけではなくて非常に明るみが見えております。このことだけはお伝えしておきます。それで、用地補償につきましては平成24年、25年度交差点の西側の方ですね、で実施して平成25年度の完了となる予定であります。工事につきましては平成24年度、現在は交差点の東側の南側を町道1447号線まで施工をしていく予定であります。平成25年度は、交差点東側の北側を一般県道与地辰野線まで施工をしていく予定であります。平成26年度は交差点西側を町道1447号線から町道1410号線まで施工して、全線完了の予定でございます。それに間に合うように途中で用地買収の滞りがないように、お互いご努力をいただきたいとこんなふうに思います。平出の東県道の下町の所で予算が付いてやっているわけですが、「一向に進まないじゃないか」という話聞くんですがみんな用地買収なんです。これは終わってしまえば一気にザーっとあそこは歩道だけですからいっちゃえる。それこそ目に見えて分かる。こんなことであります。羽場交差点の場合は目に見えたり、また用地交渉で止まったりとこんなことがありますので、ただ順調にいったることは今議員がおっしゃったとおりでございますので、右や左やあちらこちらから突かさなんでいただいて、見守っていただいて地主さんに協力いただいて、早く予定路線が執行できますようお願いを申し上げたいと、以上であります。課長の方から良いかな。はい、じゃ、課長の方からお答えします。

○建設水道課長

工事の関係でございます。今休止というような形なんです。やはり、県においても予算で執行されております。やはり入札、工事やる前については設計、入札、発注とそういう準備をしなければいけません。やはり発注につきましては2箇月ぐらい要しますので、やはりそういう期間、また先、言いましたように設計書を作る期間、そういうものが必要となります。それですから大体工事につきましては秋から着手というような形が現在、県では行われております。その間、春から秋の間が空いているんですが何もしないわけではありません。設計をしたり、そして入札

の準備、業者選定等を行っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○熊谷（6番）

様子を確認させていただきまして、大筋のところでは順調に推移しているんだなと改めて感じておりますが、26年度西側はあれですかね、一気に25年度東側の北ですので26年度西側ということになりますと西側全線になります。そのような計画でしょうかね。もう一度ちょっと確認したいですが。

○建設水道課長

延長的には長いんですが、今県の方から示されてることにつきましては、26年度に予定をするということで聞いております。26年と言いましても事業費等によりまして繰越とかそういう制度もありますので、ありますが現在のところ、県の方からは26年度ということでお聞きしております。以上でございます。

○熊谷（6番）

概略、理解できました。是非この予定を実現すべくみんなでやっていたらというふうに思います。次の質問に入らせていただきます。春日街道先線の延伸の計画についてでございます。先日、羽北地区では「道路網整備計画に関するお知らせ」のチラシが回覧板で回っておりました。それによりますと、いよいよ伊那建設事務所より春日街道先線のルート案が示されたとのこととあります。この道は地元では「あいさつ道路」と呼ばれています。辰野南小学校や羽北保育園に通う通学道路になっていまして、子どもたちがこの道で会った友だちや大人と元気で挨拶ができるように、と付けた名前だと想像しています。このあいさつ道路ですが道が2メートルちょっとしかなくて歩道もありません。この道に国道153の渋滞を避けた通勤車輛が入ってくる問題、この問題は以前から指摘されており、今年も南小から町と警察への要望として改善要求が提出されております。この問題も春日街道が延伸され、歩道が完備されれば解決され、長年地元住民が切望していたことが実現されます。1日も早くこの道が整備されることを期待しているわけですが、今後の計画についてお尋ねいたします。

○町長

これも辰野へ春日街道が到着したら、ちっとも遅々として進まないって話があるんですが、そういう時代に到着しちゃったんです。これは大体あそこから箕輪

町が辰野へ延ばして来るのに20年遅れてますので、その時に時あたかも公共事業は廃止とかですね、心の時代だとか、変なこと言い出して、ま変なことってそれも当たってないわけじゃないですが、全部廃止されちゃったら困るわけで、もうちょっと公共事業はインフラ整備しなきゃいけない事業いっぱい田舎の方には、地方にはあるわけでありまして。そういう中でめげず、それも進めておりますけども平成23年、昨年度に箕輪境から辰野の与地辰野線の虹のホール伊北の間と、国道の北大出原の交差点から西などの地形の測量を行いました。24年7月、今年の7月25日に羽北道路改良委員会総会におきまして、県より本年度の計画についての説明をいただきました。これを受けまして、羽北ですから両区の委員会では区民への周知、関係者への理解のお願いの通知を行っております。今現在そういう状態です。平成24年度には道路及び交差点の予備設計をまず行います、今年度中に。そして平成25年は路線測量、及び詳細設計、それから幅杭設置を予定しているところでありまして。あと26年27年と段々物件補償その他いろんなことやりながら進めていくと、こんな予定で流れがなっております。以上です。

○熊谷（6番）

こちらの方は、今年予備設計、そして25年、詳細設計、幅杭打ちと。それ、まあそれからということですので、具体的にはまだまだ動き出していません。ただ計画ははっきり決まったというような理解をいたします。その中でやはり、地元住民及び地権者への、何て言うんですかね説明、これをどのような形でやっていくかについてちょっと質問いたします。

○建設水道課長

それでは私の方から説明させていただきます。さきほど町長の言いましたように本年度は道路交差点の予備設計を行います。これが完成をすればまず最初、委員会の皆様にお話を申し上げ、そして続けて関係する皆様方に提示をし合意を取りながら一つずつ進めてまいりたいと思います。また、25年度の路線測量の詳細設計等についても、この時点でもう一度同じような形で地権者の皆さん、関係者の皆さんにお話をステップ、1段ずつやってそして幅杭設置、そういう形によって用地測量、そして用地の測量が終われば面積、潰地などの範囲と面積が出ますのでそれについても関係者にご説明をして、一歩ずつ進めてまいりたいという考え方で進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○熊谷（6番）

今後の予定についても概略できているようでございますので、タイムリーにできるだけ早い時点で、説明を住民説明、地権者説明をしていただきたいと思います。それでは次の質問に入らせていただきます。春日街道が延伸することにより羽北地区はどう変わるのか、について質問してまいりたいと思います。春日街道先線の整備の第1の目的は羽北インター周辺の朝夕の渋滞の解消にあるわけです。さきほど申し上げたように、通学児童の安全確保という目的もあるわけですが、このように道が開通しますと、いろいろな可能性について期待が出てまいります。新たに開通するこの道の周辺は元々はあたり一面、田んぼであった所に、人家やアパートが少しずつ建ち始めているところです。近くに伊北インターがあり小学校、保育園があり、そして飯田線羽場駅もさほど遠くない位置にあります。交通の便が良く教育環境も整った、人が住むにはとても良い所と言えます。ところで、今年の辰野南小学校の児童数を見てまいりますと全校児童数124名、1学年およそ20名です。ということは男子の数は約10名、これでは少年野球チームを維持するのもなかなか厳しいものがあることでしょう。更に「サッカーチームを作りたい」と言ってもどうにもなりません。私が子どもの頃、南小、当時は南小ではなくて羽北分校でしたが1学年男子の数だけで20名くらいおりました。それで同級生だけで野球チームを作り本校チームに勝負を挑んだりしたものです。南小学校として独立したのは良いが児童数の減少により再び西小学校に統合、などということもこのままの人口推移が続けば十分考えられることです。何か策を講じない限り人口は徐々に減少していくわけであります。春日街道先線は羽北地区の中心を南北に走るセンターラインに位置します。単なる渋滞解消だけでなく多くの可能性と期待を秘めた道路になってまいります。さて、お伺いいたします。春日街道延伸により羽北地区はどのように変わるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○町長

前もって質問要綱をいただいております。「羽北地区がどのように変わるか」って「何が」ということで主語が抜けてましたので道路が変わるんじゃないかということで、もうさき町議が言われたように渋滞がなくなり、あるいは伊北の方から今度は羽場交差点で詰まることもなくなり、春日街道もできあがってくればそちらの方へ2通りでもって系統で車が流れて、車のそれぞれの道路の数は減るだろう。あ

るいはまたオリンパスの統合によりまして、あそこの東西線へ伊那から来ると右へ右折する所のレーンなども直って、そして会社にも良いだろうし、また東西線と竜東線と 153、春日街道等がオリンパスのためにもなるだろうと、こんなことを考えておりました。言っちゃったから全部そのとおりになんです。広く今町議さんの場合はこういった道路路線等々の問題によって、どのように羽北地区の生活環境、あるいは経済環境、全てが変わるかということではありますが、このままだと直ぐには変わらないですね。これは何とかしなきゃいけないという意味です。ということは、あそこは農振が入ってます。いくら道路が開いても農振があると直ぐに何もできないですよ。それからまた、これそのことが悪いことじゃないですね。その当時は良かったんです。西天竜土地改良区がありまして西天の下の方に対しましては田んぼに対して、もし破るんだったら莫大なお金を、莫大と言いますか、50万とか60万取られて、てな形で直ぐに止めれないというふうにもなってます。西天から西の方はどうかって言うと伊那西部土地改良区になってまして、そこへ何ですかね、管路が全部入ってて畑ができるようになってます。その下面ですからやたらその所、廃止して家を建てたり、アパート建てたり、あるいはまたいろんな商店が来たりというわけに直ぐにはいかないだろうと思いますし、やってもちょぼちょぼからじゃないかな。自分の土地、あるいは兄弟、子どもがそこへ家を建てるのでというようなことで農振を解除、農転するとかいろんなことぐらいしか難しいかなと。だから困るんです。この町は。殆どが農振ですから。思うように任せないと、これだけ掘んでください、是非皆さん。だけどダメだからダメじゃない、これどうやって外していったら良いか。どうやったら良いのか。道路だってダメだ、ダメだ。両方で反対しちゃったからその予算が伊那バイパスと伊南バイパス付いちゃった。そしたら 153 だからもっと早くしなきゃいけないのがいまだに遅れてる。遅れているんじゃない、伊那バイパスと伊南バイパスが終結するまでに本当は着工しないですよ。そうもいかないって言って、あの手この手でもって徳本は真っ直ぐになりましたし小野の雨沢の所も広くしましたし、今、羽場も現実に着工しているわけでございますし、同時並行でこんな難しい時代でありますけれども 153 号線の改良に入っているわけですから、やりようによっては何とかありますので、エネルギーは相当使いますけれども、能力も人脈も使わなきゃならんわけですが、そういう中でどうやってこの農振、一時は良かった、それでお金を貰った、圃場整備ができた、道路も良く

なった。だけど国の予算使ってる。じゃあ、農業止めたこんな時代になっちゃった何かしたい、そんなに甘くはないということです。しかしこれもまた一緒になって考えてかなきゃいけないと思います。せつかくのあれだけの優良な土地があり、広大な所があり日当たりも良く、そして丁度町が丁度開けた所ですから、あの辺へいろんなもの、重点的ないろんな施設を持っていかない手はないということであります。せいぜいあそこへ歩々清風が来てくれて、今度福寿苑が平成会に銘を打ってそこへ入り込んでくれる。こんな施設ができるだけでも本当に夢のような話です。何とかこの農振の方も、そうかって農業を守りながらですね、やっぱり町の中でもう1回基準、ここの所は農業にしよう、こっちの方はもっと自由に使おう、こう区分分けをしていかないと、それは簡単にはいかないんですが、そういう誓約がある中で先人たちが苦勞して今まで今日まで来ているんだということも、頭に置いていただき、さてだからもっと知恵を出さないと上手くいかないがどんな知恵を出していきゃ良いのか、どうやって解除方を進めていくのか、何にするのか。お互いに考え私どもも考えさせていただきたいとこんなように思います。しかし道路があることは良いことです。基本です。道が開くと普通はそこが開ける筈であります。よろしくをお願いします。

○熊谷（6番）

なかなか難しい障害がいくつもあるというお話、そのとおりに私も同じように感じております。羽北地区の買い物の様子をこう見てみますと、殆ど箕輪へ行ってしまうんですね。丁度、何て言うんですかね、道路が裏道を通ると箕輪に直結しておりますので、みんなそれを使って国道を通らずに箕輪へ行ってしまうという形が多いわけですがけれども、非常にもったいない話で金がみんな箕輪に落ちてしまうということ。そのへんを考えてみても、さきほど私が申し上げた人口を何とかしなきゃいけないという問題、いろんなテーマが課題があります。それをやっつけるためにどうすれば良いのか。やはり地域がまとまるっていうことが一番、力になるのかなというふうに考えております。どうやって地域がまとまっていくのか、それをこれからの課題だと思っておりますけれども、地域がまとまるとかなりのことまでできるというような話を実は昨日もある講演で、講演会で伺ったわけですがけれども。地域がまとまるっていうことは要望が、要求というか考えがみんなが一致するということがない限りまとまりませんので、まずそこからですがけれども。やはり時代はかな

り当時農業、農地が非常に30年、40年前においてはその米価もどんどん上がる。非常に農業に、農地の価値が非常に高い状態。ところが今はなかなか、何て言うんですかね。農業は悪いわけじゃなくて、みんな農業に関わる人は非常に多くて出荷しなんで自分で食べてる人たちの農家を考えますと、相当多いんじゃないですかね。町場の人でも、みんな畑を持って楽しんで農業をやっている。そういったことを考えてみても農業は非常に大事な存在ではありますが、それと、その状況と昔のその農地の大事だった状況とは全くちょっと別物という考え方ができると思います。したがってどうやってその農振を解除するのかにおいては、まず地域がまとまるということが必要かなというふうに思います。地域をまとめた上で町長にもう一度お願いするというようなことが必要になるかと思います。西天の問題は、これはある程度やむを得ない、もう我慢する。出すものは出すということでないと成り立ちませんので、これも西天にずっとご厄介になってやっていることですので、それはもう最初から心得るということになるかと思います。次の質問に入らせていただきます。

続いて空き家問題でございますけれども、空き家をどういうふうに上手く使えば良いのかということと、ちょっと私の知り合いなんかからも話を持ちかけられて、こんな発想をしてみましたので質問、次の質問に入らせていただきます。空き家の管理体制に進展はありますか、というのをまず質問させていただきますが、1年前の昨年9月の議会でも質問いたしました。空き家についてお伺いいたします。空き家はあくまでも所有者の財産でありまして、空き家があるということだけで問題にすることはできません。ただ、将来廃屋になってしまう予備軍と言えます。まだ人が住める家で当面使うことがなければ、再利用の希望者に提供していただけないものだろうかと考えます。また、人が住めない廃屋であれば、所有者が率先して解体し、更地にして希望者に提供していただけないものかと考えます。空き家、空き地が有効利用されるためには、まずそれらの所有者が分かる、連絡が取れる、それらのそういったことの管理がされており、所有者の貸与、売却などの意思確認ができるということが必要になります。そこでお尋ねいたします。現在、町ではどのように空き家や廃屋を管理しているのでしょうか。お願いします。

○町 長

空き家対策、有効利用していただければこんな良いことないということで、前か

ら進めては一応いるんですけれども、大きな進展がないのが現状であります。空き家情報では、昨年、昨年より1軒増えまして、合計3軒ということであります。空き家情報。貸しても良いという人ですね。これは川島地区、平出地区、下辰野地区であります。実際に空いている状況では150戸ぐらいいは空いています。なかなかそのほかへ、他所へ行って住まわれている跡継ぎでしょうけども、ふる里ですので夏とか正月には帰って来たいとか、仏様を置いてあるとか、あるいはまた、この地方の賃貸額では貸せると傷んだ分を直すのに合わないとかですね、いろいろあるんですね。まあ難しいところがあります。それからまたこれやっぱり業者あたり、伊北関係の不動産の組合の皆さんにお願いをして専門的にやっぱり間に入ってもらわないと。ある所でやっぱり地元に住んでいる方が間に入って家主さんから、新しい人に貸した。両方が言いたい放題、たまったもんじゃないらしいですね。ですからやっぱりそれは専門的な契約書をきちっと結んで、なあなあでなくて、不動産を入れて例えば安い家賃であっても、それを払い続けるような状態にしてきちっと契約の中で結んでかないと大変難しいだろうと、こんなふうにも思います。一応不動産の方で斡旋をする。したがって今ホームページほかなどでも出せるようには、また町でも考えて今もやっておりますけれども更に進めたいと思いますし、不動産の方へも情報を流していきたいというようなことで進めていきたいとこんなことでもあります。担当課長からもう少しお答えします。

○まちづくり政策課長

管理体制の進展の状況でございますけれども、今、町長答弁した以外で若干、若干と言いますか1つ説明をさせていただきたいと思います。今年新たにですね、この8月でありますけれども役場庁舎内の職員で人口対策プロジェクト推進委員会っていうのは新たに再構築をいたしました。この中においてですね、Uターンですとか、あるいはIターンの施策についてのですね検討をこれからしていこうということで、今その検討に入ったところでございます。それから昨年と今年でありますけれども空き家情報に関するですね県外からの問い合わせでございますけれども、昨年は3件、それから今年に入って2件、現在まで照会が来ております。以上です。

○熊谷（6番）

3件とか2件とかちょっと寂しい件数でございますけれども、やり方をもっと何て言うんですかね、積極的にやることによって大分状況が変わらないだろうかと私

は想像するわけですが、その前に所有者と連絡を取れるかについて、その空き家の所有者ですね、と連絡が取れるかについて、どのくらいの割合で連絡が取れるでしょうかね。

○まちづくり政策課長

空き家の方ですね所有者の方との連絡でありますけれども、さきほど町長の方から150軒の空き家があるっていうお話をしましたけれども、こちらについてはですね家屋敷をですね、辰野町に持っていてましてそれで町外、あるいは県外に住まわれている方に対してですね、固定資産税が掛かるわけでございます。そういったことでありますので、この150軒の空き家についてはですね、全ての方とですね連絡が取れる状況にはなっております。

○熊谷（6番）

住民税務課の方に質問になるかと思っておりますけれども、そのへんの滞納の状況は分かりますかね。

○住民税務課長

すみません、詳しくはちょっと分からないんですが殆ど滞納はないと思います。はい。

○熊谷（6番）

また、あとで詳しいところをもう一度お聞きしたいと思いますが、多分さほど滞納されてないということであるから、この150軒に関してはきちんと管理されてるということになるかと思っております。管理っていう言葉がちょっと管理的でよくないんですけれども、要はその状況を聞き出せるかどうかというところが今後大事になってくるかと思っております。要は貸し出す気持ちがないかとか、更地にしてどうにかする気はないかとかいったこと。これは人の財産なものですから立ち入ってそんな聞くことは難しいわけでありましてけれども、何とか聞き、完全に空き家に、本当は空き家になる前にそういったところを何て言うんですかね、こう上手く伝達されるようにできないものだろうかと思うわけですが、ただ放っておくとその何て言うんですかね、あまり想像でいろいろ言っただけではいけませんのでいけませんけれども、使える家を再利用したいというところあたり、もう少し何か方法がないかなと私も考えていきたいと思っております。次の質問に入らせていただきます。都会から空き家に、田舎暮らしの希望者を迎えられないか、という質問でございますが、空き家

の有効利用を考えた時、田舎暮らしに興味がある都会の人に入ってもらうことも1つの方策と考えます。これは次のようないろいろなケースが想定されます。1つとして、定年を迎え年金生活に入るにあたって都会から田舎に移り住みたいと考える人。この中の多くは農業をしたいと思っています。今、定年を迎える人の中には子どもの頃、農業を手伝った経験を持っていて「もう一度、農業をやりたい」と思う人がいると思います。この場合は遊休農地もセットで貸してあげれば良いと思います。2番目として、若い夫婦で子どもと一緒に田舎暮らしをしたいと思っている人。このケースは普段は都会で暮らしているが土日だけ田舎暮らしをしたいと考える、こういった人が多いようです。定住ということではないかもしれませんが、そんなケース。3番目は芸術家やその卵たちで、創作活動の場として空き家を借りたい人たちです。都会と田舎を行き来することで良い作品ができるのではないのでしょうか。4番目のケースとして、大都会の住民の中にはこれから起こりうる大震災が心配で田舎に移り住みたいと、そういう人たちがこれから出てくるのではないのでしょうか。以上のようにいろいろな希望を持つ人たちを想定して、空き家を提供し、迎えることを提案し質問いたします。

○町 長

確かにいろんな可能性を秘めておりますし、若い皆さんでも夫婦ともに子どもを連れて新しい所へ住んで、特にアレルギーなどがあるということで空気のきれいな所へ住むというニーズもあるでしょうし、子どもを伸び伸びと田んぼや、田んぼじゃない野原を駆けめぐらして育てたいという夫婦もあるでしょうし、また缶詰で頭でっかちにするんでなくて心身ともに鍛えたいということもあるでしょうし、いろいろとニーズは様々であります。なおまた今のいろいろこの東海地震から東南海、南海地震ですねそういうことを心配して、という方もある筈でしょうし。そういうことで、しかし辰野も土石流からいくと危険地帯ばかりなんですね。県も今度は想定内で、外って言えないからってやたらめちゃくちゃ塗っちまったもんですから。例えば北大出の国道まで西山からずっと危険地域に入ってますね。あれはナンセンスなんです本当は。どのくらい来るったら5センチ来るんだそうですよ。5センチくらい来るのも土石流の危険地帯に入れられちゃったんじゃ、これ話にならないんですが、そんなようなこともまた今度は県の方とも話ながら、あんまりこのびっくりさせないような、でも注意はしなきゃいけないんでしょうけども、それは西山の

ものが国道までザーっと土石流が流れて家を倒して来るっていうことあり得ないですよ。ただし、本当に大きな時だけ5、6センチの水か土砂が若干流れるかっていうこんな所まで色を塗られたんじゃ、もう本当にかわないなと思っているんですけども。そのへんもまた検討してみたいと思います。ですから、そうやって安全な所へ来られる方は全部当然これ地図見て来ますから、危険地域の。そういう時に外れちゃうとアウトだなとも思ったり、だったらいろんないろいろの塗り方があるものですからね、そのへんをもう一度県の方と話をしかなきゃいけないと思います。なおまたお子さん来ていただきますと、これから10年間に日本の小中学校は1,000近く廃校になるって言われてますから、本当えらいことだと思います。このまま推移すればですね。あるいは外国の人たちも来て、子どもを連れて外国の人たちも小中学校へ入ってくれば別ですけどもそうでもない限り、とても日本の人口は増えないということでもありますので、30年間は減り続けるってことですから、えらいことになっちゃいます。そういったことのためにも町の発展のためにも、地域の発展のためにも今の提案等を大変ありがたくいただきまして、いろんな条件でよそ様に来てもらわなきゃしょうがない。このことが大事。それからもう一つは負け惜しみじゃないんですが、昼間人口ばかり多くてもだめなんで、あ、昼間じゃない、夜間人口ばかり。人口多いよ、って昼間みんな出ちゃってる。一番良いのは夜寝る時もある。で昼間になったら出入りがあっても良いですから、やっぱり昼間にも入って、昼間も入って来る、昼間も出てく。やはり昼間人口も確保する必要があります。これ税金にはあまり直接跳ね返ってきませんが、その町のやっぱり指標になるんですね。ですから夜間人口、町に登録してある人口だけでなくて昼間人口もあるんだよということも頭に置きながら、町の政策も進めていかなきゃならないとこんなふうに思っております。良い提案をいただきました。ありがとうございました。課長の方から何か関係課長あればお答えをいたしますのでどうぞ。

○まちづくり政策課長

1点、お願いをしたいと思います。さきほど都会の方で地震が怖くてっていうようなお話がありましたけれども、現に1件そういった照会がございました。それでやっぱりそういう方はですね逆に今度ですね、その今ある空き家がですね耐震化されてるかどうかという、そういった不安がございまして、やっぱりそうじゃない建物ですと補強ですとか修繕に費用が掛かるっていうことでちょっと二の足を踏むよ

うな状況が見受けられました。さきほど申し上げました人口対策プロジェクト推進委員会の方ではですね、そういったことも考慮する中でですね、定住促進支援策みたいなものをですね、今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○熊谷（6番）

定住してくれると最も良い話なわけですがけれども、さきほど町長が言われたように昼間人口という視点もあろうかと思えますし、今、田舎って言うか辰野と、例えば辰野と東京、辰野と名古屋が2時間で来れる、そういう距離にありますので十分その行ったり来たり、生活の拠点が両方にあるっていうことも可能な時代になってきています。お金と時間の余裕のある人はそのくらいのことをどんどんやると思えますし、逆に私この話を持ちかけた人間はお金のない人間なんですね。けどもやはり田舎暮らしもしたいという、欲張りと言えば欲張りなんですからけれども都会に活動の仕事の場を持ち、こちらでも何て言うんですかね暮らしたい。欲張りなんですけど今後その欲張りが可能な時代になってくるのではないかと思います。人が行き来することによっていろんな意味で活性化、それで活力が湧いてきますので定住はむしろ望むところですが、それだけでなく幅広く、まずは幅広い所から人を交流して定住、できたら定住になって定住者になってもらうというような形が良いんじゃないかと思えます。次に、最後の質問になりますけれども、空き家再生プロジェクトチームを官民合同チームで作れませんか、という質問になりますが、都会からの受け入れに空き家を使おうとした時、実際問題としてどのように希望者を見つけるのかとか、受け入れ体制をどのように作りあげるのか、などいろいろな課題があります。特に空き家提供者を捜し出し、条件を整えるには役場の中に担当者が必要ですし各課の協力が得られなければ上手くいかないことでしょう。このような前例のない事業を立ち上げるには、意欲のある民間の協力者やアイデアが必要で、住民の中から公募で協力者を求めるのが良いのではないかと考えます。お尋ねしますが、空き家再生のためのプロジェクトチームを官民合同で作って推進させることはできないでしょうか。

○町 長

今、人口のさきほど課長が言ったような増やすという意味で、っていうことは町を発展させるっていう意味ですが、一時あったんですが、答申をいただいただけで

それで終わっちゃいましたんで再、またここでもって構築ということでもう少し活きる活性化される当時のものよりも更に一步進んだものを作っております。その中へ今のように必要に応じて民間の人も入ってもらおうとか、そういうことも必要だと思いますので、担当課の方に言っておきますので、そういうのを取り入れてやっていきたいと。少しでも良いことは何でもやってみるとこういう姿勢でいきたいと思えます。それじゃあ、お願いします担当課。

○まちづくり政策課長

今、町長答弁したとおりでございますので、さきほどのですね委員会の中でですねそういった民間の方ですね公募って言いますか、そういった方を取り入れていくようにですね検討していきたいと思えます。よろしくお願いします。

○熊谷（6番）

是非、それをお願いしたいと思えます。人口増加プロジェクトっていうのが既にあるということですので、その下でも良いですので是非空き家再生のためのというあたりも付け加えていただけたらというふうに思えますし、民間から協力者を是非募集していただきたいと思えます。以上で質問を終わります。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は3時05分といたします。

休憩開始 14時 54分

再開時間 15時 05分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席12番、三堀善業議員。

【質問順位6番 議席12番 三堀 善業 議員】

○三堀（12番）

それでは通告してあります順序に沿って、質問してまいります。まず第1に財政を町民の目線でということでございますけれども、町の財政全般のものは11月の『広報たつの』ですか、決算が載っております。それで全部見れば良いんですし、それでそのまたほかにも町から提供される資料を公表される資料をチェックすれば良いんですけれども、そうしたことをやってる人はまず殆ど一握りの方々じゃないかというふうに感じます。そのことを考えますと決算の分かりやすい工夫をしていただきたい。まず第1に経年の変化を、いわゆる棒グラフだとか、あるいは折れ線

グラフというようなものにしたらどうかということです。実質公債費比率、あるいは将来負担比率、また標準財政規模というようなものはそのグラフで表すような形、それで単年度のものでなくて、経年変化が見られるような形のものを『広報たつの』の中で説明していただければ良いじゃないかと思いますがその点、いかがでしょうか。

○町長

おっしゃるとおりだと思いますし、非常に言葉とか数字に、しかもそれを文章で書いたら余計分かりにくいということでもありますので、せめて表、一番良いのはグラフも一緒にそこへ付けるのが良いだろうと思いますが、工夫をしてみるようにまたしたいと思っております。なお、一般会計の予算とか決算等の町の広報に載せる場合は大体この円グラフで大体分かるように、円グラフほかで分かるようになってますが、今言われた町のその状態を表す指標ですね、これに対してはあまりグラフでこう推演出してませんので、分かるようにはしてみたいとこんなように思います。おっしゃるとおりかと思えます。

○三堀（6番）

申し上げたのはそのいわゆる実質公債費比率、18年度に発表された17年の数字24.2%から今日まで大変その時には心配するような県内でワースト3ですか、いうようなこと、それがどのように変化を今日までしているかということ。それから将来どのような辰野町に負担があるかということを考えますと、それを経年変化をグラフで棒グラフでも表せばかなり、私は普通の状態で運営されてる地方自治体がこれほどに改善するっていう、その速度は非常に速いじゃないかというふうに感じますので、そのへんはやはり町民にしっかりそれが理解できるような形でもって知らしてやった方が良くないかというふうに考えます。指標の計算方式、分母を標準財政規模にしてどうのこうのとかっていう、その難しい計算方式をいろいろのこと言たって何にもならないし、またそんなことも不用だと思いますので分かりやすい形を町民に示していただきたい。

2番目にまいります。長年赤字、あるいはいろいろの事情で大変だった辰野病院ですけれども、この決算では黒字になった。そして新しい病院に移るということで非常に快い車の回転でそこへ行かれるというその気がいたします。おそらく今度新しい病院に入っても、その流れは変わらずにまた引き継いで良い運営ができるだろ

うというふうに考えます。そこでそのことだけでなくやはり町民の心配している中には、そうはいっても30億という町としては最大規模の事業、新病院建設。そのことを考えると果たして財政に何か悪影響があるじゃないかとか、あるいは標準財政規模に対して果たしてどういうふうな処理をしてけば良いんだと。それでまた指標はまた悪くなるんじゃないかというような心配をしている人がおります。そのへんを分かりやすい説明をしていただきたいと思います。ここでは私、病院建設により財政の悪化はどうなるかと、そのことがあるかどうか。それでまたその仕組みを分かりやすくお聞きしたいと思います。これからずっと地域医療を支える拠点としての辰野病院、それを考えますとやはり町民に安心してもらうためには、風聞に左右されないような正しい説明を町民にもしていただきたいと思いますので、そのへんをお伺いいたします。

○町 長

財政の件はさきほど言っていただきましたとおりでございまして、本当に平成17年に急にこれ国の方でこの指標でポンポンと集めろ。昔はこの、昔って言いますかそれ以前はそれ以外の指標を取ってまして、夕張の問題から急に官僚の皆様方も考え直して、違った指標を出されたんですね。慌てて数字を送ったらこういうことで県下ワースト3だったんですけども、でもその数字が違ってるわけじゃないんで実際そうだったんだろうと思います。前は公債費比率とかいうのでよく出していました。あるいは経常収支比率とかですね、で起債制限比率とかこういうものは前からありまして、その数字には拘ってずっとやってたんですけども急に新しい指標が出て来て、数字入れたらそうなったっていうことでもあります。見事本当に3年間でもう24.2%が18%という一つの障壁を、に近づきまして18.2%になりまして、18.2%の翌年は平成21年度は16.4%、で22年度は13.6%。現在は11.9%ですからもの凄いスピードで財政は健全化しております。おかげさまだと思っております。将来負担比率っていうのがありまして、これも難しいんですけど必ずこの注釈書くように今度いたしますけれども、国の基準は350%過ぎると危ないって言うんですけども、辰野の場合には102%、92%、73%、今、今年は45.9%ですから全然話にもならん、全前、問題にならないですね。350%以上を過ぎては。あ、指標によったらこれ以上はだめだ。ある指標はこれ以上以下はだめだ。っていろんなことを難しい指標がいっぱいあるんですけども、注釈も付けながらしていきたいと思っております。病院に関しましてはおかげさまで、黒字的な8年ぶりの出たんですけどもこれもあれです

ね、今回の場合は地域医療再生計画の実施の中で、重急世期に辰野病院と昭和伊南は特に力を入れてくと。伊那中は急性期に力を入れてもらいたいと。連携した効果は少しずつ現れてきたおかげであり、それに先生はじめ、看護師、あるいは病院のスタッフ全員が乗ってくれたおかげだと、こんなふうに思ってます。しかしこれで満点とかそういうことは言いませんし、お医者さんがまた増える過程で、減るかもしれない。減る過程でまた増えるのかもしれない。まだまだ医師不足です。あと4、5人は入れないと前のような辰野病院になりません。さあそんな中で病院が同じ黒字を出していきましても、今度は建物建ててますから減価償却という部分で建物費用が経費に入ってまいります。よく使った金が、使った金が経費だって、そうじゃないんです。いくら使っても何してって何年間で割り返してそれで1年分の減価償却するのは何年分だと。これが要するに企業会計ですね。企業会計では経費に入ります。この経費の分に対しましては当然その分だけは入った分だけはマイナスになってまいりますので、しかし実質赤ではありませんので、原価償却的赤ということでもありますから、それだけ住民の皆様方は注意してみて、減価償却を差し引いてどうなるか、それを昨年度と今年度、今年度と来年度っていうふうに比べていただくと本当の流れがよく分かってくると思います。こう一般、一般会計の方は使ったら、使ったものは経費と言いますか。借金してもお金を使えばそれが収入になるとかですね、おかしいですね。この日本の一般会計のこの頭の良い官僚の皆さんが作ったっていうんですけども、本当に井勘定みたいな、ある面ではですね、皆さん方がチェックいただいている一般会計の単式簿記と、単式簿記とも言えないですけど単式簿記ですね。借金、借金してお金が入ったらそれ歳入に載っちゃうんですね。そんな馬鹿げた話は一般の企業会計にはないんです。企業会計に載るのは借りれば借入金に載っちゃうんです。借入金で。資金繰りの方は収入に入りますけど、借入金で。何が経費になるかっていうと借金の場合は利息が経費になるだけです。一般会計じゃなくて企業会計ですよ。ところがこの一般会計のいろんな話いっしょにごっちゃにしちゃってるからお分かりにならないと思いますけれども、分かりにくいと思いますが、一般会計の場合は借金しても入ったものは歳入になるという、面白い。そんな世界中で笑われちゃうんじゃないですかね、この日本の一般会計、要するに行政でやってる、これで国もやっているんですよ。一番大事なのはやはり企業会計が一番分かりやすいです。ドイツで発見されたブックキーピ

ングってということで、複式簿記です。1つの現象に対して貸し方と借り方と両方に載るんです。こっちに載るの、こっちに載るの。借り方、貸し方、貸し方。ですから両方足してくと同じ数字にぴしゃっとなりますよね。あれが正しい決算の財務諸表も見れますし、経営成績も見れるし、その代わり損益計算書とP L B Sといいまして試算表ですか。両方が必ず必要になってきますがこれ見れば一番明らかなんですけど、一般会計の場合、分かりませんね。でも今話ているのはそういうことじゃなくて病院は企業会計ですので企業会計はいくら借金しても今度は収入になりません。借入金で残るんです。ただし減価償却は経費になる。利息も経費になります。これだけ是非一つ、住民の皆さんは、町議さん方はお分かりでしょうけど、今住民の皆さんも感心のある方は見ていただいている方に少しでも分かっていただけたらという思いでお話しているわけでありますが、それが経費になる。本当にその経費で良いんです。借入金を経費にしちゃったら間違いが起こるんです。考え方は。その代わり負債が増えちゃいますから、いつかはその負債を返さなきゃいけないと、こういうふうになりますけれども、そういう考え方で進めてまいります。さて、そういうことで来年度からの指標につきましては今と同じように頑張っただけであれば減価償却分だけは新たな経費ですから、それはちょっと列外にして、ちょっとこれ別に頭の中に置いといていただくとどのような推移で進むかよく分かりますので、是非比べていただきたい。またダウンすれば叱咤激励をいただき、またプラスになればまた先生方も苦しい中やってるわけでありしますので、お褒めいただければありがたいとこんなように思います。しかしみんな間違っているのは、赤字になった所がある。「ああ、お医者さんさぼっていたか、患者が来ないか」こう言うんですね。黒字になった所がある。「ああ、凄い一所懸命やっているから患者も多かったり、お医者さんもそういやもう夜中も寝ずに看護師も目を真っ赤にして一所懸命やっけたから黒字だ」ってないんですね。全然違う、そんなことは。急性期をやれば、急性期をたんとやって手術をたくさんすれば点数が良くなってくと。亜急性期で、また辰野も若干の手術はやりますけれども昭和伊南だってやりますけれども、亜急性期を主にすると診療報酬が安いんです。一所懸命血眼になってやっただけで安いんです。それが黒字になったから大したもんだと私も先生方に感謝をするところなんですけども。官僚の鉛筆をこう舐めるかどうかで変わるんですよ。診療報酬も。注射1本がいくらかで決まるんですよ。それをガタガタに下げてきたのが

今までの日本の医療だったんです。下げても下げてもまだだめだ。じゃ病院減らせという政策が取られたんじゃないかと私は想像するんです。ここ公式の場ですからあんまりはっきり言えませんので。それで医師不足に地方からした。大都会はもう官僚の皆さんも困るし、怒られちゃいますから。地方にそんなにいないよ。50分や60分あるいは70分ぐらい掛かったって行きゃあ良いじゃないか。地図をこう見ますと山があるんですけど、地図を平らに見ると直ぐ近いですからねこうやって平らに見ているんじゃないかと思うようなふうにしてやってきたのが、今回の医療行政だったんです。これは自民党の時からそのとおりになってそのとおりでした。民主党もそれはなかなか払拭でききれませんでした。ただ事実を言っているんです。地方交付税は自民党の時はドンドンドンドン減らされてきました。自民党が減らしたんじゃない官僚が減らしたとおりに、自民党が認めたっていう意味です。昨日もある所へ私も行ってきましたけれども、でも民主党もやろうと思った殆どできなんでしょうが、地方交付税だけは戻しましたね、おかげさまで。地方交付税、各市町村へ聞いてみてください。自民党の時、落ちたのは本当のこの近くまで戻りました。これだけは本当に立派だと思います。だから全て良いんじゃないんです。戻るの当たり前なことなんですから。そんなふうなこともありまして、とにかく官僚の鉛筆1本舐めるほど、鉛筆1本舐めるかどうかで違っていっちゃう。一所懸命とかなんとかじゃないですね。普通の一般会社は競争原理が働いてまして本当に血眼になってやればやっただけのこと出てくるんでしょ。行政っていうのはそうじゃないから困るんです。というところで、ちょっと前置きはいいことにしまして、30億円ぐらい投与してやってまいりますがこの数年にわたって返していきますし、またおかげさまで一般会計の方も黒字が出てきておりますし、このまま実質公債費比率が11.9%っていうことですから非常の良いわけであります。24.2%の時はだめでしたけれど18%になるとどういうことが良かったかっていうと、何か起債を起こす。その地公体って言いますか地域公共団体が何か借りて起債を政府から借りてやる時に国の方でもって査定をし、相談をしなけりゃ借りてはいけないっていうのが18%だったんです。18%以下になればどうぞ、どんどん借りてください。18%超えたらまた相談に乗りますよと。相談してあまり借りちゃいけないとか、こういうふうな規制が入る。24.4%なら全然もう受け付けられないという、こういうふうな指標であったことは事実ですが。そういうことで、しばらくは一所懸命みんなが頑張っ

いけば努力してくれそうですし、役場の職員の皆さんも、皆さん方悪い所しか目につかんでようけども、良いところあったら誉めてやっていただきたいですが、相当人数を減らしてそのおかげです。人件費が総体の一般会計の総額の30%にいかないのは。普通どこの会社でも大体総売上の3割ぐらいは人件費って言われてますけれども、地方公共団体なんていうのは30何%いったんですから。辰野はもうずーっと3割も言ってません。それほど1人当たりの仕事量が上がっているということです。それほど課長をはじめ一般の職員も頑張ってくれています。ということの中でこういった一般会計の方も黒字を出すことができたと。いうことは町の力になりますから、今度何か大事なことがあれば住民付託があれば出動してダーとできるということでもあります。しかし82、83億ぐらいの一般会計になりますので3億、4億ぐらいのお金なんて直ぐ一発で終わっちゃいますね、何かあれば。どこか災害あれば一発ではい、終わりって。ですけれども、赤字よりは黒字の方がずっと良いに決まっていますし、それだけの予備兵力を持っているということでもありますので、いざという時の出動はさせていただきます。そんなことでよろしいかどうかちょっと要点を得てないかもしれませんが、安心はできませんけれどもこういう時ですから、一所懸命頑張れば何とかなる。このことを申し上げておきたいと思います。課長の方からいいかな、財政の。

○まちづくり政策課長

それでは簡単にご説明と言いますか、今後のですね見通しなんか含めてお話をさせていただきますと思います。まず、実質公債費比率の今後の見通しでございますけれども、確かに辰野病院の建設のですね起債の償還がもう始まるわけでございますけれども、他の起債においてですね、終了を迎えるものがありまして今後はですね同水準、もしくは若干下がるというふうに見込んでおります。それから、病院建設による財政の悪化の危惧っていうようなご質問でありますけれども、病院建設によってですね財政がですね、直ぐに悪化、あるいは一般会計に大きな影響を及ぼすっていうようなことはないというふうに判断をしております。それから財政の仕組みの関係でございますけれども、財政状況につきましては折に触れ説明をしているところでございますけれども、今後ですね出前講座など、要請があればですね積極的に出向いて説明をさせていただきたいというふうに考えております。それから病院なんかのですね、何回の繰出金につきましてはですね国から示されております

繰出基準というものがあまして、この基準内で病院をはじめ上下水等々、他会計への繰出金についてはですね、全て基準内で繰り出しを行っているというところがございます。以上です。

○三堀（12番）

大分るるいろいろと詳しく説明いただきましてありがとうございました。最初の時に議会開会の時に3日ですか、まちづくり政策課長の方からいろいろと説明いただきました。そしてまた、監査委員から大変詳しく分かりやすい説明を受けておりますので、我々議員は全部承知しているものと思います。ただ町の人たち、一般の人たちがどの程度の理解をしているかっていうことの心配をしたものですから今、申し上げたわけです。町が将来負担していく財政全体の見通しを正しく説明する必要があるのではないかと。それで正しい町の姿が分かることで町民の安心が得られる。それでまた町へもいろいろ関心も高まり、また意見も出してもらおう。あるいは良いアイデアもあるかもしれないということを考えまして、質問したわけでございます。そのことは今、町長の話の中に国からの地方交付税の問題、話がありましたので、そのへんを、その点を一つ申し上げますと国が大変無責任なことを言ってますよね。地方交付税を執行できないっていうような、与党が悪いとかあるいは野党が悪いとか与党がどうだとかっていうようなこと言っておりますけれども、このそこを見ると政府の体を成してないような気がいたします。それでその一つだけお聞きしたいのは、いわゆる財政調整基金は十分にあるかどうか。それで国はそういうこと言っているんで、執行具合によってはショートするようなことがあって非常に困りますんで、そのへんはこれ財政問題ですから、まちづくり政策課長が一番掌握していると思いますが、そのへんはいかがでしょうかね。

○まちづくり政策課長

すみません、さきほどですね、財政指標の見通しって申し上げましたけれども、あれはですね実質公債費比率の見通しでございますのでよろしく願いをいたします。実は今、基金のお話が出まして辰野町ですね23年度末のですね財政調整基金につきましては約16億円、それから減債基金が1億7,000万円ほどありまして18億6,000万円ほどあるわけございまして、当初、当初って言いますか今から2、3年ほど前にですね財政調整基金はですねどのくらいあれば町として大丈夫なんだっていうようなご質問がございました。その折にはですね財政調整基金、それから減

債基金合わせてですね20億円強はまず積んでいきたいなというお話をした経過がございます。それで今、町ですね財政調整基金につきましては郡下でもですね町村レベルでございますけれども多い方だというふうに認識しておりますので、今後病院ですね経営状況によってはですね繰出金が増えるだとか、いろんなことが考えられますけれども、財政を預かっている者としてましてはですね、もう少しですね増やしていきたいなというように考えてますし、この金額がですね多い少ないの判断はですね町ですね財政の規模によってまた変わってきますのでですね、一概に言えませんけれども今後2、3年の間にですねできる限りですね積めるものは積んでいってですね早い内にですね、20億円を超えるような基金残高にもっていききたいなというふうに考えております。以上です。

○三堀（12番）

それでは、もう1つあるんですが次の質問に移ります。2番目の荒神山スポーツ公園、特にプールの問題ですけれどもプールが閉鎖されて久しいわけです。これ国道153号線からウォータースライダーですか見えるんですよ。先日もちょっとお客さんを車に乗せてあそこ通った時に「あれは何ですか」って聞かれて、どうもあんまり快い説明ができなくて残念だったなあと感じておりますけれども、これ町民の人たちの目から見るとどのような声かということを集約してみました。「第一にどうして再開しないのか」と。それから「今までどのような検討がなされてきたのか」それからまた「今後のどのように考えて、どうするのか、具体的な説明を」と。それで最後にこれがちょっと痛かったんですけども「それにしても長い間放置した状態は議会や町の責任だ、何とかしないか」というふうに詰問されたわけですけれども、それはそれとしていろいろの事情があるかと思えます。このウォータースライダーほかその施設の撤去、整地する費用は概算でどの程度になる、細かいことはともかくとして大体概算でどのくらいになりましょうか。お聞きします。

○町 長

当時、修理すれば4,000、5,000万円。全部撤去して元に更地にすれば9,000万円ぐらいかかるということは記憶しております。時代も、時代と言いますか少し、でもあんまり変わらんでしょう、おそらくね。ということだと思います。誰か違う意見ある人。担当課研究してね、今ね。大体そんなところであります。

○三堀（12番）

これ、荒神山全体見まして大変良い環境で「ため池百選」にも選ばれた荒神山ため池ありますし、遊歩道、ウォーキングコースもこれから整備されるという、拡大もする、できると思います。それから野球、サッカー、柔道、剣道、陸上、マレットゴルフ、スポーツの施設とすれば全部整っている。そしてまた食事ができるパークホテルがあるわけです。そして温泉があり、その温泉入れる。そういうシステムになってます。これを考えますと極めて良いこの環境の中にその一角にプールがあるわけです。これを今まで何もせずに放っておいたのは大変もったいない話だなあという気がするわけですけれども、そこでお聞きいたします。これを公園、都市公園の枠がかかっているだろうと思います。その中でどういうことがやれるか、やれないか。そういういろいろあると思いますけれども、行ってみますとたつの海の奥の広場ではお店が開かれる。出店ができるわけですね。そしてパークホテルの前では野菜や何かが販売できる。いうことになると、ほぼ何でもできるじゃないかっていう気がするんです。そこでその整地をした所を金かけてもこれ整地するべきじゃないかというふうに私は考えます。そのあとはどうしようか、その産直公園というような形のものを開いたらどうか。整地して使えるものは全部残していけないものだけ撤去するっていうことになればそんなに金もかからんだろうと。それで産物を町の人たちが集まってそこでもって産直市を開くっていうような形。今まで使ってたその建物、駐車場、上下水道完備してます。管理棟はそのまま使えるわけです。もし何だったらそのウォータースライダー、パネルを張って看板にすりゃもう撤去する必要ないしするから、金もかからんわけです。ですからそういうふうな形で、それでゆくゆくは加工も考えていけば良いじゃないかというような気がいたします。一大産直拠点として産直公園というような形はできませんかね。いかがでしょうか。

○町 長

私も今、都市計画審議会の県の委員やっていますので分かるんですが、都市公園、特にスポーツ公園を含んだ公園でありますから公園にまつわるものにつきましては営業しても良いんですね。ですからパークホテルを盛り上げる、パークホテルも公園に来て泊まる人がいる。こういうふうなことの中で大体許されてるわけです。ただあそこへ洋服屋さんが来て、恒久的にデパートやったらまずだめだと。そういう意味なんです。ですからプールやったり何かすることは良いですよ。良いけどま

あちよつと今止めてあるっていうことです。今産直の公園、産直であそこへ販売するとか、公園へ来たお客さんに販売するとか、それで公園へ人集めるとこんなことは良いと思うんですが、常設でやることに對してどんなふうになるか、ちょっと私も分かりません。だから今提案は上手なのは公園で付きゃ良い。産直公園、都市公園。で公園が付くから同じじゃないかっていうそういうふうな面白い話ももっていきようはあるのかもしれませんが、検討はしてみたいと思います。

○三堀（12番）

公園、果物、野菜、酒、そんな何でも良いと思いますけれども町で生産されるものの提供、発想もできるようにすれば良い。それでそのものの生産物には必ずその氏名を明記するというようなことをすれば信頼が置ける。また責任も持つというようなこと。それから子どもの遊び場をちょっと砂場とか、簡単な足湯でも何でも良いんですがね、そんなようなことでやればいわゆるスポーツ公園の一端になろうかと思えます。いろいろと品評会だとかフリーマーケットだとかっていうようなものも延長線上にはあろうかと思えます。子どもだけのちっちゃなプールでも良いし、また簡単なこうパネルで組んだ迷路でも造ってやって、上からは見えるけれども子どもたちは頭ちょっと出せば外が見えるようにすれば、怖がらずにそういう所は歩けるだろうと思えますし、そんなに金のかからんようなそういうことの施設を併設すれば可能性があろうかなというふうな感じを受けました。是非、そのへんはあそこの有効利用の中でもってこれからどのような形に検討されるか、また動きがあるか分かりませんが、一つ、あのままにせずに早くあのプールのかかなり広い場所です。せつかく良い所に位置してますので有効利用をできるようにお願いしたいと思います。それでは次の質問に移ります。

次は節電対策ですけれども、節電、節電ととみに言われて来ておりますけれども、これは東日本大震災の時に福島第一原発の事故から電力の不足を補うために全国的にそうした展開がされてる。制約、節電ということですが、これは電気に限ったことでなく節約ということは何にでも通ずることで、当然これ行政としてだっただけで常に無駄のないように心掛けてるということは当然なことだと思います。ただ、節約、節約ということはそれ当然ですが、それによって住民へのサービスの点で差し支えのないような配慮はしていただきたいと思います。この節電対策を一つ取ってみまして、今までこの去年から今年もたくさん言われましたけれども、

どのような対策を取っておられたかお聞きいたします。

○町 長

3.11以来、昨年の節電ということで町も進めてまいりました。しかしそれ以前から、やはり節約するということで皆さん方ご存知のとおり2階へ上がって来てもらっても蛍光灯が2本ずつ付いているんですが1個ずつ外してあるのお気づきだと思います。で、あまり人が来ないことが分かってりゃ切っちゃってるのかですね。それで1階の外側の方の試験的にLEDに蛍光灯替えたりしてます。非常に高い物ですから高くても良いんだらうと思うんですが、まあ試験的にやってみたが最初の方の蛍光灯でありましたので、蛍光灯って言いますかLEDでしたので若干チカチカとこうチラチラがあるという話も聞いておりますけれども。今のLEDのそういうことも直っているでしょうけども、そういうふうなことで節電をいたしております。更にまた暖房、冷房等につきましても係がいまして、非常におっかない係であります、言うことを絶対に人が「暑いで何とかしろ」っても「いやいや決まりですから」って絶対にスイッチを入れたりなんか規定どおりはしないという人でありまして、かなり節電になってきております。そのことにつきまして担当課長の方からお答えを申し上げたいと思います。

○総務課長

細かい部分での具体的な節電のやってきた事象につきまして説明をさせていただきます。町はご承知のように特定事業者ということに平成22年の4月に指定されましたことを受けまして、省エネ対策を進めてまいりました。その一環としましてこの節電にも取り組んできたところでもあります。節電に限って申し上げますと温度の管理ということで各職場で温度をチェックをするように温度計を全部配置をしまして、記録を取り始めました。そして国の基準でまいりますと夏場は28度、そして冬場は19度ということでありまして、当町の庁内につきましてはですね室内温度は30度以上、で県あたりですと、それかあるいは不快指数が80を目安としているわけですが、さきほど町長申し上げましたように非常に厳しい環境大臣おりまして、当庁は30℃でそれで不快指数が更に80を超えた場合を目安ということでエアコンの使用を許可をしてきたところであります。そんな中で照明につきましてもさきほど町長申し上げましたように1階にLED、一応試験的に50台入れさせていただきまして23年度には2階をですねプルスイッチ付きのHFの蛍光灯にさせていただ

きました。これも試験的に導入ということで比較をさせてもらうということで、やらせていただいたわけでありましたが、これは必要な箇所に必要な時にプルスイッチが付いてますので、照明を点けることができるということで、これによって窓際の方は今まではスイッチ1つですと全ての所が点いてしまってたわけですが、これを消すことによって窓際を殆ど昼間は点けずに済むというようなことになったわけがあります。それから残業の時にはですねスタンドも配置をして大きな蛍光灯高い所から点けるのではなく、机の上をですね照らすようなそういうことも導入をしてきております。そのほかのこの夏の取り組みといたしましてクールビズは基より、そして緑のカーテンもですが、残業今までやる時にですね網戸が壊れていてなかなか窓が開けられないというような環境もあったわけですが、各職場2箇所は網戸が開くような形にしまして夜は網戸を活用というようなことで対応をしてきております。必要な所を最小限の所でもって対応していくってということで、扇風機なんかもですね数を増やしましてこの夏は対応させていただいたわけでありまして、一昨年の比較でいきますと昨年は夏場で20%の削減になっておりまして、電気量20%の削減になっておりまして、今年もですねその数字を目標に少し暑い夏ではありましたがけれども、厳しくチェックをしてきておりますので同様の効果が得られるのではないかと、まだ途中でありますけれども期待をしている、そんな状況であります。以上でございます。

○三堀（12番）

いろいろの所もLEDの所まで進めてお答えいただいたんで、もう最後もうあまり時間が、いつも私は下手で最後時間なくなってしまうので、ここで全部まとめて質問いたします。これLEDを勧めるのさきほど町長ちょっとチカチカするとかいうようなことは最初、初期の本当の初期のLEDの蛍光灯だと思います。今はもう劇的な進歩をして非常に良い、私の資料の中にも東京芸術学校で、あ美術学校、東京美術学校でLEDを採用してます。いわゆるその物のこう演出をするとか、かもし出すとかっていう、いわゆる演色率っていうものも非常に良くなっている。太陽光の光線から本当に赤い、夕日のような時の赤いののまでの中のそのどこを選ぶかっていうLEDがもうできておりますし、かなり専門的ないわゆる水中カメラであるとかいうような、非常に精度の高いものでないといけないような所までLEDがもうできておりますので、もうもうこれ以上そんなに大きな劇的なその進歩はな

かろうかというふうに感じます。ですから現在のもので十分に通用するというように考えます。だし、今はもう初期投資が大変だというような話がありますけれどもこれリースもありますし、レンタルもありますのでそんなに負担でなくてずっといかれるのではないかと。できればもう全部一気に替えてもらえばなというふうな気もいたします。そのものを今後、どのような形でもって広げていくか。庁舎本体だけなのか、それとも学校、保育園、その地域コミュニティの方もそういうふうな希望があればある程度の補助を出していくとかいうようなことがあるかどうか、もう既にその学校、病院、商業施設では相当導入が進んでおりますので、町もそれに遅れを取らないように、是非前向きにそれを取り組んでいただきたい。それから、この意識改革、節電の意識改革ということですが、意識を一番その節電の意識を持つのはソーラーパネルを乗せてる家庭の方々じゃないかと思えます。それは数字で出て来ますし、節電して少しでも使用量減らして中電の方へ売れば、その金が返ってくる。その数字がいつもこうメーターで出てますので、節電意識が非常に高いんじゃないかというふうな気がいたします。町のソーラーの数字もあそこに出ています。メーターに出てますけれども、やはりそういうその数字で出てくるっていう形のもので非常に節電意識に繋がるじゃないかというふうに考えますので、このソーラーの各家庭、特に新築家庭においてのソーラーの導入は町でも勧めていくような考え方を持っていただきたいと思えます。このLEDが良いっていうのは、話あちこちになりますけども、蛍光灯のようにだめになるともうパカパカするとか、もう切れてしまうっていうじゃなくてLEDの場合は、僅かずつこう段々にだめになって、それもだけどどのよう形だっていうことはまだ40年も先のことですから分かりません。ですからそういう点でも非常に効率の良い、また是非そういう方向に替えるべきものだというふうに感じます。

で最後にちょっと町長にこのことをお聞きしておきたいと思っておりましたが、その財政のさきほどの財政の問題の中で末端自治体の運営に係わる交付税を国がどうのこうのっていう、交付できないとかっていうそういうことはちょっと考えにくいことなんでしょうけども、平気でその財務省が言っているような時代です。これを町長、この町村会の方のいろいろの重要な役になりますし県の総務委員ですか、そういう立場でもあるしもう4期目長い間やっていますので是非、リーダーシップを取って末端自治体の運営に係わる交付税はいかなる時でもその財政規模に合わせた執行

を必ずするというような法律を作ってもらうような陳情、できませんかね。是非そういうあたりも、もしできるものならリーダーシップを取って町長が動いていただきたい。いろいろ申しあげましたけれども、まとめてお返事いただければと思います。

○町 長

非常にあのご高説いただいたわけで一々ごもっともでございますが、特に気になる交付金であります。今回は遅配と言いますかね、じゃないか、私の思うのには。法案がいくつも通らなかつた。したがって国の国債も通らなかつた。通つたのは消費税だけというような、極端に言えば。したがって国会を通ってないんで執行できないと。ですから地方交付税もそうだし、国立大学の運営費等もそうですし、そういったものは払わないんじゃないけど遅れますよ、とこういうことじゃないかと私思うんです。それで最近にまた新聞変わってくるかどうか分かりませんが、それで皆が怒っているのは、じゃあ政府や官僚何にも痛くないじゃないと、遅れるにしても。だったら政党の支援金はこの国のお金で払ってるわけだからそれをじゃ、一つ止めたらどうだと。そういうことやって、給料だつて出ないわけじゃない1箇月、2箇月ぐらい我慢してもらって、それで遅配で払いますからということ。国会通れば、そういう姿があつてはじめて地方だとか、国立大学の運営費だとかそういうものを待ってくださいっていうのが普通じゃないかというのが私の考え方ですが、多分そうじゃないかと思うんですが。これ全く出さないっていうこと。じゃあないと思うんですよ。ただ国債がまだ認められてないということなんです。それも今度は自民党にしてみると、党利党略ですからこれ通しちまつたんじゃない、また同じになつちゃうからって一切通さなかつた。で通さない、民主党に言わせりゃ「通さない自民党が悪い」っていうし、自民党は「そんな政治能力には国は任せれない」って言ってるし、わけの分からんような乱世みたいな状態で本当に困っているわけですが、にしてももう一度、更に調べて、もしそういうの交付金を払わないとかそんなふうなことだったらこれ、若干遅れることはともかく、もしそちらの方へまた手が着いて段々下げてくだとか、これ以上また地方の病院を減らしちゃうとか変なことになったらもう大騒ぎをしたいと、こんなように思ってますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○三堀（12番）

いろいろ申しあげましたけれども、是非検討をお願いいたします。これで私の質

問は終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 7 番、船木善司議員。

【質問順位 7 番 議席 7 番 船木 善司 議員】

○船木（7 番）

今日の質問最後かと思えますけれども、私は 3 点について質問をいたします。9 月に入ってもまだまだ暑い日が続いておりまして、30 度を超す真夏日がつい先日まで続いておりましたけれども、この異常現象というものは地球温暖化の影響なのか、または異変の前兆なのかとも言われております。このような状況の中、町内 6 箇所の学校プールが故障なく無事使用できたことを安堵する一人であります。まず 1 点目ではありますが、プールろ過器について質問をいたします。町内小中学校のプールろ過器の中には 30 年以上経過し、明日にも故障が心配されるといったことを聞いております。プールろ過器の取替え経費は 500 万円にも及ぶ高額であると言われており、取替えに当たっては当然計画性を持って実施してきただろうと思えます。ここでお尋ねしますけれども、町内小中学校プールろ過器の取り替えの状況、その取り替えははどの様な基準に則って実施してきたのか、お尋ねします。

○教育長

町内のプールのろ過器についてでございますけれども、大体町内同じくらいの時期に設置をしましたので 30 年経ってどこも、みんな老朽化が進んでまいりました。したがって、計画的に取り替えを考えてきたわけではありますが、急に故障をしてしまったり、それから機能を発揮しなくなってしまう所がありますので、多少順番が狂ったりなんかすることはありましたけれども、今まで何とかやってまいりました。今残っているのは川島小学校のろ過器が残っているわけではありますが、川島小学校も今年度、故障もなく、だからここまでやってこれましたので来年度には、来年度シーズン初めまでには川島小学校のろ過器を交換するよう予算獲得をしていきたいというふうに考えております。細部については次長の方からお話をいたします。

○教育次長

只今、教育長申し上げましたように町内のプールにつきましては昭和 54 年から昭和 61 年にかけて町内 5 小学校のプールが設置されておりまして、中学がこれに遅れ

まして平成10年に新しいプールになっております。取り替えの、ろ過器の取り替えの基準については明確な基準はございません。保守、管理業者から毎年プールの使用前と使用后、秋でありますけれども点検報告がございます。この報告や業者からの聞き取り、ろ過器の状況を見ながら判断をしているところであります。ろ過器本体の交換は平成13年度に両小野小学校、平成23年度に南小学校で行いまして、また大規模な改修としては平成24年度に今年度であります西小でろ材、ろ過砂でありますけれども、この交換と塗装を行っております。このほか計器類の交換、配管の補修、カートリッジ、カートリッジ式の場合のろ材の交換は必要に応じて適宜行っております、特に川島小学校の場合ここ数年ずっとカートリッジの交換を行っているところであります。最近のろ過器の交換、昨年行いました南小の場合でございますが、平成21年度にろ過器本体の漏水があったため溶接及び本体の下部をコンクリートと鉄板で巻立てるという緊急的な補修を行いました。この経過を受けて平成23年度に南小のろ過器交換を行っております。さきほど教育長申し上げましたとおり、町内各校のろ過器ともに老朽化が進んでおります。ろ過器の古さ、劣化、腐食でございますが、こういったものの進み具合から判断して、来年度平成25年度には川島小のろ過器を交換する必要があると考えているところであります。

○船木（7番）

ろ過器の取り替え状況、今お聞きしましたけれども、ろ過器の耐用年数これほどのくらいあるのか。それと今、話の中でですね、ろ過器の取り替えということと、大規模改修という言い方もされました。どこがどのように違うんでしょうか。

○教育次長

耐用年数につきましては特に業者から何年というふうには聞いておりませんが、先ほど来、申し上げてるとおり全体の状況を見ながら判断をさせていただいているところであります。大規模改修という、表現そのものが正しい表現としてあるかどうかは別でございますけれども、さきほど申し上げましたプールは使用中に配管の痛みだとかあるいは計器類の取り替え等、小規模な補修は常々行っておりますけれども、ろ過方式が大きく2つございましてカートリッジ式でろ材を替えるものと、それから本体にろ過砂が入っていてこれによってろ過する2つの方式がございます。ろ過砂の取り替えにつきましては今まで行った実績がこちらで調べた限りではございませんが西小学校において、特に必要だということで今年度ろ

過砂の改修とそれから内部外部の塗装を行いました。こういった改修は今までやっておりませんので、大規模な改修ということで申し上げたところであります。

○船木（7番）

設備機器には必ずや耐用年数というものはあります。これは確認をしておいた方が良かろうと思います。また大規模改修というのはですね、イコールろ過器取り替えというふうに理解をしております。23年度予算はですね前年度、前々年度からの計画性と継続性を持って編成されていることは極々当然のことと思います。23年度実施計画書によりますと今説明をいただいたようにですね、南小この1校のみが取り替えが終わったわけですけれども、実施計画書には南小、川島小この2校のろ過器取り替えが明記されておりました。川島小学校では23年度ろ過器の取り替えをするということを聞いたものの、プール開きが近づいても何の連絡もなく、連絡がないまま1年が経過したということであります。実施計画には載せたものの23年度取替え実施しない旨の連絡がどうしてなされなかったのか。意識的に連絡しなかったのか、それとも失念をし1年が経過してしまったのか、その経緯はいかがでしょうか。お尋ねします。

○教育次長

ろ過器の取り替え工事に限らず予算に盛った主な工事、事業につきましては毎年年年度始めに校長会や事務担当者会で報告しております。ろ過器のことについて、実施しないということではっきり申し上げたわけではございませんけれども、そういった事務担当者会、校長会での報告の中で承知していただいているものと思っております。そこらへんの認識のずれのあったことについては反省し、今後更にきちんと連絡ができるような改善をしてまいりたいと思っております。

○船木（7番）

残念ながら意識のずれがあったということは残念でなりません。血の通った管理、血の通った業務執行、これを強く求めたいと思います。合わせてですね実施計画及び予算についてでありますけれども、昨年3月10日、社会福祉常任委員会において23年度一般会計の教育委員会が執行する予算審査を行いました。この時、工事請負費の中のプールろ過器取り替え工事については、当初2校の取り替えを計画したものの、川島小は次年度へ繰り延べ南小の取り替えを実施するといった説明がなされました。また23年度実施計画書の当年度欄に川島小、南小2校のろ過器取り替え

が計画されていたものの、予算書説明では1校のみの取り替え予定に変わったことにも疑問を感じるどころであります。昨年23年度はこの説明どおりが南小の取り替えが行われたわけですけれども、繰り延べすると言った24年度実施計画には川島小という文字が載っておりません。昨年の委員会審査における説明どおり計画並びに実施されないということは何故なのかであります。委員会審査という公式の場での説明にも関わらず、取り替えは愚か計画すらされていない点は、これは由々しき問題であると言わざるを得ません。この点いかがでしょうか。加えて24年度の対応が更に問題であります。24年度実施計画に川島小を載せてないことは、川島小ろ過器取り替えは実施しない方針と見えますが、いかがでしょうか。24年度プール開きも間近い6月、教育委員会の話として「ろ過器が故障しプールが使用できなくなった時は、町の車で移動し、よその学校プールを使用させてもらう」という内容だったそうです。私は後日、このことの信憑性について教育委員会へ問い正したところ、事実であることが判明し驚きと怒りを感じた者であります。その電話の背景には、その言葉の背景には、相当重大な意向があつての発言と受け止めます。川島小学校のろ過器取り替えを24年度実施計画から外し、よその学校プールを使わせてもらうということは、ろ過器が故障した時点でこのさき川島小学校のプールをなくすということ、これを意味しているんだらうというふうにも推測するところです。24年度実施計画における3年計画の中に、川島小学校のろ過器取り替え計画を抹消するに至った経緯、更によそのプールを使わせてもらうという方針に至った経緯、この2点について分かりやすい答弁を求めたいと思います。

○教育次長

まず、委員会審査の折に23年度から24年度に繰り延べするという説明があつたにも拘わらず、24年度に行わなかったことについてご指摘がございました。南小に比べて川島小学校のろ過器については、さきほど申し上げました21年度時点でありますけれども、漏水している状態ではなかったということから、ろ過機能を維持するという観点から西小のろ材交換をさきに行ったということでありまして、委員会審査で23年度での委員会審査での説明どおりに予算化しなかったという点につきましては、24年度予算の説明の段階で明らかに説明をすべき点であつたと思っております。不十分であつたことについてお詫び申し上げたいと思います。ろ過器の状況につきましてはどこも劣化が進んでおりまして、交換改修を実施計画に登載しても毎年の

点検結果によって翌年度の予算化は変更せざるを得ない面があるという、そういう判断の中で実施計画を変更してきました。「よそのプールを使わせてもらう」という発言につきましては只今議員、重大な相当重大な意向があるのではないかというように指摘もございましたけれども、教育委員会として、きちんとした方針の下に述べられた発言ではなかったというふうに思っております。万が一プールのシーズン直前やシーズン中に故障した場合、南小のように応急処置を行うことも考えられますし、それもできないとなれば万が一の場合の対応策としてほかの学校のプールもお借りするということもあり得るということでの発言であったというふうに考えております。この発言についても全体的に説明が不十分であったと反省しなければならぬことだと思っております。

○船木（7番）

今の答弁はですね、教育委員会内の一部の発言であるという言い方、と解釈をしますけれども、よその学校のプールを使わせてもらうということはですね、よその学校の理解も得られて事前に、得られていなくてはこんな発言は本来できん筈だろうと思います。よその学校の事前の理解が得られていたのかどうなのか、伺います。

○教育次長

只今、申し上げましたとおり万が一の緊急避難ということで考えているところがございます。よその学校の事前の理解、了解というものを得たという段階ではございません。

○船木（7番）

それとですね、もう1点質問した筈でありますけれども24年度の実施計画書の中に川島小学校という文字が消えてなくなっている。24年度載らなければ25年度なり26年度、ローリングしてくのが基本だろうと思いますけれどもいかがでしょうか。

○教育次長

川島小学校のろ過器本体につきましては、現在見ても一部サビが出てるというような状態で、万全な状態ではないというふうに思っております。ただし、ろ材の交換も業者からほかの東小学校等、指摘されておりますので24年度からの実施計画につきましては、そちらを優先をさせていただきましたけれども教育委員会の考え方としては、さきほど申し上げましたように毎年行われるシーズン後の点検結果を見ながら、実施計画と現状を見比べながら予算化をしていきたいということでありま

して、さきほど議員がご指摘ありましたような、川島小学校のプールをなくすというような考えは全くございません。

○船木（7番）

まだまだ疑問な点がありますけれども、もっと重大なこともありますので次に進みますけれども、「ろ過器が故障しプールが使用できなくなった時はですね、町の車で移動し、よその学校のプールを使わせてもらう」というこの重大な発言。この重大な事項ということはですね、あまりにも安易に教育委員会は考えておることと判断します。電話1本だけでですね今日まで計画してきているということ。これはですね父兄の説明は学校がすべきものというふうに判断しておられたことだろうと思いますけれども、その点はどうなのでしょう。父兄の説明責任というのは、教育委員会にあるものと判断します。その点どうでしょう。最近国会でもですね丁寧な説明という中身の無い言葉が頻繁に使われておりますけれども、今回の教育委員会の対応はその説明すら残念ながらなされていない事実であります。この様な安易な気持ちというのがですね、ほかにも影響を及ぼし、いろんな所に繋がっていると言わざるを得ません。どのような認識の基にその発言をなされたのか。また説明責任の所在、これについてはどこがおありなのか、どのように認識しておられるのか、お尋ねします。

○教育次長

説明責任の所在ということでございますが、これは学校に任せるという考えはございません。基本的な設備の不備に伴う児童、生徒への影響でございますから教育委員会で説明をしなければならないものだというふうに考えております。ただ父母の皆さん、父兄の皆さんへの説明がなされなかったということにつきましては、さきほど来、申し上げておりますようにこのような事態については万が一の事態というふうに考えておりますので、説明は行わなかったということでございます。

○船木（7番）

万が一の事態がですね、発生した折には川島小の児童はですね着替えも持ちながら、よその学校へ移らんきゃならん。こういう重大なことが発生するわけで事前に父兄には説明が必要だろうというふうに思います。更にですね非常に重大で見過ごせない教育委員会の発言について伺います。24年度ろ過器取り替え実施状況の説明を聞いた折ですね「費用対効果を考えた時、30人規模の学校と500人規模の学校で

は 500 人規模を優先する」このように平然と言っている事実。この発言が非常に問題であります。この言葉は私だけでなく、ほかの方々も耳にしている事実であります。教育に費用対効果を持ち込んで良いものでしょうか。費用対効果を持ち込む領域ではない筈の教育であるだろうと思います。この言葉は児童生徒に対する差別であります。学校が大きい、小さい、こういったことで差別があってはならない筈であります。児童生徒が教育を受ける権利はいかなる地域に住んでいようとも同じ筈であります。児童生徒が教育を受ける権利、及びこの発言そのものを教育委員会はいかなる認識の基に発言しておられるのか、この点についてお尋ねします。

○教育次長

まず、そのような発言自体につきましては大変誤解を招く内容であったと思います。全体の流れの中では予算的に、具体的に申し上げますが、西小と川島小の両方を一度に予算化することは難しい中で、影響がより大きい西小を先にさせていただきたいという趣旨での発言であったのではないかと思います。さきほどから申し上げております、万が一ということでございますけれども、これも南小学校では応急処置としてコンクリートで巻立てて 2 年間持たせたという経過がございます。これはシーズンの直前に行っておりますけれども、こういう措置も講じた上での万が一ということでございますけれども、いずれにしましても万が一故障した場合に、500 人規模の児童生徒をほかのプールへ移す、移動させるということは難しいわけありますので、あくまで万が一のことと考えております。元より教育を受ける権利につきましては、全ての児童生徒に等しく保証されなくてはならないと思っております。教育行政を進める上で最も大事な前提であると考えております。

○船木（7 番）

それではここで確認をさせていただきますけれども、学校の規模の違いによる差別はあり得ないということでしょうか。

○教育次長

はい、学校の大小に基づいた形での差別ということはありませんし、私どもとしても行っていくつもりはございません。

○船木（7 番）

この項の最後の質問と言いますか、確認をさせていただきます。最初にですね川

島小学校25年度ろ過器取り替えを最優先で計画するという答弁がございました。この意思をここで再度確認をしたいと思います。25年度最優先に実施するということがよろしいでしょうか。

○教育長

来年度の予算について、今ここで決定することはできませんので、それなりの手順にしたがってやってくわけでありましてけれども、私ども教育委員会としてはやるというふうに決めております。以上です。

○船木（7番）

はい。それでは川島小学校のプールろ過器は25年度最優先に計画をすると取り替え計画をするというふうに確認をし、次の項に移りたいと思います。

次は児童生徒の減少対策についてであります。22年度国勢調査によれば日本の人口は1億2,800万人余りであり、これを人工ピラミッドで見れば昭和22年から24年の第1次ベビーブームの225万人余をピークに年々減少しており、0歳ないし1歳は104万人余で第1次ベビーブームの半数に満たないほどの人口減が図にも表れております。また、長野県においても215万人余の内、第1次ベビーブームの年代は3万7,000人から3万8,000人であり、0歳ないし1歳は、この半数にも満たない1万7,000人余となっています。辰野の場合、24年4月の人口は第1次ベビーブームの64歳は427人。これに対し0歳は130人で3分の1にも満たないほどの大きな減少であります。4歳は168名、3歳が157名、2歳が149名、1歳が146名というふうに年々少なくなっています。年々児童数が減少していることは、学校教育に大きな影響を及ぼしていることは事実であり、小規模校では複式学級の編成が余儀なくされている現状、これは大きな問題であろうと思います。更にですね卑近な例として川島小学校への来年度入学予定児童がないということ。全国的にもまた辰野町においても、少子化とともに学校存続が危ぶまれるところであります。さきほど町長の答弁にありました「日本の中でも1,000校ほどが少なくなってくという厳しい状況が発生するだろう」という答弁もありましたが、正しく日本の少子化というのが教育に大きな影響を及ぼしているということでもあります。来年度、川島小学校入学児童対応、及び川島小学校を含めた小規模校の現状をいかに認識しておられるのか伺います。

○教育長

児童生徒の減少についてにお答えをしてみたいと思います。ご指摘のように児童生徒数は辰野町におきましてもドンドン減少している現状でございます。現在、生まれている子どもたちのカウントはできますので、できる限りのカウントをしておるところであります。その結果におきましては複式学級としてしか成り立たないのは川島小学校であります。ほかの学校につきましては、現在カウントされる子どもの数でいうと複式学級になる所はありません。ただし、これからさきどうなるかは、まだ生まれてみないと分からないところがありますので分かりませんが、減ってきている現状はありますので、この勢いで減っていったとすればやがてどこかの学校も複式学級に成らざるを得ない状況が出てくるかというふうには思いますが、現在カウントできるところでは複式になる所はありません。で、川島小学校の対応ということでございますが、私は川島小学校に限らずですね、存続をどのように考えるかということについてはですね、2つの観点から考える必要があるだろうといつも考えています。1つは児童生徒の教育にとってどうなんだろうかという観点。それからもう1つは保護者や地域の方々がどのように考えるかという観点と、この2つの観点から存続が決まるのかなというふうには思っているところであります。川島小学校の対応につきましては、ゼロになると。前、調査をした時にはゼロではなかったんですけども最近、今年度かな、ああ昨年度あたりからゼロというふうになりましたので、多分転出されたのかなというふうには思っているところであります。ゼロであるということにつきましては、私も大変残念に思っておりますし、今年度川島小学校のPTAの会長さんからも口頭ではありますけれども「何とかしてくれ」というふうに頼まれている経過もありますので、何とかして川島小学校のゼロをなくしたいというふうには思っておりますし、ほかの学年でも増えればその方策を取っていきたいというふうには考えているところであります。

○船木（7番）

只今教育長の方からですね存続には2つの考え方があるというお話の中ですね、まず地域の考え、地域の意識というのはですね川島も当然これには取り組んでですね、何とか1人でも2人でも入学児童、また生徒を増やそうという意識を持って取り組んでいるところは事実であります。全体がこのように、人数が少なくなっていく、こんな中でですね児童生徒の受け入れ、この具体的な取り組みについてであり

ますけれども、今年8月の27日まで千葉県から山村留学として33名の小学生が民泊及び、かやぶきの館へ滞在し地元川島小学校の児童と交流を深めておりました。僅か4泊5日の滞在でしたが、近くへ民泊した子どもたちの元気な声に久しぶりに賑わいを感じたものであります。辰野町の児童生徒が減少してる状況、生徒受け入れに対する取り組み、これは当然町に大きな活性化に繋がることは明らかであります。子どもたちが増加するという事は辰野町に元気を取り戻す最善策であることは誰しも認めるところだろうと思います。具体的な取り組みとしてですね、まず1つホームページのPR、これもどうかなというふうに思います。また、東北の被災地への辰野町独自にPRすること、これをどうか。これも良いんではないかというふうに思います。ここでですね、教育長の所信と言いますか、これから前向きな取り組みとしてですね是非、お考えいただければと思うのはですね、小規模校の良さを十分に活かした学校づくり、財政支援を含めてですね、よそにない魅力のある小規模校づくり、これに取り組むという意味はいかがでしょうか。

○教育長

具体的な取り組みということでございますが、私が今考えていることは町内の各学校から学区に、一応学区があるわけでありましてけれども、学区に拘わらず川島小学校で少人数の学習を受けたいという希望のある子どもさん、保護者はそれを叶えてあげる道をつくろうというふうに考えております。それはあまり難しいことではなくて、教育委員会の学区の規則に付け加えれば直ぐできることでありますので、それを考えているのが私の考えであります。ただし、誰でもいくらでも受け入れる、どっと来てしまった時はどうするかとかですね、川島へみんな行ってしまったおかげに今度は別の学校が複式になっちゃったとか、あるいは2クラスを1クラスに編制し直さなければならないというような事態が起こると、それは問題が生じてくるというふうに思いますので、そのへんのところを調節しながら良い形で双方が成立するように考えていきたいというのが今、私が考えてる具体的な方策でございます。今、議員さんおっしゃられましたように東北の被災地だとかですね、あるいは全国規模の所から「どうぞ、おいでください」ということは、これは受け入れの問題として非常に難しくなるだろうというふうに思います。家族全部でもって、例えば川島へ引っ越して来たということになれば、これは文句なしに良いわけでありましてけれども、子どもだけというようなことになってくると、それを誰がどういうふうに

引き受けるのかということ、などなど。難しい問題が出てくるだろうと思われま
るので直ぐやるというわけにはいかないと思いますが、ご指摘でありますのでどのよ
うにやれば可能であるかどうか、今後研究をしていく余地があるだろうと今、思っ
ております。

○船木（7番）

受け入れにあたってはですね、それは当然いろんな課題がいろんな問題が出てく
るのは、当然であります。でもこれこそやってみなくては分かりません。1人、2
人増えていく。もしくはどっとさきほど、話があったようにですね、どっと来る。
それは次の段階で考えれば良いんじゃないでしょうか、そんなふうに思います。

次のいじめの問題でありますけれども、これはですね、さきほど最初の議員の中
から質問もありました。私はダブってもいけませんので、1つ2つ伺います。辰野
町のいじめの実態についてさきほど報告がありました。21項目、21件と言いますか、
あったということですがけれども、このいじめの中に21件がですね、大事に至ったも
のではないということでありました。この大事に至らないというその判断基準、何に
基づいたこの判断基準であったのか。それとですね、21件から見えた課題というも
のはどのようなものなのか伺います。

○教育長

はい。「大事に至ったものはない」というふうに申し上げました。大事という判
断でございますけれども、私が今考えてるのは指導しても、指導しても解決に至ら
ないというようなこと。そして、被害者がですね非常に打撃が大きい、いうこと。
引きこもりに、あるいは不登校に陥ってしまったこと、とかですね精神的な打撃が
非常に大きいというようなこと。それからですね、あとさきほども少し申し上げま
したけれども、ぶん殴ってケガをしてしまったとか、刃物を持ち出したとかですね、
あるいは金銭の巻き上げというようなことで、これはいじめと言うよりは犯罪だと
いうふうに判断されるようなもの。それから、当然のことながら自殺をしてしまう
というようなこと。こういうことに至ればこれは大事であるというふうに考えてい
るところであります。現在のところ、そういった大事に至っているものはないとい
うふうに認識をしているわけですが、課題ということで申し上げれば、本当
にそうかどうかと言われると、分かりませんね。で自殺をした全国の事例を見ま
しても、誰も明日自殺をするとは予測していないわけでありまして、辰野町には絶

対そういうことがあり得ないと、ということは断言ができないところでありますので、今のところはないだろうという判断でありますけれども、それは非常に難しいことであって、おっしゃるような課題の1つであろうというふうに考えています。それからもう1つはですね、私はいじめってというのは、いじめる人といじめられる人の2人の関係で成り立ってくるのではなくて、いじめを生む土壌というのはその集団の中にあるというふうにいつも考えています。したがって、いじている人といじめられている人の周りを取り囲むものがですね、自分はやらないけれどもそのいじめの関係を承知していて「いいぞ、いいぞ、面白いぞ、やれやれ」っていう意識を持っている人たちを観衆、いわゆるギャラリーと言っておりますが、ギャラリーが必ずいるということ。それから更にその周りにですね、いじめの実態を知っていながら知っていて知らないふりをしている傍観者という存在があるということが、このいじめを生む集団構造の、集団の構造になっているというふうに私は理解をしています。したがっていじめを生まないような、つまり傍観者やギャラリーをつくらぬような学級集団をつくるということが非常に大切だろうというふうに私はいつも思って、自分が教員の時もそういう意識でやってきたわけではありますが、この学級集団をきちっとつくり上げる。良い人間関係づくりをつくり上げるということが非常に大事だろうと思うけれども、それをつくり上げることがなかなか難しいかなというところが1つの課題かなとこんなふうに思っているところであります。で、重大にならないように自殺をする場合はですね、兆候があるというふうに言われています。自殺の兆候を見逃さないようにきっちりと見ているということも非常に大事だろうと考えています。以上です。

○船木（7番）

只今教育長の答弁の中にですね、いじめの傍観者にならないとかいうこと、これが本当に大事だというふうに答弁されましたけれども、実は、飯田のある中学校にはですね、生徒自身が自主的な活動として「いじめ解消委員会」を立ち上げて独自にこの取り組みをして大きな成果を上げているんだという事例も1つ出ておりました。当然ご存知でしょうが、辰野町ではこのような取り組みっていうのは既に具体的に取り組んでおられるのかどうなのか、伺います。

○教育長

今の名前のように、いじめを専門に扱うような委員会は設置はされていません。

しかしそのいじめのことを含めて取り扱うことのできる児童会、生徒会の委員会はあるというふうに認識をしておりますし、それから子ども「なかよし週間」とかです、ね、「なかよし月間」とかです、ね、というような名前で小学生であるならばそういう名前で学校中、全体の取り組み、これは子どもだけではなくて先生方、学校挙げて人権、あるいは人間関係づくり、いうことに取り組むというようなことは現在でもどこの学校でも行っているところでもあります。

○船木（7番）

さきほどからですね、いろんな取り組みをしておるといふふうにも答弁がありました。私はいじめというものをですね、単にいじめで処理してはいかんだらうと、いじめは即ち事件として捉えるべきではないかというふうに思います。なぜならばいじめからですね殺人、傷害、強要、窃盗、これらに繋がっていくわけで、もう事件の卵というふうに捉えるべきではないかというふうに思います。その点いかがでしょうか。

○教育長

議員さんおっしゃられるとおりと、私も考えております。以上です。

○船木（7番）

いじめの根絶ということですね国も県も今、力を入れて取り組んでいるところでもあります。しかし残念ながら根絶には至っておらん。いかに血の通った取り組みができるか、みんなで考えながら、また教育委員会、リーダーシップを発揮してですねなくなることを強く要望して私の質問を終わります。

○議 長

ここでお諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦労さまでした。

9. 延会の時期

9月10日 午後 16時 41分 延会

平成24年第5回辰野町議会定例会議録（9日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成24年9月11日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	永原良子	2番	岩田清
3番	根橋俊夫	4番	堀内武男
5番	中谷道文	6番	熊谷久司
7番	船木善司	8番	篠平良平
9番	成瀬恵津子	10番	中村守夫
11番	宮下敏夫	12番	三堀善業
13番	宇治徳庚	14番	矢ヶ崎紀男

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	林龍太郎
教育長	古村仁士	代表監査委員	小野眞一
総務課長	小沢辰一	まちづくり政策課長	一ノ瀬元広
住民税務課長	松井夕起子	保健福祉課長	野沢秀秋
産業振興課長	中村良治	建設水道課長	漆戸芳樹
水処理センター所長	一ノ瀬保弘	会計管理者	林康彦
教育次長	向山光	病院事務長	赤羽博
福寿苑事務長	宮原正尚	消防署長	林国久
両小野国保診療所 事務長	宮原修二	社会福祉協議会 事務局長	百瀬辰夫

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	飯澤誠
議会事務局庶務係長	赤羽裕治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第9番	成瀬恵津子
議席 第10番	中村守夫

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さんおはようございます。傍聴の皆さん早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第5回定例会第9日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。質問順位8番、議席1番、永原良子議員。

【質問順位8番、議席1番、永原 良子 議員】

○永原（1番）

それでは質問をしてまいりたいと思います。今回は今年の6月に国会で法案が成立し来年の4月1日から施行される「障害者総合支援法」について質問していきたいと思います。我が国の障害者福祉政策は措置制度から支援費制度へ、そして支援費制度の問題点克服のために障害者総合支援法の基になった障害者自立支援法が2006年4月から施行されました。この法律の施行により障がいの種別に関わらずサービスが利用できるように仕組みが一元化され、施設、事業の再編、そして就労支援の強化なものも条文に謳われました。しかし、この法律は制定当初からいくつもの問題点が指摘され、2009年10月に厚生労働省によって障害者自立支援法施行前後における業者の負担等に関わる実態調査結果が公表されました。この調査によると自立支援法が施行される直前である2006年3月と施行後、3年が経過した2009年7月の利用者の実費負担を比較すると、87.2%の利用者について実費負担が増加しています。特に低所得者については93.6%の利用者が増加となっています。また、工賃と実費負担額の比較では工賃はほぼ横ばいですが、実費負担が工賃を上回る状況が拡大し施行後、間もない頃から改正の必要が叫ばれていました。今回この障害者総合支援法の成立に伴い新制度になり、町の政策として大きく変わる点を町長はどう捉えているかお伺いいたします。

○町 長

9月決算議会でございますが、今日は一般質問2日目ということでもあります。大勢の傍聴の皆さん方もお越しいただきまして、心から感謝を申し上げるところであります。それでは昨日に引き続きまして、質問順位第8番の永原良子議員の質問に答えてまいりたいと思います。只今、質問ありましたのは障害者総合支援法制度に

伴う問題であります。これが新たに法案化されたということでありまして、確かに進んだ所、対象者にとりましては進んだ所、あるいは負担が多くなる所、様々というふうなことは言えます。細かい点につきましては課長の方からお答えを申し上げますけれども、いずれ大きな流れはこれ2、3年かけてこの法案を確立していこうというものであります。政権が代わったり何かすればどうなるのかっていうことでもありますけれども、いずれにしましても今までの自立支援に関する障がい者に対する問題につきましては、なかなかやはり痒い所に手が届かない部分、あるいは画一的な問題。また、医学の進歩とともにいろんな障がい、一言で同じ障がいであっても段階別にもあるというようなことがたくさん言われております。これを適宜、その対象者にあったような支援をしていくということが目的であります。したがって、まだまだ不整備なところがたくさんあるだろうというふうに私どもも捉えております。しかし完全にこれ確立されたわけでありませぬので、やはり国民の声を、あるいはまた市町村からも国の方へいろんな意見をぶつけながら、改正、改正というような形の中で大枠では良い方向に向かうことだけはこれ事実でありますので、細部に至りまして、各論に対しましてももう少し目をしっかり向けていかなきゃならない。こんなふうにも考えてるところであります。いずれにしましても障がい自体は身体、それから知的、精神と大きく3つに分かれます。それぞれの障がいということでもあります。これにかえて加えて、今の医学で治すことのできない難病、即ち治療医学が確立されていないものもたくさんありますし、また新たに発見された病も出て来ております。特に神経、脳神経の方の関係。パーキンソン病、あるいはまた大変な、最初の内は何とも気が付かないんですが大変な問題になっていく、しかもただ抑えるだけ。あるいは副作用の中でもって確立してこれが治っていかない。あるいは、放っとくとどんどん進行するって、いろんなものがたくさん出てきておりました、それらもこういった中に入れられるかどうかというようなことで、新たにこれが加わるだろうと、こういう方向はまずは良かったと。こんなふうには思っております。いずれにしましても、万全ではないことだけはお互いに見て分かるっておりますので、それにつきましては今後のしっかりとした確立を望むものであります。課長の方から詳しくお答えいたします。

○保健福祉課長

今の町長が申しあげましたとおり、障がい者の皆さん、人数的にも大変増えてお

りまして、手帳を現在の所有者3障がい合わせて1,189人。人口の5.8%っていうような割合になってきております。したがってこうした障がい者の皆さんに対するいろんな制度改正に伴う町の対応についても、しっかりとした中でやっていかなきゃいけないということでございます。今回の障害者総合支援法につきましては目的が大事なわけでございますが、自立の代わりに新たに基本的人権を共有する個人として同じように基本的人権を持っているという意味ですけれども、個人としての尊厳が明記された。また障害者福祉サービスに関わる給付に加えて、地域生活支援事業による支援を総合的に行うというふうに改正がなっております。内容はどんなふうかなっていうことでございますけれども、障がい者範囲の拡大ということでさきほど障がい者の定義の中に難病等という部分が入りました。これにつきましては特定疾患だけでも56疾患くらいありまして、辰野町では110人くらい現在いらっしゃいます。この制度、制度の谷間のない支援を提供する観点からこのように改正がされるということでございます。それから障害程度の区分から障害支援区分への名称変更っていうのが行われます。障がいの程度を重さではなくて、標準的な支援の度合いを総合的に示す総合支援区分っていう部分に改めて、区分に応じたサービスが受けられるという内容でございます。それでは障がい者に対する支援が新しい障害者総合支援法ではどうなるかということでございますけれども、こちらはこの制度のその支援法が来年の4月からでございますが、更に1年遅れて平成26年4月1年半くらいさきからの実施となります。内容でございますけれども、重度訪問介護対象者が現行は、重度の身体不自由者だけになっておりますけれども、そこに重度の知的の障がい、また精神障がいっていう部分が対象者が拡大になるということでございます。それから共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるように共同生活介護、ケアホーム。それから共同生活援助、グループホームこれが統合された形で一本化されます。それから地域移行支援の対象拡大ということですが、施設だとか病院入所者しか受けられなかったサービスが、在宅の方にも拡大がされるという部分。それから生活支援事業の中で障がい者に対する理解を深める研修。それからケア等の項目。こんなものが新しく加わってきております。以上、新しい障害者総合支援法についての内容は以上のようなものでございます。

○永原（1番）

今、課長の方から答弁いただきまして、新たに変わるところがあるんですが、次

にその変わる制度が、制度が変わり町の対応も変わってくると思いますが具体的な町の対応はその今言った事業の変化があるんですが、どういうふうに変わっていくか。でまた、平成23年度にですね生活のしづらさなどに関する調査、全国在宅障害児・者等実態調査っていうものを厚生省で行ったわけですけれども、これは全員にっていうことではなくて全国で何千人かっていうことだったんですけれども、辰野町ではそういう対象者がいて、そのアンケートがなされたかっていうことと、あとそういうもしあれば、全国的なアンケートからとか辰野のそういう障がい者のアンケートからみえた課題っていうものが分かれば教えていただきたいと思います。

○町 長

大きくは支援という形の中で少しこれから変わっていくということでございますけれども、重度の訪問介護対象者が現行の重度身体不自由者ということになっておりますけれども、これに加えて重度の知的障害、あるいは精神障害者、も対象に加わっていくということでもあります。具体的って言いますか、共同生活介護というのがケアホーム、平出ホームやいろいろあるわけでありまして、これを共同生活援助、グループホーム、ホットワークというようなことで統合されてまいりますし、また地域の憩い支援ということで病院だとか施設でサービスをずっと受けていたわけでありまして在宅でもそれが可能になってくる。そんなような拡大が図られてくるわけでありまして。課長の方からお答えを申し上げます。

○保健福祉課長

さきに、さきほどご質問いただきました生活のしづらさなどに関する調査の件でお答えをしたいと思います。この調査につきましては現在、国の方で策定中の障害者総合福祉法の基礎資料と、っていうことございまして在宅の障がい者・障がい児等のニーズを把握することが目的ということでございます。時たま昨年、こちらの辰野町にも調査がまいりました。対象になった所がですね赤羽地区の50世帯という部分でございます。この50世帯の中で障がいのある方が3世帯、3人っていうことございましてけれども、ありまして調査員の方に調査をしていただいて国の方に出してございます。しかし国の調査なんですけれども結果がですね、県にも町にも来ておりません。昨日もちょっと県の方へ再度問い合わせをしたんですが、全く来ていないということですので、ちょっとその傾向だとかですね、今後のっていうことになるとちょっと分からないと思いますが、いずれにせよ国の障害者総合支援法

にこれを使っていくというような判断しか現在はできません。以上でございます。

○永原（1番）

結果がまだ出てないってことです。また分かれば教えていただきたいと思います。でそういう結果からこう見えてくる課題というものがあると思いますので、それに伴ってその障がい者、在宅障がい児の方とか障がい者の方たちが生活がしやすいようにそういうアンケートっていうものは取ると思いますので、そういうものに役立てていてもらいたいと思います。具体的に制度が変わる中で、さきほど課長がおっしゃったように、いろいろな制度が変わるわけですがけれども、その中のいく点かについて具体的に伺っていきたいと思います。地域生活支援事業の追加っていうのがありますけれども、辰野町として具体的な事業はどういうものがあるのか。今、障がい者、障がい児とか障がい者をもつ、在宅で抱えている親御さんたちはショートステイを使いたいってことで辰野町では重度、現在重身、医療的行為が必要な重身のショートステイは辰野病院でやってもらえていますが、医療的行為が必要でない、そういう方々のショートステイは今現在上伊那でもそういう受け入れる所が少なく、辰野町では多分、現在受け入れる事業所もなかったりするんですけども、この生活支援事業を追加していく中で是非こういうところもやってもらいたいってことが1つと、もう1つは一番の今度制度が変わる中で相談支援の充実っていうのがあるんです。相談支援体制の強化ってことで、市町村に機関相談支援センターを設置してそこでいろいろ障がい者の個人的に、いわゆる介護保険制度でいえば、ケアマネージャー的な感じの相談員の人をきちんと設けてやっていくっていうふうになってるんですけども、辰野町としては相談支援センターの設置をどのように、具体的に進めているか。でまた、この総合支援法に伴って障害者優先調達推進法が成立して辰野としてこの障がい者のいろんな、障がい者たちが作ったものを優先的に調達してくっていう法律だと思うんですけども辰野にも共同作業所で麺類なんかを作っているんですけども、そういう関係上、辰野町もこの法律が成立して具体的に何か政策を打って出ているのかお聞きします。また、ここに伴って今年の10月から障害者虐待防止法っていうのが10月からなるんですけども、上伊那は上伊那全体で窓口になるのではなくて、上伊那は市町村に委託したってお聞きしてます。この2011年6月にこの障害者虐待法が成立して、2012年に、12年の今年の10月1日から施行されますが、従来から福祉施設の中

とか障がい者に対する虐待が日常的に繰り返されているという指摘があつて、その多くは躰や指導という名目で行われており、表面化していないものも数多くあるつて言われています。障がい者の中には判断能力に問題がある人もいて、自分が虐待を受けていること自体を認知できない場合もあります。また判断能力に問題がない人でも施設に対する遠慮などから、声を上げて訴えることができない場合もあります。この法律では家族などの養護者、福祉施設職員、事業者などの使用者が行ういくつかの行為を虐待と定義して禁止しています。また障がい者虐待を発見した者に対して、自治体等への通報を義務付けて、更に通報した者が不当な取扱いを受けないような配慮を規定しています。そこで質問します。いくつかの点で、質問するんですが、具体的に辰野町としてはどうやっていくか、今後、新制度4月、来年の4月1日から施行に伴って具体的にどうするか、お聞きします。

○町 長

障害者虐待防止法ということであります。10月からこの施行する方向で今おります。窓口は保健福祉課内に設けておりますし、通報の届け出の受付、支援に対して相談の対応もするようになっております。もちろん昼間は保健福祉課、夜間も専用電話を設けましてこれで受けていきたいと思ひますし、これに対しましては辰野町の『広報10月号』に掲載をしていくということでもあります。なお、その前に質問でありましたが、ショートステイ、重度心身障害者のショートステイでありますけれども加療って言ひますか、医療の治療を必要としない皆さんのショートステイ、このことに対しましては現在では岡谷市、伊那市、駒ヶ根市、それぞれ「つばさの家」「ひなたぼっこ」とか「悠生寮」とか、あるいはまた宮田の個人病院等もありましたりしますので、当面は近隣の施設等の使用も可能でありますので、そちらの方へお願いするところという方向であります。ほか課長の方からお答えいたします。

○保健福祉課長

いくつも質問をいただいておりますので、順を追つて町長の説明と重複しないように申し上げたいと思ひます。地域生活支援事業の追加ということで、辰野として具体的な事業は、ということでございますが来年の4月から施行になるということでもあります。現在検討をしている最中でございます。今回のこの事業の追加につきましては内容的には成年後見人制度の利用補助、それから啓発活動、手話通訳等の要請、障がい者や地域家族が自発的に行うという部分でございます。障がい者が自

立した社会生活を営むための支援活動への援助、こんなような内容のものについて来年の4月施行になりますので、検討を進めていきたいというふうに思います。それから相談支援員の関係でございます。この相談支援員は、さきほど議員さんが申したとおり市町村に基幹相談支援センターを設置するというような形になっております。そこで地域への移行支援、地域定着支援の個別化、給付化ということでございますが、こちらにつきましては辰野町では上伊那圏域という部分でございますので基幹センターは伊那市の「きらりあ」に設置をすることになっております。辰野町はどうするかということですが、身近な相談の場所として保健福祉課の方で相談を実施をしていくということでもあります。これにつきましては、さきほどの障がい者の虐待防止と同じように24時間、夜間は電話を担当が持っているということで、相談支援体制を作っております。また現在このこうした体制が十分にできるよというところで積極的に事業所への働きかけだとか、基盤整備を行っていくということでもあります。移行期でもありますので、現在はまだ十分な体制という部分には、ついてはちょっと取られていないかなというふうに感じております。それから地域移行支援につきましては、地域での生活移行のための外出支援、入居支援等を行っていくという内容でございます。次に、障害者優先調達推進法の成立ということで、ご質問いただきました。これにつきましては、さきほど内容を申されましたとおり障がい者の方の作った製品だとか、それからいろんな業務に優先的に、公共の所でやるよというところなんです、これにつきましては議員立法によってですね、決議をされたということで厚生労働省の準備が整っていないということで政令、それから施行令が下りた時点で町の方も対応していくということになります。現在でも「工房ぬくもり」の皆さんが役場とか公共施設の方へ、かなり出向いていただいて、パンだとかラーメン、うどんみたいなものを売っていただいております。いろいろ、こういう所にも行きたいよというふうな問い合わせがあればこちらの方からまた、間に入って是非そういう活動に協力して欲しいということをお願いしております。以上で、ご質問いただいた分については良いかなと思いますので、よろしく申し上げます。

○永原（1番）

ちょっと確認なんです、その障害者虐待防止法で、さきほどの答弁の中で『広報10月号』で知らせるよということの中で、普通の昼間は保健福祉課で受け付けて、

あとその他の24時間の内、夜とかそういう時はきちんと対応できるっていうふうになってるっていうこと、保健福祉課に電話すればどっかきちんと繋がるっていうことで良いのかっていうことと、さきほどの相談、地域移行支援、相談のことなんです。24時間態勢で昼間は保健福祉課に電話すれば通じて、そのあとの時間は誰かどうにか保健福祉課に5時以降かけると、役場にかけると当直の人がいますよね、そうした場合にきちんとそういう担当の人に、きちんと行くようになってるかっていうところをちょっと、きちんと伺いたいと思います。

○町 長

昼間はさきほど言ったとおり、と言いますか今議員のおっしゃるとおりであります。夜間、休日等は専用電話43-3335を設けて対応すると、こういうことでもあります。

○保健福祉課長

その電話をですね、保健師、社会福祉士が持って生活しておりますので、緊急時にはそちらの方へかけていただくということでございます。携帯へ転送になりますので。

○永原（1番）

それではそこにかけると夜間でもきちんと相談ができるっていうことで、そういう当事者の人は安心すると思います。そういう徹底のことも広報で載るっていうことでよろしいですね。

次にその相談支援のことで、どうしてもイメージがちょっとなかなか難しいんですが、相談支援専門員等、サービス管理者責任者の連携のイメージがどうしてもよく分からないんですけれども、具体的に言うと、その当事者の方がサービスを受けたい方がいて、それに介護保険みたいに月に1回、2箇月に1回くらいそこに専門の相談員の方と、あとサービスを受ける事業者とか保健福祉課の方とか、介護保険で言うとケア会議っていうかね、そういうふうにはこれからは障がい者一人ひとり、障がい児、障がい者、一人ひとりにそういうふうになっていくっていうイメージでよろしいでしょうか。

○保健福祉課長

相談支援専門員という者がですね、これ障がい者の方の主にケアプランの作成者っていうことで、介護保健のケアマネさんと同じような位置付けになります。そ

してサービス管理責任者っていうのが、各事業所におけるサービスを管理する責任者ということになります。したがって、本人を中心にですねプランの作成時から支援体制を作って、そしてサービスを実施して、それを評価して、また新たなプランを作成していくということで、いずれにせよその丁度、介護保険と同じように本人の暮らしやすさを提供していくという関係になります。ただですね、今ちょっとやっぱり困っていることがあります。この相談支援専門員っていうのがね、足りなくてちょっと困っております。今回のこれにつきましては、新しい制度への繋ぎ法っていう中からサービス利用者にケアプランを作成しろということで、来ているんですが、辰野町のこの利用計画が可能な、をしなきゃいけない人っていうのは大体 130 人くらいちょっといらっしゃいます。それでこの相談支援専門員のなかなかその資格がですね、なかなか取りづらい、またこれについては 3 年間の経過措置があるんですけども、大幅には不足している現状があります。県の方の会議の中でもですね、ちょっと県の情報聞いてみると、500 人くらい必要なんだけども現在 176 人くらいっていうようなことも言うておりました。ただ、町については保健福祉課の職員が現在 3 名取っております。保健師が 2 人と職員が 1 名取って、そういうのを始めております。今後も職員の中でこうした資格をですね取得を進めていくわけですけども、各事業所でもですねこういう、こうした資格を取るような形が出てきております。研修もかなりしなきゃいけないというような部分で、非常になかなか直ぐ増やすっていうわけにいかないんですけども、鋭意そういう努力をして、この相談支援専門員っていうものを増やしていきたいという方向で現在進んでおります。

○永原（1 番）

この専門相談員、介護保険で言ったらケアマネージャー的な存在の人がそういうふうこれからできると、本当に障がい児持ってるお母さんもその自分の子どもに対して、そういう会議ができていろいろな立場からサービスをお願いする事業者とか、養護学校の先生とか、いろんな立場の人がケア会議みたく的なものをしていってもらおうと本当に今までは個人で、その都度いろいろ探したりしてやっていったところがあるので、是非この専門員の養成っていうことでですね、辰野町にも事業所が C o C o さんとかキープさんとかいくつかありますので、率先して保健福祉課の方でこの相談専門員養成講座でもないんですが、研修会みたくのを

率先してやってそういう事業所にも呼び掛けて、この相談員がやっぱ大勢いないと今課長がおっしゃったように辰野でも130人くらい、そういうのを使いたい、使っているような人がいらっしゃるってことです。早急にやっていてもらいたいと思います。繋ぎ法案でもうこのことは長野県の中でも北信の方はもう進んでいて、「もうそういう専門員の人がいってどんどんやっているんだよ」って障がい者のお母さんたちも、障がい者のお母さんたちもやっぱり伊那養の説明会なんかでも聞いているみたいで、是非辰野でも進んでそういうのをやっていてもらいたいと思いますが、そういう養成講座、専門員の要請講座みたいなことをやっていく考えはあるかどうかお聞きします。

○町 長

この相談支援専門員ということで、今課長が言ったとおりであります。長野県では500名くらいこの新しい改正法に基づいてやってけば必要である状況の中で、現在176名しかないということでもあります。辰野町も今3名くらい、あるいは今、議員が言われたようにC o C oだとかキープさん等でも一緒に行っていただくわけですが、一気にとはとても足りないわけですが当然これも国も、これはまあ政権党と言うんじゃなくて官僚が考えたことだろうと思いますが、これって地方の方へこの新しい一つの法律に基づいて国の施策としてやっていけ、という方向でありますから予算措置がされると思います。予算措置がないと人件費もそこだけ拡大するわけにもいきませんので、それを見ながら、やはり支援相談員の養成等についても進めていきたいと思っています。ただ今までの流れでいきますと、これは政治的な問題ですけれども、国は何かやれって言うと予算措置をまずはします。それでそれに則って必要な機材、施設、あるいは人員を地方は確立します。しばらく経つとその予算切られちゃうんですね。結局地方持ちになるんですから、よくそのへんも気を付けないと。これ、梯子掛けて、屋根上らせて梯子取っちゃうというこういう悪い癖が国はたくさんありますので、よく注意注意しながら、国が本格的にこれを進めるといふ時にはそういうことあまりしませんけれども、まあまあ住民の国民の世論に答えて、何かこうちょっとした法律でも作って体にかわしていこうなんて思っている時の施策であります。そういうことが往々にしてあります。十二分にそのへんは高度な政治的な感覚の中で見据えながら、しかしこのことはそんな悪いことじゃなくて、やらなければならないこと。非常に大事なことであるし、障がい者の

皆さん方の持てる能力をフル活用して、持てる能力も使わないと落ちますので活用できるような態勢、暮らし、仕事、仲間づくり、そして、そういった暮らしやすい場所の提供ということがこの中に謳われておりますので、それらも注意しながら進めながら、そして狙いは普通のノーマライゼーション。しかも今まで持っている残存能力を更にまた向上させるような方向を取っていきたい。このことはとても良いことでもありますので、そういう方向は町の方でも進めていきたくてこういうことでもあります。なお、新しい法律でありますのでよく見ながら、見据えながら、注意しながら進めていきたくて、こういうことでもあります。以上です。

○永原（1番）

なかなか、予算が付かないとできなくてということなんですが、とても大事なことで是非、町からも自力で出してそういうことをやって、積極的な行政をやっていただきたいと思います。それからちょっと質問し忘れたんですが、さきほどの重身のショートステイの所で、今のところ辰野ではやる予定がなくて岡谷とか駒ヶ根とかある所を使ってもらいたいって話なんですが、本当に私もこの間、宮田の斎藤診療所の所に行ってお話を聞いて来たんですけども、辰野の方でもなかなかそのショートステイが使えないってことで、そこに一緒に行って、今度こう使えるような手続をしてきたんですけども、是非地元、辰野に住んでいて今度辰野病院も新しくなりますし、その岡谷とか駒ヶ根とかあるんですが地元でそういうことができるように、是非積極的に施策を考えていただきたいと思います。次にこれらの新しい制度についてのことの、その文章とかあるんですが、解説などを読んでも非常に分かりにくい内容になっていて当事者や家族などの養護者、それから福祉施設職員、事業者など特に今回、障がい者の範囲に難病患者が追加されるようになったんですが、その対象者の方々にどのように広報して理解してもらう計画があるのかお伺いします。

○保健福祉課長

この周知の方法でございますけれども、さきほど申し上げましたとおり、障がい者の3つの障がいだけでも1,189人おられて、難病患者の方が110人でしたかね、いらっしゃるということでございます。この中には定期的に役場の方にいろんな申請だとか、それから更新手続き等にみえられている方、もう顔馴染みの方も何人かおられます。特にそうした方については役場窓口で手続に来られた際に、新しい法律

については説明をしていくという方向でありますし、新しい方についても保健師等が間に入ったりして、相談業務の中で説明をしていきたいというふうに思います。それから後見人等の人材育成をしてですね、活用を図るための研修等進めていきたいというふうに思っています。あとは町がやはり広報によって制度改正についてを周知をしていきたいというようなことで、現在考えております。

○永原（1番）

こういう制度っていうものは、なかなか周知徹底に時間がかかることで、いかにこういう使いやすい制度を作って町民で困っている人たちに使ってもらって生活をしやすいとするっていうことが目的ですので、知らせるっていうことは第一段階だと思います。ですので広報とか、窓口に来た人ばかりだけではなく説明会なども積極的に開いて、きちんとかう利用しやすい「利用できるんだよ」って、「今度新しくこういうことが利用、今までできなかったんだけどもこういう利用ができて、日常生活の中でそういうことを使うと生活しやすくなって、いきやすくなるよ」っていう、そういう積極的な広報の仕方をやってもらいたいと思います。特に障がい児のお母さんたちは、こう年代が若い人たちは分かりやすいんですけども、障がい者のお母さんでも結構親御さんたちが歳を重ねていると、なかなか通知の文章を見ても分かりにくかったり、こういう用語って何か難しく書いてあるので、とても分かりづらいところがあってなかなか「使えるのかなとか、何が自分の家に取って使えるのかな、家族にとって使えるのかな」っていうのがとても分からないと思いますので、その点を詳しく周知徹底して本当に生活がしやすいように、この辰野町に生活してて、障がい者も、障がい児も生活しやすいようにしてってもらいたいと思います。次に、障がい児、者の居場所づくりについてですが、今回、今回の議会でも世代間交流施設というものが議決されて建てるようになったんですけども、今までのこの介護予防みたいな施設ではなくて本当に世代間交流施設っていうことで、様々な要望も保健福祉課の方に来てるってことで、この間の課長さんの方からの説明もあったんですけど、私も辰野町、施設は造るんだけど稼働率が悪い施設がたくさんあって、本当に町民が使いやすい施設、町民が気楽に使える施設っていうのがなかなかないもんですから、今度のこの交流間施設もですね、障がい児の居場所づくりには是非、有効に利用していただきたいということで質問していきたいんですけども、上伊那にも南箕輪に「ぽっかぽかの家」とか宮田に「なご

み家」というのがありまして、そこを取材しますとね本当にとっても成功している例で、障がい者が、障がいがある方からない人も、高齢者もそうでない人もいろんな人たちが来て、南箕輪なんか取材しますとね1日、平均24人くらい毎日来ててその中でそこでゆったりと1日過ごしているっていう話もお聞きします。そういう所へ行く中でやはり、心に問題抱えてたりいろいろある方なんかは「そういう所に毎日か1日置きでも行くようになって生活リズムができて良かった」ということと「家に閉じこもっていたんだけど、そこへ行くことによって社会と関わるようになったりして共同作業所へ行けるようになって社会参加ができるようになって本当に良かった」という声も聞こえます。お互い癒し合ったり悩みを抱え、語り合ったり、自然に交流ができる場所っていうのがとても必要になってくると思います。辰野にもボランティアセンターっていうものがあるんですけども、やっぱりボランティアセンターもボランティアする人も集まったりして、本当に障がいを抱えている人たちが気楽に立ち寄る所、という所がなかなかないのが現状だと思います。そこで是非、ここの施設をそういう居場所づくりにしていただきたいということで、それには一番大事なことはそこに常時人がいるっていう、その担当者、そういう人がいるっていうことが絶対専門的な人がそこにいるっていうことが、大事なことだと思います。月曜日から土曜日までそこを開いていて、気楽に立ち寄って、お茶が飲めたり、たまにはそこで料理をしたり、障がい者のある方や高齢者の方たちを中心に子どもから大人まで、地域の皆さんで交流ができるそんな世代間交流施設を造ってほしいと思いますが、そのそこに人材を置くっていうことが本当に大事だと思いますけど、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○議 長

永原議員、質問時間があと5分となりました。質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

○町 長

答弁をいたします。さきほども私も言いました目的はどこであっても、障がい者の皆さん方が、良い意味の快い居場所づくり、時には仕事をし、時には遊び、時にはお茶を飲む、あるいは時に休息をする、そういったものがこれからは必要であるということでありますが、現在辰野町では宮木の地域活動支援センター、北大出のやはり生活支援センター等があるわけですが、これから利用がこの法に基づいて増

えてくる可能性もありますので、人員の配備、あるいはまた施設の増設等も考えられますから、考えていかなきゃならないということでもありますし、また運営にあたっては、また民間の事業所等の検討もしていかなければならないと。民間であってもあるいは、公的であってもそういった事業所もあるわけでございますので、それらも検討し、当然お金を払っていくということでもあります。複合的に考えていきたいと、こういうふうに思います。いずれにしても障がい者のグループホームってのは、グループホームとケアホームと2通りありましてグループホームっていうのは共同生活の援助ということでもあります。ケアホームは介助ということでもありますから、介護、介護ですね。援助と介護の違いが現在あるわけでもあります、これも一々法律でもって細かく定まっております、そのとおり進めてるわけでもあります。平成26年4月から、まださきの話ではありますけれども近いさきの話があります。グループホーム、言わば援助の方であってもケアホームで行われているような排泄、入浴、そしてまた食事の介護等も行われるように改正になっていくということでもあります。そういうことでこういったものが一括化されて一つのグループホーム、ケアホーム、一緒になって一つの目的に向かってそれぞれできることを統一化していくと、こういうようなことも出てくるということでもあります。そのへんなどもまだ今これ始まったばかりでありまして、どういうふうになっていくのか、まだ紆余曲折部分もありますが、またさきほど言った留意点にも十二分に注意しながら、そして要はそういった対象者の皆さん方が少しでも居やすい場所、あるいはまた適切な場所等をつくったり、世話ができればと思っておりますので、そんな方向で進めていきたいと思っております。課長の方から何かあればお答えいたします。

○保健福祉課長

今回、ほたるの里世代間交流センターにつきましてはですね、活用のメニューっていうようなことで、実を言うと宮木の「ぬくもり」の隣にあります地域活動支援センターの方にも、何か良い利用の方法がないかということでメニューをちょっと書いていただいたら、10項目もちょっと書いて来ていただいて、そちらの方のやっぱ所長さんもですね、今回できる施設について障がい者の方でも方々がある程度使えるようなふういろいろな企画を立てたりしたいんで、是非そんなふうでお願いをしたいということで、非常に積極的な意見をいただいております。したがってそういう内容も含めていろいろな所から来ているものをまとめた中で、建物、今年度

中に造らなきゃいけないし、それから運営方法も考えなきゃいけないし、内容等もいろいろ検討して、ある程度絞っていかなきゃいけないというふうに思います。現在そんなふうな状況ですので、特に障がいのお持ちの方も積極的に来ていただくという、そういった世代間交流センターということで進めておりますのでよろしくお願いたします。

○議長

規定の質問時間が終了してしますので、質問を終了してください。

○永原（1番）

はい。

じゃあ積極的な検討で受け入れてもらえそうな事業所とか当事者、利用してみたい人とか団体、社協等など運営方法を決めるにあたって、世代間交流センター建設検討会議みたいなのを作ってみんなの意見を聞きながら、町民の中には「また建物を造るのか」というような意見もいっぱいありますので、そんなこと言われなような町民が使いやすい、造って良かったという施設になるようにやっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席2番、岩田清議員。

【質問順位9番、議席2番、岩田清議員】

○岩田（2番）

9月とはいえ毎日厳しい残暑が続いていますが、懸念された電力不足の夏も全国民節電意識の下、なんとか乗り切れるように思います。さて通告にしたがいまして3点質問させていただきます。多項目にわたりますので、簡潔な答弁をお願いしたいと思います。まず最初にです、駅前土地区画整理事業についての最近の動きについてでございます。この事業については昭和40年、私がまだ高校生の頃に始まったと記憶していますから40数年の歳月が流れています。その間、町行政も手をこまねいていたというわけではなく、プロジェクトチーム、あるいは推進委員会など地域住民と共同でいろいろ、会を結成したりしまして努力されて来たことは承知しております。しかし減歩20%超という所有土地削減のシステムが、権利者の理解を得ることができずに対象地区8.7ヘクタールは一切開発の手が入らず、今や駅前の過疎化という現象を招いてしまいました。その後、「駅前地域を住みよくする会」を地

域住民が設立し、町・下辰野区の協力を得ながら地権者の同意を取り、この事業の網が掛かったまま下水道の現状流入という形で本管事業を完成したのが、今ある姿でございます。その間、区画整理事業を外したい希望はあったけれど、いずれも実現できずに虚しく時は流れて来ました。地域住民の一人としてこの件で色々拘わってきた私の率直な感想というより、この区画事業が外れるということは非常に夢のようなできごとだと感じてますけれども、本議会冒頭におきまして「ほたるの里世代間交流センター」の建設を議決し、駅前区画整理事業にも大きな動きが見られたことは、喜ばしいことと感じております。そこで質問いたします。40数年にわたり、絶対外すことができなかつた厚い壁「区画整理事業対象区域」を外すことができる、あるいはでき得るようになった要因と背景を町長の方よりご説明いただきたいと思ひます。

○町 長

質問順位第9番の岩田清議員の質問にお答えを申し上げます。都市計画法に基づきまして辰野町が駅前区画整理、あの辺に対しましては昭和40年に計画決定をしたということは今議員のおっしゃるとおりであります。これにつきまして何も進捗のないまま、また地主さんの賛同も得られないまま、今日まで、また推移をしてきたことも事実であります。それで、議員もご指摘のとおりであります。議員ご自身も加わっていただいたりしながら、プロジェクト委員会もあつたり、まちづくり委員会等々も民間の中で地域の住民の皆さん方も関わって、そして検討をしていただいた。どんな方法が良いだろうか、何とか良い方法はないか、あるいは区画整理を進めるために何とか地主さんに説得してみようと、いろんな方法でやられて数を勘定しますと何十回、何百回になりますか、全部合計しますと、ということの状況でありました。しかし、その中でまちづくり委員会だつたと思ひますが、一応、終結と言ひますか、考え方の終結を持つということで町長室へ来られまして、私の方へもう6、7、7、8年前ですか、区画整理によらない方法を取つて欲しいと、これがまちづくり委員会としての結論であると。聞けばあちらこちら下水も入つてゐるけれども網の掛かつたままでは下水も入らない。いろんなことも考へて暮らしやすいまちづくりに切り替へて欲しいという要望書をいただきました。これは実はえらいことで法律を変えるわけでありまして、そうかつて法律の網を被つたものを簡単に変えられるかと言ひますと、その間に国のお金を使つてやっぱりいろいろ調査をし、

会合も持ち、測量もし、やってきてるわけですから、国のお金とて税金ですので、そういう時だけは非常にシビアに国の国民のお金っていうことを国が直ぐに言うわけです。ほかの方へ使う時はあまり言わないですけれども、何かの時は直ぐ言うてくる。「国民の金じゃないか」「使っているだろう、使ってて解除して投げ出すのか」とこういうふうなことで一旦使ったり、網が掛かったり法律の下で進んだ場合には許可ならないってというのが現状であります。しかしここで外そうということをおも決意しまして、進めて来た。その中の一番大きな取っかかりは、「もう現道で良いから下水道入れてくれ」ということをお願いしたということです。そうしますと現道へ下水道入れると、もし区画整理やればそこはもう平らな所になっちゃって道路じゃないかもしれません。したがってもう1回、区画整理をやったとすれば、もう1回下水道入れ直ししなきゃいけません。「二重投資、まかり成らん」と。二重投資は絶対にいけないということでもあります。しかし、その場合には、その場合にはもう辰野町の自分たちの区民の皆さんがお金を持ってやるんだと、国の補助はいりませんと。その区画整理やった場合に入れ直す場合には、それは町と地元でやりますから、もう現道、今現在入れちゃってくださいと。区画整理はそれから段々また進めますのでと、というような形で入れさせたことが一つのきっかけになった、ということが事実であります。それで、区画整理法をよく検討してってみますと、条文化をされてませんけれども習慣法の中で、外せる場合もあるということなんです。これどういうことかっていうと区画整理をする必要があるんで、区画整理の決定をして、網を掛けた。しかしその区画整理を行わない内に区画整理をする以上の、あるいは同等の整備ができた場合は外れると、こういうふうなことがあるんです。辰野町の1丁目、駅前の8.7ヘクタールをこうずっと見てまいりますと、全然そんなふうになってませんね。「じゃ、外れないだろう」ということですが、最近私も県の都市計画審議会の委員になっておりまして、そこであちらこちらの問題がいっぱい県中、出てきます。その中で発言しているのは辰野だけっていうわけにいきませんので、あまりにも計画決定された時と現状と遊離している場合、考え方もそれから地域の状況も、例えば駅前たつて駅がなくなっちゃうかもしれませんよね。そんな所どこにもないんですけれども、極端に言えばそんなようなこと。あまりにも時代の変遷と環境が違ってきている場合。そういう場合に関しては新しい、そうは言っても地域が残るわけですから、新しい方法の中で区画整理と同様以上の、

あるいは同等の整備ができる具体的な計画を持った場合、これは外しても良いだろうというようなことを国に持ちかけていこうと、というようなことの中であります。それであまりにもやっぱり40年、50年、100年、中には前々町長などは言っておられました。「ああ、こんな区画整理だ、都市計画なんていうのは100年の単位の話だよ」とこんなようなことも常識で言われるようなぐらい網掛けても全然進まないってというのがいっぱいあるということと言われたわけではありますが、それもおかしいということでそういうことがきっかけになって、これでもって完全に外れるということが決定したわけじゃありませんので、外れる方向で今進めておりますので、上手くいけば外れるでしょう。ですけれどもあまり安心して変なことをしちゃいますといけませんので、きちっとしたやはり法律は法律ですので、やはりやらない具体的な計画をはっきり提示して、そして区画整理をやらない、要するに減歩のない、減歩率のない一番、反対は議員が今ご指摘したとおり地主さんがあそこは使用权者と地主さんと違ってるところが非常に多いわけでありますので、駅が来た。直ぐそこへ地主さんから借りて店がいっぱいできたと、こういうことが多いわけありますので、その地主さんは20何%取られる減歩は嫌だよ、こういうことありますから、減歩のない、もしそこが必要であれば買収対象、お金で土地を買う、こんなような話になる、ただで土地を出さなんでも良い方法の事業等を入れながらそこを外しながら、しかしやはりあそこだけが道も狭くなってますし、あのままでは済まされないというような形の中では進めたいと、こういうことありますが良いでしょうか。大体網羅している。

○岩田（2番）

今、町長がおっしゃられた非常に期待を抱かしていただける答弁だったと思います。率直にですね評価したいと思いますけれども、下辰野区においても町の地籍調査の最後の地域として地籍調査委員会を立ち上げ、そちらの事業も着々と進んでいます。こういう風に乗ってですね、この過疎化が著しい駅前商業環境整備、住宅環境整備を掲げるには余りにも厳しい時代だと思いますけれども、主としてですね住環境の整備に重点をおいて道路拡幅による歩道の確保、あるいは超高齢化社会に対応したビジョンが求められていると思います。過日、駅前地域ワークショップを立ち上げられ、この地域を2時間ほど徒歩で廻りました。下辰野区の公民館から元町の上、胡桃淵、1丁目大橋通りというところまでございましたけれども、これは建

設課長やコンサルと地域住民がですね、参加し歩いて各家の様子を見たりして有意義な企画だったと思います。私も参加させていただきましたけれども、感想を申し上げると想像していた以上にですね空洞化が非常に進んでいるわけです。一般家屋の5件に1件は空き家という状況でありました。昨日ですね、熊谷議員からもこういう空き家対策について有益な提案がございましたけれども、非常に難しい問題でございます。お互いに諦めずに知恵を絞って行くタイミングではないかと考えております。ここで8日付の『信濃毎日新聞』の一面に北安曇郡の小谷村では、120軒ある空き家対策として取り壊しも含めた必要措置を盛り込んだ「村空き家等の適正管理に関する条例」の制定を目指しているとの記事、対策の一つとして参考になるのではないかと考えています。これを議会としても研究する必要もありますけれども、このこういう条例を作ることにちょっと町長のお考えを聞きたいんですけど。

○町 長

深く承知いたしておりますが、必要に応じて条例は作るべきものだろうとも思っております。また時限立法的な必要があればそれも必要かと思えます。もう少し研究させていただきたいと。このように思います。

○岩田（2番）

これ、町長のそういうお話でしたけれども、私どももまた研究していかなければいけないかなと、考えております。さてです。「ほたるの里世代間交流センター」の、を、この地域の活性化の起爆剤にしたいという話も伺いましたけれども、昨日堀内議員も質問されておりました。これは全く同感で、ともすれば駅前の過疎地とも揶揄されている本町1丁目に建設されるということで、地域住民の期待のみならず町内様々な立場の人々や団体からも注目されております。そこで質問いたしますけれども、町長はこの施設のあり方や活用方法についてどういうイメージやビジョンを持っておられるのでしょうか。設計、建設まであまり時間のない中、多様な意見を吸収していただく付加価値のある施設ということを私は考えておりますけれども、町長のお考えを伺いたいと思います。

○町 長

一番きっかけはさきほど議員が質問にありました駅前区画整理範囲内を区画整理によらない、街路事業等、ほかの事業で行っていくと。しかも今入れてしまった下水道を活かしていくと、したがって現道を拡幅とかいろんなことが行ってくるわけ

であります。そういった整備の中の一環であるというふうにも、まず捉えていただいて良いと思います。同時にまた、期待されてもそんなに大きな、大きなビルが建つわけじゃ、高層ビルが建つわけじゃありませんので、3,000万円かそこらぐらいの建物っていうことで、ただ使い方によっては場所が場所でありますので活かしていただけるかなということでもあります。このイメージに関しましては担当課はじめ、今研究中でありますけれども、まず区民の皆さんや住民の皆さん方のご希望とか「もしこうあれば、どうしたら良いだろう」いろんな夢を語ってもらう。そんだけの大きな夢言われてもそれだけのことではありますけれども、それでも駅前ということは事実でありますので、何か活かせる方法ないか、募っている最中です。担当課長の方からもう少しお答え申し上げます。

○保健福祉課長

この施設につきましては、本当に駅周辺の地域の活性化っていうことをとにかく一つの目標というところで行っております。現在も各方面から提案をいただいている中でとにかく人が来る施設っていうことが、一番活性化になるかなっていうふうに考えております。そんなことも含めながらの現在内容を検討しております。

○岩田（2番）

ここ、本当に時間がありませんけれども町長が日頃言われている選択と集中の中の集中、コンセントレーション（集中・専念）を発揮していただいですねより良いものを短い時間ですけれども造り上げていただきたいと思っております。

それでは次に移りますけれども、病院の問題でございまして、10月1日に待望の新辰野病院が診療を開始します。議会におきましても昨年来より「辰野病院経営改善委員会」の設立を行い、コンサルの導入や機能評価を取り入れるなど様々な分野で提案をしてまいりました。ちょっと過分になりますけれども3月23日経営分析報告書が作成されまして、株式会社、川原経営総合センターからです、専門家の第三者的な貴重な提案をいただいております。医業収益も単年度黒字化するなど改善が見られることは喜ばしいことではありますけれども、新病院の建設の起債の返済が始まれば毎年5から6億円に近い繰入金が見込まれ、更なる経営努力が望まれるところです。そこで新病院にできるだけ早急に取り入れたい2つのサービスシステムがございまして、町の方もある程度は考えておられるとは思いますが、まずですね、電子カルテの導入についてです。どの様に考えておられるのでしょうか。

か。またです、導入に際し、現在ネックになっている点は何でしょうか。おおよその初期設備の投資見込み額も含めて伺いたいと思います。

○町 長

それでは辰野病院の方でご指摘の点であります。電子カルテ導入はどうかと。もう時代の流れであるということで、前にも質問を受けたこともあります。これに対しては「何で」ということでもあります。現在は地域医療の再生計画を上伊那受けておまして、その中に辰野も入っておりますので25年度導入予定をいたしております。これは新しいことでもありますので、電子カルテが良い、悪いということになりますと前にも言ったとおりいろんな理屈が出てきます。先生がこう打つんでしょうけども、患者さん左にいますけど、電子カルテ入れちゃうと先生が殆ど患者診ない。そっちの方ばかり打ってるということも言われますし、書いてる時は良いんですけども、人間誰でもそうですがワープロか何かでこう打ちますと頭、整理されちゃうんで非常に簡単な文章になっちゃう。今度は簡単な文章になり過ぎちゃう。書いてるといろいろ思いも書いてっちゃうので、ということで頭と手が連動が今の若い人たちはどんどんどんどん出ていくんでしょうが、整理され過ぎちゃうということであって、非常に無味乾燥なカルテになってしまう。したがって大事な情報が欠落する可能性もあるという、ニュアンスですね。こうだ、ああだって白黒は良いんですが、このへんのニュアンスの可能性もあり、とかそんなようなところは電子カルテから省かれちゃう。手で書いてた時は書いてっちゃう。そのへんもあるんですが、時代の流れですからそんなようなこともやってかなきゃなりませんし、これはあくまで医師が、私どもがやるんじゃないですから。医師がやっていただくことですから、今医師不足でありますのでお医者さんのやはり考え方、希望なども聞いていかなきゃなりません。いずれその導入方向であります。新病院と並行して直ぐということでありましたけれども、このことに対しては辰野病院の今までのあり方からみましてちょっと混乱が、全部新しくなる中で混乱が出るだろうということで25年導入というふうに、その分だけは少し遅らせたということでもあります。25年度の地域連携ネットワークに対するに、これは優先していきたいと思いますし、上伊那は医師不足の中でもありますので伊那中を中核としていつもくどい話ですが、辰野と昭和伊南は主にその、亜急性期を担当していくと。その中では電子カルテが非常に有効であるということは事実です。もう一々こう紙持ってか

なくてもさあーと来ますので。病院内でもいろいろ科を回る時にも、もう電子カルテ、このパソコンからパソコンと言いますか画面があればどっからでも出てくるということでもありますから、どのお医者さんも共有して薬剤師も看護師もみんなが共有してリハビリの先生たちも共有してそれを見れるということになりますので、早くこれに近づけたいとこう思っていることは事実でありますので、そういう方向でもう第一歩を踏み出しているということでもあります。費用、その他につきましては病院の事務長の方からお答えを申し上げます。

○辰野病院事務長

電子カルテにおきましては、読んで字の如く、カルテ、患者様のカルテを電子化するということと、オーダリングシステム、この両方を合わせて電子カルテと言います。現在辰野病院の方ではオーダリングシステム、例えば医師が患者様の薬剤、薬を処方する場合にパソコンで入力しまして、このまま薬局の方に移行するわけですが、それと同時にその薬剤の処方箋が紙でできたものをカルテに貼っている。そういう状態で今辰野病院はいますが、電子カルテになった場合その貼る作業がそのまま電子カルテ上にそのまま移行してしまうと、そういうシステムになります。そういうことで今現在オーダリングシステム、一部辰野病院の方でも構築しておりますので、さきほど議員さんの質問ありました、当初設備の見込み額ですけれども通常でしたら電子カルテ入れる場合は3億5,000万から4億ぐらいかかります。たださきほど申しましたとおり、辰野病院では現在、オーダリングシステム一部構築しているものですから、現段階で言いますと1億8,000万円ほどでできると試算しております。さきほど町長の方、ちょっとお話したんですが地域医療再生事業の中で25年度は導入予定っていう中ではありますが、ただ今病院建設が行って、終わったところ。またこれから病院の現有建物の解体撤去等がありまして、このへんをちょっと資金計画をちょっと整理する中で25年にやるのか、26年にやるのかそのへんをちょっとこれから検討させていただきたいと思っております。以上です。

○岩田（2番）

今、町長の方から25年を基本的な導入期間としたいということで、目標としたいということで前向きな答弁をいただきましたけれども、電子カルテの導入で議員の間でもいくらかかるのかな、というお話もありましたけれども、差引で大体1.8億円ということも今伺いまして、かなり費用はかかるなということでございます。

しかしですね、電子カルテ導入というのはもう時代の流れでございまして、第1はペーパーレスな診療体制ということです。診療にはです、紙のカルテ、伝票、X線フィルムなどありますけれども、電子化すれば紙もフィルムも不要な近代的な効率的な診療体制を築くことができると。新病院におきましてもカルテの保存室がですねこの間、見学させていただきましてけれども相当大的なスペースを占めています。電子化すれば飛躍的に縮小できますし、その部屋もまた有効活用できると。ハードの部分をきっちりやって次にソフトへ移らなきゃいけないということで同時進行は厳しかったと思いますけれども、今後はですねソフトの面の充実のためにですね、この電子カルテというものを導入してかなきゃいけないなと思います。更にですね診療情報の、説明がございましたけれども診療情報の多目的な利用が容易になりました、電子カルテには全てが詰まっておりますので、診療報酬請求明細書、それからちょっと辰野病院では遅れがちで言われます紹介状みたいなもの、あるいは証明書など、そういう証明書類なども即時に作成できると。たださきほど、町長申されましたように、使う側、使う医師の側の都合もありますのでなかなかこれは難しいんですけれども、これがですね時代に追いつくようにしていただきたいと思いますけれども、第3にはですね情報をデータベース化して管理や経営分析にも役立てることが可能。いろいろありますけれども、さきほど言われたほかにデメリットの面としては個人情報の流出みたいなことがですね非常に管理が難しくなる。ただ、今、全国の病院や医療機関の流れをみてみますと、これを共通利用していかないと、診療ネットワークに参入することができません。それが私は最大のデメリットだと思いますけれども、そこで町長の方もお考えがあると思いますけれども、長野県における電子化診療ネットワークであります信州メディカルネットに参入すること、これを同時に進めていただきたい。今のお話でいきますと25年ということでございますので3年ということでございますけれども、これはいかがでしょうか。信州メディカルネットへの参入ということで。

○町 長

行政的には今、私ども言ったとおりでありますし、議員のおっしゃるとおりだと思いますが、25年にやるっというように言ってしまったかと思いますが、そういう方向であるということでありまして、これはあくまでさきほど付け加えましたように医師がやることでありますから、病院の運営は全て医師に任せてありますので医

師と相談の上ということでもありますので、25年になったら確実にやるってこういうことでもありませんし、その時点で先生が入れ代わっているかもしれませんし、いろいろと難しさがありますので、そういう方向で進めたいということだけお分かりいただきたいと、こんなふうに思います。それを進めれば、非常にメリットがあります。それは分かっています。同時に、情報ファイヤーウォールあたりでもってこう防いでいかないと、情報が出ちゃうってこういうこともあります。分かっていますが、そのへんということになっていただきたい。同時にこれやった場合にはいろいろと夢が展開されまして、医療ネットほかにもどこへでも加わっていけることは事実でありますので、まずこれを構築するかどうかの問題でありますので、そういう方向で進めてまいります。是非一つそのへんはご理解をいただきたいと、こんなふうに思います。

○岩田（2番）

この信州メディカルネットワークは多分信大付属病院が頂点に立ち、あと民間では有力な相澤とか、そういう病院がですねみんな参入しておるとこだと思います。将来はこれがまとまって長野県の医療全体を一つネットワーク化するというところでございますので、是非ですね、このことを頭に置きながら電子カルテ化を進めていただきたいと思います。「亜急性期型の病床の稼働率90%を目指さなければいけないよ」というのが、さきほどの経営分析の指摘でございますけれども、患者確保の点においてもどうしても電子化というのは焦眉の急であることを重ねて指摘しておきます。2番目になりますけれども診療費の支払いについてでございます。現在辰野病院ではクレジットカード、それから即時引き落としのデビットカードというものも今、非常に流布しているわけでございますけれども、この決済は、できているのでしょうか。どうなっていますか、ご説明いただきたいと思います。そのあと、年間のその扱い高はどのくらいか、それから手数料はどのくらいか、3点伺います。

○辰野病院事務長

今、質問にございましたクレジットカード、デビットカードの件でございますが、現在クレジットカードの方は窓口の方で決済はできるようになってます。こちらにつきましては、昨年平成23年の9月から稼働しまして11箇月が過ぎたところでございます。今ご質問のございました取扱い高ですが、11箇月分で395万3,672円がクレジットカードで患者様が病院の方に支払った金額になります。これは病院で窓口収

入の 2.5 % になります。クレジットカードの契約の方ですが手数料ですが、こちら今、信金さんと契約しておりまして手数料は 1.8 % でやっております。以上です。

○岩田（2 番）

今日、聞いておられる議員の方も含めてですね 25 % というのは意外と多いなど。えっ、2.5 % ? そうですね。失礼しました。2.5 % というなら想像どおりですけどもまだまだ少ないと。こういうことでございますね。それで、デビットカードも含めてですね即時引き落とし機能が付加されているカードでございますけれども、こういうキャッシュカードがいろいろですね利便性が向上している現代社会で、是非利用できるようにですね要望しておきますけれども、今ですね窓口対応ということをおっしゃられたけれども、自動支払機の導入についてはどの様に考えられられますか。

○辰野病院事務長

自動精算システムの導入の件ですが、こちらの新しい病院を建設時に院内の検討委員会の中で検討はいたしました。やはり病院としましてはクレジットカード、デビットカードで支払いの件がありますので導入は、前向きに検討はしてるところでございますが、何せ、病院の方現在、オーダリングシステムの更新を今年度迎えてまして、またそのほかに内視鏡システム、こちらにつきましては内視鏡のフィルムを全部コンピューターの中で電子化しまして、活用するシステムですがこちらも現在構築中でございます。そういうことでちょっと予算的にちょっと厳しかったものですから、今年度新病院開院等はちょっと間に合わなかったんですけども、今後このシステム、自動精算システムについてはなるべく早急に考えていきたいと思っております。

○岩田（2 番）

費用についてはいかがでしょうか。

○辰野病院事務長

1 台ですが 1,400 万円ほどかかります。ですので、当初行う場合 1 台を入れてやるのか 2 台入れるのかそのへんはこれからの考えになります。またさきほど質問がございましたデビットカード、こちらにつきましては銀行の普通預金のキャッシュカード、皆さんお持ちだと思いますが、それが窓口で支払う時にそのキャッシュカードを利用できるってということで、こちらにつきましてはあまり予算もかけられ

ずにできるような感じですので、こちらにつきましても早急にちょっと考えていきたいと思えます。

○岩田（2番）

私が今クレジットカード類のですね促進を主張しますのは、利用者側の利便性ということもございませうけれども、病院の要するにキャッシュフローのサイクルの中で非常に確実に収納ができるという形の中で、経営に資するじゃないかという意味合いも含めまして提案しているわけですけれども、カード決済による利用者側のメリットは現金不要や盗難防止、高齢化社会になりますので現金を持っていると非常に危ないと。それから利用者の懐具合により一括払い・分割・リボルビング払いなど選べると。それからカードポイントが貯まるというようなこともありますし、利用明細が出るので家計簿にもなると。病院側のメリットとしては、現金管理の軽減、それから未収金の減少ですね。特にクレジットカードで支払った場合は債権者は利用者のカード会社になりますので、非常にですね収納漏れを防ぐことができます。で今申し上げた自動支払機、1,400万円程度ということですので、あればですね、更にですねメリットは大きくなります。デメリットをもう少し申し上げておきますと、デメリットは病院が手数料をカード会社に払わなければいけないということもございませうけれども、これは1.8%ということのを伺いましたんですけれども、このへんのところであると思えますけれども、いずれにしましても携帯電話でも買い物ができるような時代に入っております。地域病院間の連携や患者の獲得、そういうサービスの競争の中で、病院もその例外に漏れないと思えますので、是非ですねこれを早急な導入をですね検討しておかなければいけないと思えます。いずれにしましても、この2つのシステムは、近未来の医療機関の生き残っていくための必要不可欠な要件でございませうので、これを指摘してこの項の質問を終わりたいと思えます。

それでは3番目、最後になりますけれどもこの4月に値上げされた第5期の介護保険料について質問したいと思えます。資料をお配りしてありますので、資料を見ながらご理解いただければ良いと思えますけれども、先日ある高齢者の方より「年金は下がる一方なのに介護保険はどんどん上がって行って不安だ」というお話を聞きました。調べて見ますとこの事業が始まった平成12年から14年の第1期から平成24年、つまり今年度から始まった第5期を見ますとその増額率に驚くわけござい

ます。資料の方です、これは長野県の健康福祉部がこ4月9日に出したプレスリリースでございますけれども、県下各市町村の第5期保険料の一覧表でございます。表と裏に各市町村別がありますけれども、これは長野県の例でございますけれども長野県の月額保険料の推移を見ますと、第1期が2,346円でございますけれども2期、3期とどんどん上がっていきまして、この5期では4,920円。つまりですねこの10年ほどで2倍以上になっています。またこれはどういう意図が分かりませんが、この下の表のページの下にですね県内市町村の保険料の上位と下位ベスト3が掲載されています。これ上位の方が悪いとかそういうことじゃないと思っておりますけれども、トップは中信の中核都市の5,439円、これが最も高額でございます、最低額はこれは信濃町でございますけれども3,540円であり、大きな差があります。月額にすれば2,000円近い1,900円何十円という大きな差が生まれています。辰野町ではこの推移、それから実際のところはどうか、これをですね、裏の別紙で見ていただければ分かりますけれども、辰野町は今度値上がりされまして4,390円でございます。確かにさきほどのお年寄り言われたようにですね、今回30.8%という大幅な値上げでございます。月額にして1,033円。これ月額でございますので、余計こたえると思っておりますけれども4,390円になりました。これでは年金や生活者、お年寄りが嘆くのも無理はありません。そこで質問したいと思っておりますけれども、大幅値上げの要因と事情について、更にはですね今後の第6期も含めた見直しについてご説明いただきたいと思っております。

○町 長

それでは次の質問にお答えを申し上げます。辰野町の介護保険料ということですが、総体的にはアップ率はちょっと高いんですけれども、現状でもそんな高い方ではないというふうには認識いたしております。しかしこのアップ率が3割に迫るような状況になってきておりまして、なぜかということですが、これは介護保険料っていうのはやっぱり使うと高くなる。みんなで持つ。使わないと安くなると、これはもう原理当たり前のことですが、お陰様で辰野町の場合はいろんな施設ができてきております。また民間の方も加わってくれまして、羽場に「ふらっと」だとか、北大出に「歩々清風」とか、また公共でやってるものもご存知のとおり、それぞれ「かたくりの里」をはじめ、そしてまた民間で言いますか、社会福祉法人でありますけれどもグレースフルが第1、第2とあったり、それから

受け入れ施設があったりとかいうことで非常に福祉行政的な受け入れ施設が多いということも言えます。多くなってきた。そうすると辰野ばかりではなくて、特にさきほど言った「ふらっと」だとかゆうふうな施設は地域密着型の29床取ってますので、辰野町の人たちが優先して入るということになります。ほかの施設はもちろん辰野の人が多く、結果的には多くなるんですが、どっから入っても構わない。したがって全て総括的に見てみますと、非常に待機者が少なく、それでも待機はあるんですが、前よりは待機者が少なく入りやすい。したがって介護保険を利用している人が多い。多くなるとその市町村の介護保険料は高くなると、こういう原理であります。これらのことにつきまして担当課長の方からも今後の見通しについても、お聞かせいたしますが、ただ辰野町も基金がありましたが基金を取り崩して介護保険の方へ導入してありますが、これがいっぱいになっちゃいまして、いっぱいって言いますか使い切りまして、したがって値上げせざるを得ないというふうになってくるわけでありまして。基金ていうのは一応プール、一時的にこの溜めとくだけでこれが多いから少ないからなんて問題にしてちゃ困るんで、作っておかないと大変なことになる。これだけは事実ですので、今なくなってきましたのでこれまた溜めなきゃいけないなど、こんなふうに思っております。これは国保の方でも同じです。これは溜めすぎて何だ、かんだ変なこと言った議論もありましたけれども、いざという時は使い切るんですから。同じことです。そのこととちょっと別問題で、今の話とは別問題です。担当課長からお答えいたします。

○保健福祉課長

介護保険料、4月から値上げということでございます。特に介護保険の保険料の算出につきましては、非常に単純明快に分かりやすくなっております。全体のサービス給付費の50%は国、県、町で負担をして、残りの29%を40歳から65歳の方が負担をして、残りの21%について65歳以上の方が負担ということで、町の方で保険料を決めて徴収をしているということでございます。さきほどの表でちょっと見ていただきますと、プレスリリースっていう方をちょっと見ていただきたいと思いますけれども長野県と全国がこちらに載っておりますが、ちょっと辰野町が載っておりませんので、ちょっとここで申し上げたいと思います。辰野町の第1期は1,710円、第2期が2,760円、第3期が3,010円、第4期が3,357円、で第5期が4,390円ということで、平成12年の当初に比べて倍率でいうと2.56倍というようなふうに伸び

てきております。介護保険料、辰野町の場合はできるだけ安くというようなことで基金等を流用しながら、保険料を算定してきたわけですけれども、この第4期でございますけれども、基金の方を約6,400万ほど崩してしまっているという部分があります。したがって基金が大分減ってきてしまっている中で、第5期の介護保険料を算出しなければいけないという中で、どうしても伸び率が増えてしまったということがございます。しかし、各市町村の比較見ていただきますと、これ63の保険者ありますけれども高い方から52番目って言った方が良いのか、安い方から12番目って言った方が良いのか、いずれにせよほかの市町村に比べて非常に安い方に今、属しているかなという部類でございます。したがって、今後施設整備の方も当然、町長申しましたとおり進んでいきますので、第6期、7期っていうふうになると当然、介護給付費、サービス費が伸びてくっていくのはもう目に見えておりますので、今後も値上げは今の状態の制度の中では値上げはずっと続いていくということになるかと思えます。

○岩田（2番）

今、懇切丁寧なご説明をいただきましたけれども、30.8%も上がったので見ますとこの表にもありますように、63市町村の内、52番目ということで、最初の1期、2期の段階の安かったのは辰野町の介護予防の事業が上手くいっていて、町民がみんな元気だったと、こういうお話になるかと思えますけれども、いずれにしましても超高齢化が進んでおりますので、介護サービス自体の需要、今町長もおっしゃられましたけれども今年度は2万2,563件、3.5%の増加というのが私の方が調べた中に載っておりますけれども、これが減ることはないと思うんですよ。それに連動して受ける側の負担も増えるという事は理解できましたけれども、いずれにしましても支払っている町民目線からは非常に厳しい値上げであったことをご理解いただきたいと思えます。消費税も上がる、国民保険料の改定も待ったなしでしょう。是非ですね、生活弱者に配慮した施策というのを要望していきたいと思えます。最後の質問になりますけれども、介護保険の将来像について伺っておきたいと思えます。そもそも介護保険制度は核家族化した現代社会において、家族の相互扶助が著しく低下していく中、社会で介護を引き受けようという考えの下に創設されたというふうに理解されております。地縁・血縁・社縁でまとまっていた日本社会の構造的変質があり、在宅介護ができなくなった家庭を行政が援助して行く、そして我が

町でもそうですけれども、どんどん高齢者の福祉施設が増えました。この保険の制度のお蔭で現在の私たちが支えられていることも事実であります。この超高齢化社会の到来の波の中、そういう介護施設がどんどん増加して介護保険の支出も右肩上がりでございます。このままでは制度自体がですね、近い将来大きく破綻してしまうということが予想され、在宅介護ということがまた強調されている今日この頃でございますけれども、これはむしろ国策の分野ではないかと思っておりますけれども、介護保険はもともと障害者自立支援法、さきほど永原さんの質問にもございました。一緒にするとどうかというような議論から始まっている制度でございます。将来は介護保険・医療保険・障害者福祉制度をひとつにまとめてゆくことが事務手続きの簡素化、コストを含め行政の効率化の観点からも必要と感じております。こういうことにお詳しい町長の所見を最後に伺っておきたいと思っております。

○町 長

時間もきているようでございますので、簡単にお答えいたしますが、さきほどの辰野町の30.ちょっと時間なくて言えませんでしたけども、一時の値上げでありますけれどもこれは県下見ますと、もっとすごい所いっぱいありますよね。南木曾町では57.5%、北相木村では46.5%、中野市では31.1%、飯島町も31.1%、根羽村は36.4%アップ、山ノ内町が34.9%、ここに書いてあるとおりいっぱいありまして、辰野だけが特化してこう30%入ったわけではないだろうと思っておりますが、特に諏訪広域連合って一番下の方に書いてありますが、これ諏訪は各市町村別でなくて広域でやってます。その広域でたまらんということで、30.5%の値上げになったとこういうことでもあります。上げた率も確かにそうであります。上げたらいくらになったかもまた見ていただきたいということで、さきほど課長の言ったとおりでありますので鋭意努力しながら、基金も使い果たしながら、また次の基金も少しずつは溜めてかなきゃならんもんですから溜めながら、頑張っていきたいとこんなふうに思ってます。これからの保険制度に対しての問題でございます。いつも言ってますとおり、この国も頭良くて「施設をどんどん造れ、それからこれは介護保険でやっていけ、半分ぐらいは国が出すがあとは自分たちでやりなさい」利用すればするほど保険料が上がるようにシステムが組まれてます。これは保険の原理ですから良いんですが、大体こういった福祉の方へ保険の原理を適用させた方が良かったかどうか、そういう議論になっていくんじゃないかと思っております。介護保険もそうです。国保も

そうですね。国保もそうですし、みんな同じことであります。まあ、頭の良い人たちが国民のためにならんことばかり考えてるからこうなっちゃうんじゃないかなど。さりとて国の方も全額出していたんではとてもやりきれないということでもありますので、もう少し国も、利用度に応じて国の方もアップして、こう下がるようなふうにはこれは調節しなきゃいけないと思います。でももちろん受け取る側の方も調節する。国の方いつも合計の中でもって一定だけ、でなくてももう少しこの多い所には少し多く、パーセンテージも上がるようなふうなことも考えて、これいずれにしてもこれ大広域化でもってこれやってる介護保険料です。が、こんなふうですから国保は町単位でやってますので、これもとても大変です。これも大広域化して矛盾を段々孕んでいかなきゃならんだろうなど、こんなふうに思います。ちょっと簡単に申し訳ないです。時間でありますので失礼します。

○議 長

岩田議員、質問時間があと1分を切りました。質問をまとめてください。

○岩田（2番）

地方分権が叫ばれている時代でございます。町長の末端行政の苦勞も分かりますけれども、この末端行政の方から改革・改善の声を上げていかなければならないし、上げていっていただきたいと思います。そのためには我々議会もまた研鑽・努力、そして行政の協力をしてかなきゃいけないと思います。以上をもちまして私の質問を終わります。

○議 長

只今より暫時休憩をします。なお再開時間は11時50分といたします。

休憩開始 11時 43分

再開時間 11時 50分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席10番、中村守夫議員。

【質問順位10番、議席10番、中村 守夫 議員】

○中村（10番）

いよいよ9月定例議会の一般質問も、最終ランナーとなりました。私が最終ランナーとして相応しいかどうかということは横に置いときまして、先に通告いたしました2件につきまして質問させていただきます。火災報知機の取り付け状況の中で、

住宅用の火災警報器の設置状況について質問いたします。2009年6月に住宅への設置が義務化されましたが、先日発表のありました総務省消防庁の推計によりますと、住宅用火災警報器の県内設置率は、本年度6月1日現在で72.2%、前期比2.6%上昇しましたが、全国平均は77.5%で6.4%上がっており、県内は設置率・伸び率ともに全国平均を下回りました。都道府県別では、長野県は全国30番目、全国1番は90.2%の福井県で、最低の県は60%弱だそうです。県内消防本部・消防局が実施いたしました、電話による聞き取りアンケートを元に推計した、県内の消防本部・消防局別では、93.0%の木曾広域がトップで、最低は60%強の地区であります。伊那消防組合は73.5%で昨年と同じでした。県平均よりは1.3%上回っておりますが、全国平均よりは4.0%も下回っております。辰野町ではどのような方法で推計し、またその設置率はどの程度でしょうか、質問いたします。

○町 長

それでは質問順位第10番、最後になりますということでご自分もおっしゃってましたが中村議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。火災報知器につきましての調査報告でありますけれども、これは辰野町の場合なんかもそうで、どこでもそうだと思いますが無作為に100件ぐらい抽出して、そして聞き取り調査でアンケート用紙を送付させていただいて、そしてそれから回収しているということでもありますので、データが毎年違うんですね。辰野も21年からやっておりますけれども平成21年が46.9%とか、一昨年の23年5月では79.4%いくとか、良いかなと思うと今年の24年の5月では60.6%とかですねこう波が出てきちゃうんですね、当たる所によって。辰野町は今7,300、7,400、7,500の世帯数がある筈ですから、正式に調査っていうことになると、100件では少ないだろうと大体の方向は掴めるでしょうが、と思いますが、しかしそれ調査してみてもさきほど言いましたように福井県の90.1%とか木曾広域のように91%を超えとか、93%までいっているんですか。それは調べる事だけではどうも意味をなさないだろうと思います。やはり何とか良い方法を考えて付けていただけるようなことで、やっぱりこの件に関して85%を超えて90%以上になるってこれ特殊なことをやってる筈ですね。ただ皆さんお願いしますと、同じように広報か何かに載せるだけでやってるとおそらく辰野とか、長野県のような、長野県でも平均で72.2%ですがこれも何件抽出したかって良く分からないってことですけれども、そんなデータになっちゃうんだらうと、まずこ

んなふうに思います。消防署長の、この件は良いかな。はい、ほかの件ありましたらまた署長の方からもお答えいたします。

○中村（10番）

私が件数こそそんなに多くはありませんが、気が付いた時に周りの人に聞いてみても、住宅への取り付けでない家庭が3分の1くらいはあるのではないかと感じております。各家庭に火災警報器が取り付けがあれば近所の人が留守宅の警報器の音に気が付き、直ぐに119番通報をし初期消火をして大事に至らなかったなど、逃げ遅れによる死傷者を減らし、火災の未然防止や大きな火災になる前に対処できるメリットなどがあります。住宅の火災警報器の値段、取付料などの費用は、ピンキリと思いますが、平均的には現在どの程度の警報器が一番多く取り付けられているのでしょうか、お聞きいたします。

○消防署長

現在、電気店、またホームセンター等で販売をしておりますけれども、販売をされております金額は5,000円から7,000円くらいなものが主なものでございます。

○中村（10番）

今後、各家庭の設置率が向上するためには、各家庭を回っての聞き取り調査など、また、取り付け場所、方法などの指導も有効かと思えます。町としては、どのような方法を考え設置率の向上を進めていくのかお伺いいたします。

○町 長

お年寄り世帯に対しましては消防署員が毎年、廻っていろいろと、このお勝手から何から全部見させていただいたり、それから消化器、また火災報知器等もチェックいたしておりますが、一般の場合の各家庭の場合には消防団員の皆さん方が各地域を廻って、お勝手まで入るかどうかわかりませんが「入らせてくれ」って「はい、どうぞ」っていう所は入るでしょうけども、一応消化器などを中心に、しかし火災報知器のチェックはちょっとしているかどうか、最近ちょっと分からないんですが、そういったこともやっぱりチェックしていくこと、さきほどの福井県の例だとか、90%を超えるような所は相当のそういった良い意味のチェックが入るだろうと。また指導があるでしょう、講習もあるでしょうと、こんなようなことをしないと、放っておけば大体70%かそんなもんだらうとこんなふうに思います。放っとくと言いますか一応のPR程度では。それでコード付きのものもありますし、AC線から

取ってる、それから乾電池方式のものもありますし、それから乾電池じゃなくて、それ自体がシュシュシュと音を出してパンというのが、そういう方法もあるようですが、また消防署の方からも指導を受けて一番何が良いのか、ちなみに中村議員も反問権じゃないんですけど、付けてますよね。あの、いやいや、付けてることを聞いているんですが、何箇所付けてますか、参考に教えてもらいたいんですが、あるいはどこへ付けているか。

○中村（10番）

あとで。

○町長

あとで、じゃお願いしたいと思います。ということは、大きな家でも、中村議員の家は大きいお家だと思しますので1箇所付けても付けたことになるかどうか。

じゃ、全部付けたらえらいことだな。一番の火の出そうなお勝手とか、あるいは居間とかそんなふうなことですかね、私も今そう思いながら反省しながらどこへ、どうなっているかな、今考えなきゃいけないなと思ってますけれどもそういう意味で反問じゃありません。参考に教えてもらいたいとこんなことでありますが、署長の方から何かあればお答えいたします。

○消防署長

設置の推進につきましては町長の只今の答弁のとおりでございますけれども、ほかには消防署におきまして、依頼をされます各事業所、また各区での訓練依頼の際に、また救急講習の際にも設置をお願いをしているところでございます。

○中村（10番）

3年前くらいの取り付け義務化された頃に出ましたパンフレットによりますと、2階建ての2階の寝室がある場合には、その階段と寝室に取り付けろっていうようなことができておりますが、寝室まで煙りが来た時には手遅れじゃないかとも思いますが、そのへんは私もよく理解しておりません。また大変、いろいろお聞きしまして何ではございますが、恥ずかしながら現在私の家には付けてございません。現在笑った人の中にも付けてない人がおるじゃないかと思いますが、さきほどちょっと申し上げましたが、取り付け場所とか取り付け方法などのご指導をいただきながら取り付けなければちょっと、どうやってやって良いか分からん点もございます。現在町内では半年以上も火災がないようで、これは記録的なことのように。今後

も無火災が続く中、大切な財産を失わないためにも、再度、住民に周知徹底し早期のうちに 100 %の設置ができる様、期待いたしまして私も十分気を付けまして、この項の一般質問を終り、次の質問に移ります。

本年 5 月下旬、辰野町 P T A 連合会の総会が辰野東小学校において開催され出席いたしました。その折、辰野東小学校の美術品を、参加者ととともに拝観させていただく機会がございました。私「中村」の同姓、身内の、中村七十・七十郎親子、中村竹男等の制作した彫刻品をはじめ数多くの美術品が、教室を改造した「美術室」に展示されておりました。何十年ぶりに拝観できたのか記憶にないくらいでしたが、何か部屋の広さの割には、展示品が多すぎる様な気がいたしました。ほかの小中学校にも美術品があると思いますが、各学校にそれぞれ何点位の美術品が、美術室に納められておられるのか、廊下に展示されているのか教えていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○町 長

小学校で近隣、あるいはまた広く見てもと思いますが、小学校単位で美術館持っているのは辰野東小学校ということで、非常に特筆する学校であろうと私は思っております。あそこの地域に芸術家、美術家が相当、日本的な世界的な作家が出たということの一因だろうと思ひまして、調べてみますと東小学校では 119 点ほど油絵から水彩、日本画、墨絵、掛け軸、ブロンズ、ほか彫刻に至るまでがあります。ほかの小中学校につきましては、教育長か次長かどちらの方からかお答えを申し上げます。

○教育長

東小学校では今、町長申し上げたとおりであります。美術館という名前の付いた所がありますので美術館の中に入っている作品が 69 点、そのほか廊下とか外のブロンズとかみんな合わせて 119 点と、こういう数でございます。ほかの小学校につきましては、それぞれ 20 点ないし、69 点、全部合わせまして、中学も合わせまして町内の小中学校にある美術作品の数は 315 点であります。ただ、315 点は一応数えてありますけれども、この美術作品の中に含めるべきか含めなくても良いのか迷うようなものもあります。例えば花瓶なんかは、その花を挿すための花瓶なのか美術品としての花瓶なのか迷うところもありますので、一応 315 点というふうに計算をしております。なお、両小野小学校まで入れると更に 344 点というふうに増えるところ

でございます。以上です。

○中村（10番）

確かに古伊万里ですとか、何があるか花瓶は分かりませんので、そういう点につきましてはまた、機会がございましたら何とか鑑定団に依頼してみてもよろしいかと思えます。各学校それぞれに美術品がたくさんあるようでございますが、一番馴染みのある辰野東小学校の美術品について質問いたします。辰野東小学校美術室は、校舎の北の方の二階の真ん中辺りの一つの教室を利用して展示されておられたような気がしますが、防犯上の戸締りは万全ですか、防火用の対策は万全か、類焼の危険はないか、またさきほどではございませんが火災警報器の取り付け等は万全か、お尋ねいたします。

○教育長

普通の教室2教室分の所を美術館にしてございますので、特別美術館として造った所ではありませんので、特に防火施設とか防犯施設は設置されておられません。ただ入口に鍵をかけて誰でもいつでも自由に出入りができるようにはなっておりません。防火は備え付けの消火器を置いてある程度でございます。以上です。

○中村（10番）

大切な美術品でございますので、今後の保存、管理について私の考えも含めまして質問いたします。美術品の中には石膏で作成された物も多くあると思えますが、劣化防止のために近い将来、徐々にブロンズ化して保存していく考えはないでしょうか。また、ブロンズ化した美術品を町内公共施設、例えば、辰野町営病院、かやぶきの館、辰野パークホテル、湯にいくセンターなどへ貸し出し、玄関先とかロビーに展示する。各地区コミュニティーセンター、企業等に売却し、同じように展示する。この場合はそれなりの関係者との話し合いも必要かと思えますが、その点についていかがでしょうか。

○町 長

今のお話の中で売却っていう話もあったわけですね。

○中村（10番）

はい。

○町 長

分かりました。辰野にはいろいろ作家が、特に彫塑の今、件だと思いますけれど

もいらっしやいまして辰野美術館でも相当のまだ、原型のままお預かりしているものもあります。今の小中学校等々にも原型のまま展示したり、預かっているものもあるわけでありまして、議員がおっしゃるとおり、あのままいけば劣化していくことは間違いありません。さりとて、これまた鑄造って言いますか、銅に、銅が大体一番適当だと思うんですけれども、抜いていく場合にこれ費用が結構かかりましてちょっとした胸像、人間の頭大ぐらいの胸から上のぐらいでも、やはりそれだけの作家のものになりますと誰でもっていうわけにいきませんので、一応のそういった名士にお願いをしましてまいりますと400、500万円ぐらいかかっていくということも聞いております。それで1体でなくて例えば10体ぐらいを抜いて、それで公共施設等へ置いて、更にはまた民間の企業等欲しい所があれば売却してその費用を捻出しろとこういう意味かもしれませんが、それはまだここで言われたとこでありまして検討しなければ何とも言えないとこであります、いずれ大事なものでありますので、また美術館の学芸員とも相談しながら、ちょっとずつの予算で、そうかって400、500万円かかるのを今年は20万円だけ抜いとくってというわけにいきませんので抜くんなら一気にどかんとやらなきゃいけないもんですから。予算もかかることですので、ちょっと、言われること分かりますから何とか方向も付けていかなきゃならんなあと、こんなふうに思いますが、教育長の立場からもまたお答えをお願いしたいと思っております。

○教育長

今、申されましたように他への貸し出しにつきましてはね、これは有効に使っていくことは良いだろうなというふうには私は考えておりますが、売却については今のところ私は考えていない状況であります、今町長申されましたように、それで利益を得ていくようなことができるのならば、どうだろうかということもこれからさきの課題かなと、こんなふうに思っております。なお、さきほどの防犯に関係してですけれども、校舎は鉄筋の校舎でありますので、直ぐにばっと燃えてしまうことはないかと思っておりますし、それから防犯になるかどうか、保険をかけてございます。高価な作品、何十点につきましては保険をかけてございます。以上です。

○中村（10番）

さきほど売却と申しましたが、例えば1点しかないものを売却しちゃいますとなくなってしまうので、例を上げれば石膏でできたようなものを主体にブロンズ

化等いたしまして、2体なり3体なり造りまして、1体は残しておいて、あとは売るとか、いろいろな考え方があると思いますが、確かにやたら売買しても良いものかどうかという事は私自身も非常に難しいことだとは思っております。次でございますが多くの美術品、さきほど教育長もおっしゃいましたが、保険はかけてあるし鉄筋で急には燃えないとか、いろいろございますが、さりとて防犯上、誰かが叩き壊して盗んでいけば取られないとも限りません。どこでもどんな立派なものを作ってもそこまで考えますと難しいことかと思えます。例えば、あれだけ120点近くもある美術品でございますが、辰野美術館の一角へある程度貴重な美術品を展示する場所を確保し展示する。または東小学校の敷地内に、それなりの設備を施した専用の美術館を建設し展示する。現在の状態よりは盗難、火災等の防止にもなると思えますし、一般の人たちにも、自由に拝観できるようになると思えます。さきほどのブロンズ化等ですとか、建物造れとか、直ぐには資金的にも難しいことできませんとは思いますが、今後の課題として検討して行く余地はありませんでしょうか。

○町 長

例えば私も東小学校を見せていただきましたけれども、忘れる頃見てますので、5、6回見たわけですが、その度びっくりするぐらいで立派なものがあります。あそこに置きますと東小の子どもたちの教育、あるいはPTA、関係者が見ることができたりしますが一般公開はなかなか難しいと。一々学校の許可を取って鍵を開けていただいて、ある一定の期間ということになりますので、一部をこれ美術館の方へ東小所蔵のものであるということで、学芸員にも聞いてみますけれどもそういうコーナーを設けて順次こう入替をこうしていくという手も一つあるのかな、そうすると大勢の住民の皆さんにも目に触れてってくれて良いのかな。その他あんまり移動をしてばかりいますと、ちょっとこの持ち運びでもっていろんな問題が起きてもいけませんけれども問題の起きないように、専門家に、専門家って学芸員あたりはきちっとそういうとこできてますので、我々は簡単にこう手でもって抑えていくなんでこんなことしないようにして、きちっと移動すれば大丈夫かなとこんなふうには思っております。いずれにしても大勢の目に触れるべき、あるいはまた相当の作品がありますので、見ていただきたいと思う我々の大先輩、先達の技でありますので、そんなふうにも考えます。検討させていただきます。

○教育長

町長さん今言われたとおりかと、こんなふうに思いますが、長年にわたって東小学校へ寄贈されてきた作品であります。寄贈してくださった方々の思いというのは学校の中へ展示をしておいて、子どもたちが日常的に見たり触ったりすることによって美術的な意識を育もうという意味を持って寄贈をしてくださったものだというふうに私は思っておりますので、子どもたちが日常的に接することができるようなそんな形を作っておくことが大切かなと。美術館の収蔵庫の中へ収蔵してしまうというようなことは寄贈者の意思にそぐわないのかなと、というようなことは考えております。また今専門、専用の美術館を造ったらどうかということで、それが一番良い方法だと思いますけれども、何分にも多額の金額がかかることであるというふうに考えますので、検討課題にさせていただければと私は考えております。以上です。

○中村（10番）

さきほど私も何十年ぶりに拝観できたのか記憶にないくらいと申しましたが、この原稿を作っている頃からいろいろ考えてみますと、小学校に通っている頃、見たんじゃないかというような記憶が湧いてきまして、その頃は何かもっと自由に教室へ入って行って見れたような気もいたします。当時はのんびりした時代で、盗られるとか放火とかそういうことはなかったんじゃないかと、そういう心配がなかったんじゃないかと感じております。確かに、例えばです、東小専用の美術館を建設し、展示するというようなことになりまるとほかの学校でも我も、我もということにもなりかねませんので十分に辰野病院の借金も返し、ある程度の余裕ができた頃でも仕方がないかとも思いますが、是非、将来に向けて検討していただきたいと思います。いずれにしても全作品ともに二度と作成できないような美術品が殆どであると思います。貴重な、学校の、地域の、ひいては町のお宝を、盗難、火災等から守り、より多くの人達が拝観できるような方向を考え、末長く守っていけるよう対処していただければよいお願いいたします。短時間でございましたが、これで私の一般質問を終わります。

○議長

以上で、一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

9. 散会の時期

9月11日 午後 12時 19分 散会